# 建 設 業 許 可 の 手 引 き

茨城県土木部監理課

令和７年２月１日以降版

# は　じ　め　に

この手引きは、これから建設業の許可を受けようとする方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続きについてまとめたものです。建設業の許可を受けようとする方は、建設業法の趣旨を十分ご理解の上、申請の手続きを行ってください。

なお、申請書類の記入漏れや添付書類の不備等があった場合、申請書類を受付できない場合があります。また、受付した場合でも、取下げや不許可処分となる場合があります（手数料は返却されません。）。提出書類や添付書類に虚偽や不正があった場合は、法律により処罰されますのでご留意願います。

申請に当たって不明な点がある場合は監理課建設業担当、又は管轄する土木事務所（２４頁参照）にお問い合わせください。

※申請手続の代理を業として行うことができるのは、弁護士又は行政書士に限られておりますのでご注意ください。

※本県の建設業法に基づく許可の基準や申請の手続きについては、本県の「建設業の許可要件の審査等における留意事項」の外、国土交通省の「建設業許可事務ガイドライン」に準じて取り扱うこととしております。適宜ご参照ください。

- 「建設業の許可要件の審査等における留意事項」
  https://kennsetugyou-ibaraki.jp/archive-permit/
- 「建設業許可事務ガイドライン」
  https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

茨城県土木部監理課建設業担当
〒３１０－８５５５　茨城県水戸市笠原町９７８－６　電話：０２９－３０１－４３３４
＜建設業担当ホームページ＞
https://kennsetugyou-ibaraki.jp/

# 目　　次


１　建設業の許可について

Ⅰ　建設業の許可と種類

１　建設業とは …… １

２　許可を必要とする者 …… １

３　許可行政庁 …… ２

４　許可の区分(一般建設業と特定建設業) …… ３

５　許可の有効期間 …… ３

Ⅱ　許可の基準

１　経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有すること …… ９

２　営業所技術者等を営業所ごとに配置していること …… １２

３　請負契約に関して誠実性を有していること …… １９

４　請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること …… １９

５　欠格要件に該当しないこと …… ２０

Ⅲ　許可の申請手続き

１　申請手数料 …… ２１

２　申請区分 …… ２２

３　標準処理期間 …… ２３

４　許可申請書様式の入手 …… ２３

５　許可申請書の提出先・提出部数 …… ２３

６　許可申請の取下げ …… ２４

７　許可通知書の交付 …… ２５

８　許可の有効期間 …… ２５

９　健康保険等加入状況の確認について …… ２５

１０　申請書類 …… ２６

１１　各種証明書取扱い窓口 …… ３４

１２　許可を受けたあとの届出等 …… ３５

１３　国土交通大臣許可業者における建設業許可について …… ４６

２　申請書の記載方法

１　作成に当たって …… ４９

２　一般的注意事項 …… ４９

３　財務諸表（様式第１５号～第１９号）の作成について …… ５０

＜記載例＞

第１号　建設業許可申請書 …… ５１

第１号　建設業許可申請書別紙１ …… ５４

第１号　建設業許可申請書別紙２（１） …… ５５

第１号　建設業許可申請書別紙２（２） …… ５７

第１号　建設業許可申請書別紙３ …… ５８

第１号　建設業許可申請書別紙４ …… ５９

第２号　工事経歴書 …… ６１
第３号　直前三年の各事業年度における工事施工金額 …… ６９
第４号　使用人数 …… ７０
第６号　誓約書 …… ７１
第７号　常勤役員等（経営業務の管理責任者）証明書 …… ７２
第７号の２　常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 …… ７４
第７号　常勤役員等の略歴書（別紙） …… ７９
第７号の２　常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（別紙二） …… ８０
第７号の３　健康保険等の加入状況 …… ８１
第８号　営業所技術者等証明書（新規・変更） …… ８３
第９号　実務経験証明書 …… ８６
第１０号　指導監督的実務経験証明書 …… ８８
第１１号　令第３条に規定する使用人の一覧表 …… ８９
第１２号　許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 …… ９０
第１３号　令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 …… ９０
第１４号　株主（出資者）調書 …… ９１
第１５号　貸借対照表 …… ９２
第１６号　損益計算書・完成工事原価報告書 …… ９４
第１７号　株主資本等変動計算書 …… １０１
第１７号の２　注記表 …… １０３
第１７号の３　附属明細表 …… １０６
第１８号　貸借対照表（個人用） …… １０９
第１９号　損益計算書（個人用） …… １１０
第２０号　営業の沿革 …… １１１
第２０号の２　所属建設業者団体 …… １１２
第２０号の３　主要取引金融機関名 …… １１３
第２２号の２　変更届出書 …… １１４
第２２号の３　届出書 …… １１９
別紙８　変更届出書 …… １２１
第２２号の４　廃業届 …… １２２
別紙６－１　経営業務を補佐した経験の認定に関する調書 …… １２４
別紙６－２　常勤役員等が有する業務経験の認定に関する調書 …… １２５
別紙６－３　常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書 …… １２６
診断書作成例 …… １２７
健康保険等の被保険者証の写しを提出する場合の留意事項 …… １２９
建設業法施行規則別表（一）　都道府県知事コード …… １３１
建設業法施行規則別表（二）　有資格コード一覧（一般建設業） …… １３２
建設業法施行規則別表（二）　有資格コード一覧（特定建設業） …… １３５

# １　　建設業の許可について

# Ⅰ　建設業の許可と種類

## １　建設業とは

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。

「建設工事」とは、土木建築に関する工事で、表１－１(４頁)に掲げるとおり、２９業種に分かれています。

「請負」とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約であり、類似の概念である雇用及び委任とは異なるものであるので注意してください。

＊「建設工事」に該当しないもの
保守点検、維持管理、除草、草刈、伐採、除雪、融雪剤散布、測量、墨出し、地質調査、造林、採石、調査目的のボーリング、造船、機械器具製造・修理、機械の賃貸、宅地建物取引、建売住宅の販売、浄化槽清掃、ボイラー洗浄、側溝清掃、コンサルタント、設計、リース、資材の販売、機械・資材の運搬、
保守・点検・管理業務等の委託業務、物品販売、清掃、人工出し、解体工事で生じた金属等の売却収入、
JV の構成員である場合のその JV からの下請工事、自社建物の建設

## ２　許可を必要とする者

建設業を営もうとする者は、下記に掲げる軽微な建設工事のみを施工しようとするものを除いて、表１－１（４頁）に掲げる２９業種の建設業の種類（業種）ごとに、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

＊許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）

| | |
|---|---|
| 建築一式工事 | 次のいずれかに該当する工事<br>①　１件の請負代金が1，500万円※未満の工事（消費税及び地方消費税込）<br>②　請負代金の額に関わらず、木造工事で延べ面積が 150 ㎡未満の工事（主要構造部が木造で、延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供するもの） |
| 建築一式工事以外の建設工事 | １件の請負代金が 500 万円※未満の工事（消費税及び地方消費税込） |

※注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを、請負代金の額とする。

（注）建設業の許可業者が、許可を受けていない業種に係る軽微な建設工事を施工する場合、主任技術者等の配置が必要とされています。

○附帯工事について

許可を受けていない業種に係る建設工事は請負うことができません（軽微な建設工事は除く）が、本体工事に附帯する工事については、発注者の利便性の観点から、許可を受けている本体工事と併せて許可を受けていない附帯工事についても請負うことができます（主任技術者等を配置して自ら施工するか当該業種の建設業許可業者に請け負わせることになります。）。なお、附帯工事とは、以下により判断し、全く関連のない２つ以上の工事は附帯工事には該当しません。

・一連の工事又は一体の工事として施工する他の工事
・本体工事を施工した結果、発生した工事又は本体工事を施工するにあたり必要な他の工事

## ３ 許可行政庁

建設業の許可は、都道府県知事許可と国土交通大臣許可があります。

・都道府県知事許可：１都道府県内にだけ営業所を持ち、営業しようとする場合
・国土交通大臣許可：２以上の都道府県内に営業所を持ち、営業しようとする場合（※）

営業所とは、本店、支店、若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、少なくとも次の要件を備えているものをいいます。

① 請負契約の見積り、入札、契約締結等実体的な業務を行っていること
② 事務所等建設業の営業を行うべき場所を有し、電話、机等什器備品を備えていること
③ ①に関する権限を付与されたものが常勤していること
④ 営業所技術者等が常勤していること

したがって、建設業にはまったく無関係なもの及び単に登記上の本店、単なる事務連絡所、工事事務所、作業所などはこの営業所には該当しません。

なお、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、営業所に該当します。

※許可を受けた業種については、軽微な工事のみを請け負う場合であっても、当該業種の届出をしている営業所以外での営業はできません。

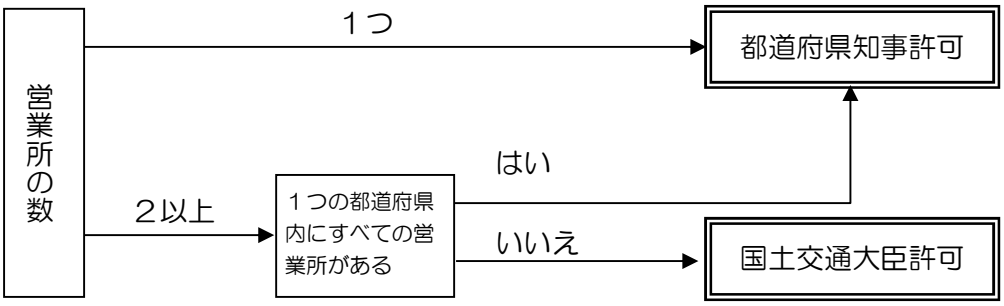


※国土交通大臣許可が必要な場合の手続きは、国土交通省関東地方整備局が窓口となります。
（４６頁参照）

## 4　許可の区分（一般建設業と特定建設業）

建設業許可は、**一般建設業**と**特定建設業**に区分されています。許可を受けようとする業種ごとに一般建設業又は特定建設業の許可を受けなければなりません。特定建設業の許可を受けた場合は、発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、下請代金の額が 5,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）となる下請契約を締結することができます。

なお、1 件の工事をすべて直営施工し、または 1 件の工事について 5,000 万円未満（建築工事業の場合は 8,000 万円未満）についてのみ下請施工させる限り、一般建設業、特定建設業に関わらず、受注金額に制限はありません。

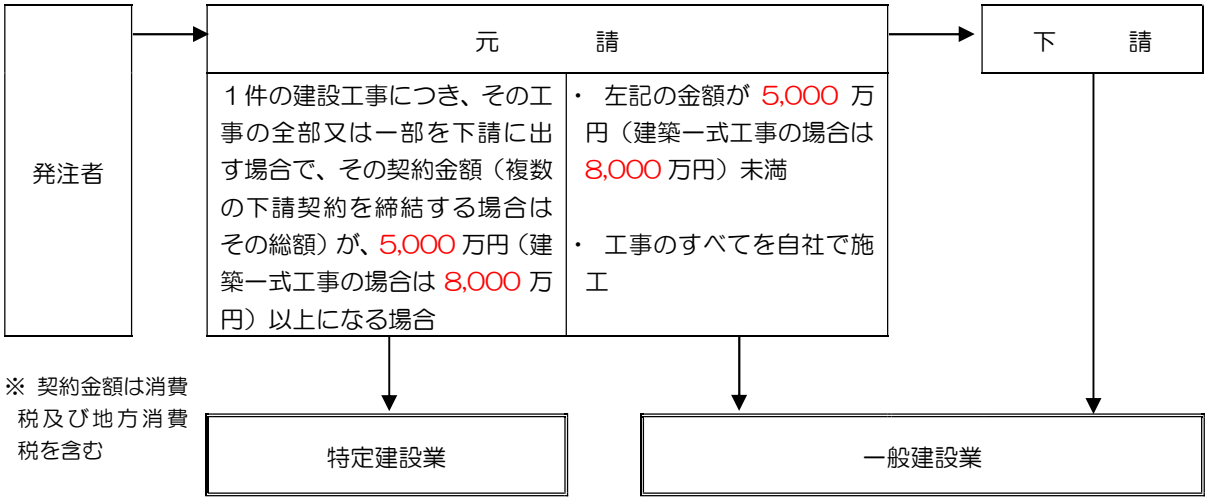


【補足】

①材料の提供について

5,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）の工事に該当するか否かを判断する際には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。

②下請負人と特定建設業の関係について

一次下請負人が二次下請負人に、5,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）の工事を下請施工させる場合には特定建設業の許可は不要であり、一般建設業の許可で足りることとなります。

③許可の区分と請負金額について

発注者から直接請け負う 1 件の工事の請負金額については、一般建設業であっても、特定建設業であっても制限はなく、一般建設業であっても、工事をすべて直接施工するかあるいは下請への発注額が 5,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）未満である限り、請負金額に制限はありません。

## 5　許可の有効期間

許可の有効期間は、**5年**です。

許可のあった日から５年目の許可日に対応する日の前日をもって満了とします。許可の有効期間の末日が日曜日等の行政庁の休日であっても同様の取扱になります。

したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、**期間が満了する日の３０日前までに**、当該許可を受けたときと同様の手続により許可の更新の手続をとらなければなりません。手続を怠れば期間満了とともにその効力を失い、引き続き営業することができなくなります（建設業法施行規則第５条）。

なお、更新の申請は、期間が満了する日の３か月前から受け付けます。

表１－１　【建設業の業種】

| 建設工事の種類 | 業種 | 内　容 | 例　示 | 区分の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 土木一式工事 | 土木工事業 | 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。） | 道路、橋梁やダム、下水道（農業集落排水工事を含む）などを一式として請け負うもの。 | ①　「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。<br>②　上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。<br>　なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 |
| 建築一式工事 | 建築工事業 | 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事 | 住宅建設等を一式工事として請け負うもの。建築確認を必要とする新増築等。 | ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 |
| 大工工事 | 大工工事業 | 木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事 | 大工工事、型枠工事、造作工事 | |
| 左官工事 | 左官工事業 | 工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事 | 左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事 | ①　防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。<br>②　「ラス張り工事」及び「乾式壁工事」については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。<br>③　『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。 |
| とび・土工・コンクリート工事 | とび・土工工事業 | イ　足場の組み立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事<br>ロ　くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事<br>ハ　土砂等の掘削、盛上げ、締め固め等を行う工事<br>ニ　コンクリートにより工作物を築造する工事<br>ホ　その他基礎的ないしは準備的工事 | イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事<br>ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事<br>ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事<br>ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事<br>ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事 | イ　『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。<br>①　根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。<br>②　建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。<br>③　コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。<br>ロ　『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。<br>ハ　「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。<br>ニ　「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。<br>ホ　『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。<br>ヘ　「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。<br>ト　「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 |

| 建設業の種類 | 業種 | 内容 | 例示 | 区分の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| とび・土工・コンクリート工事 | とび・土工工事業 | | | チ　『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。<br>リ　トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。 |
| 石工事 | 石工事業 | 石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事 | 石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事 | 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。<br>①　根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。<br>②　建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。<br>③　コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 |
| 屋根工事 | 屋根工事業 | 瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事 | 屋根ふき工事 | ①　「瓦」、「スレート」及び「金属薄版」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって「板金屋根工事」も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。<br>②　「屋根断熱工事」は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。<br>③　屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 |
| 電気工事 | 電気工事業 | 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事 | 発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事 | ①　屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。<br>②　『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 |
| 管工事 | 管工事業 | 冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して、水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事 | 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事 | ①　「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。<br>②　し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。<br>③　『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。<br>④　建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。 |

| 建設業の種類 | 業種 | 内容 | 例示 | 区分の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 管工事 | 管工事業 | | | ⑤　上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。<br>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。<br>⑥　公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 |
| タイル・れんが・ブロック工事 | タイル・れんが・ブロック工事業 | れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又ははり付ける工事 | コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事 | イ　「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。<br>ロ　「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。<br>ハ　『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。<br>①　根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。<br>②　建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。<br>③　コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロツク工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 |
| 鋼構造物工事 | 鋼構造物工事業 | 形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事 | 鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油･ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事 | ①　『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。<br>②　ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。<br>③　『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 |
| 鉄筋工事 | 鉄筋工事業 | 棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事 | 鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事 | 『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。 |
| 舗装工事 | 舗装工事業 | 道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事 | アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事 | ①　舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。<br>②　人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。 |
| しゅんせつ工事 | しゅんせつ工事業 | 河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 | しゅんせつ工事 | |

| 建設業の種類 | 業種 | 内容 | 例示 | 区分の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 板金工事 | 板金工事業 | 金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事 | 板金加工取付け工事、建築板金工事 | ①　「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。<br>②　「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 |
| ガラス工事 | ガラス工事業 | 工作物にガラスを加工して取付ける工事 | ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事 | |
| 塗装工事 | 塗装工事業 | 塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事 | 塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事 | 「下地調整工事」及び「ブラスト工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 |
| 防水工事 | 防水工事業 | アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事 | アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事 | ①　『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。<br>②　防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 |
| 内装仕上工事 | 内装仕上工事業 | 木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて、建築物の内装仕上げを行う工事 | インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事 | ①　「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。<br>②　「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。<br>③　「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。 |
| 機械器具設置工事 | 機械器具設置工事業 | 機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事 | プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事 | ①　『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。<br>②　「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。<br>③　「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。<br>④　公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 |
| 熱絶縁工事 | 熱絶縁工事業 | 工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事 | 冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事 | |
| 電気通信工事 | 電気通信工事業 | 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事 | 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV 電波障害防除設備工事 | ①　「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。<br>②　既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。<br>③　『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 |

| 建設業の種類 | 業種 | 内容 | 例示 | 区分の考え方 |
|---|---|---|---|---|
| 造園工事 | 造園工事業 | 整地、樹木の植栽、景石の据付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事 | 植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事 | ①　「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。<br>②　「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。<br>③　「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。<br>④　「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。<br>⑤　「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。 |
| さく井工事 | さく井工事業 | さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事 | さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事 | |
| 建具工事 | 建具工事業 | 工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事 | 金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事 | |
| 水道施設工事 | 水道施設工事業 | 上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事 | 取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事 | ①　上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。<br>　なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。<br>②　し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 |
| 消防施設工事 | 消防施設工事業 | 火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事 | 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事 | ①　「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。<br>②　『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 |
| 清掃施設工事 | 清掃施設工事業 | し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事 | ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事 | ①　公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。<br>②　し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 |
| 解体工事 | 解体工事業 | 工作物の解体を行う工事 | 工作物解体工事 | 　それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。 |

# Ⅱ　許可の基準

許可を受けるためには、次の下表に掲げる資格要件を備えていることが必要です。

①経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有すること
②営業所技術者等を営業所ごとに置いていること
③請負契約に関して誠実性を有していること
④請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
⑤欠格要件等に該当しないこと

## 1 経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有すること

経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することとは、次の①、②の２点を満たすことをいいます。

①　適正な経営能力を有すること（以下のⅠ又はⅡのいずれかの体制を有すること）
②　適切な社会保険等に加入していること

### （１）適正な経営能力を有することとは

適正な経営能力を有することとは以下の表のⅠ又はⅡのいずれかの体制を有するかどうかで判断します。

| | |
|---|---|
| **Ⅰ　常勤役員等※1のうち１人が次のいずれかに該当する者であること（従来の経営業務の管理責任者）。** | |
| ・建設業に関し※2５年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者（施行規則第７条第１号イ（１）該当）<br>・建設業に関し５年以上の経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けたもの（執行役員等）に限る。）として経営業務を管理した経験を有する者（施行規則第７条第１号イ（2）該当）<br>・建設業に関し６年以上の経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者（施行規則第７条第１号イ（３）該当） | |
| **Ⅱ　常勤役員等のうち一人が左下（ア）のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する※6者として、右下（イ）のすべてに該当する者をそれぞれ置くものであること。** | |
| （ア）<br>・建設業に関し、２年以上の役員等としての経験を有し、かつ５年以上の役員等または役員等に次ぐ職制上の地位※4にある者としての経験を有する者（施行規則第７条第１号ロ（１）該当）<br>・５年以上の役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、２年以上の役員等としての経験を有する者（施行規則第７条第１号ロ（2）該当） | （イ）（施行規則第７条第１号ロ柱書該当）<br>・許可申請等を行う建設業者等において５年以上の財務管理の業務経験を有する者<br>・許可申請等を行う建設業者等において５年以上の労務管理の業務経験を有する者<br>・許可申請等を行う建設業者等において５年以上の業務運営の業務経験を有する者<br>※（イ）は１人が複数の経験を兼ねることが可能 |

※１　「常勤役員等」とは、法人の場合はその役員※3のうち常勤※5であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人（商業登記簿上で支配人登記が行われている者に限る。）をいう。
※２　「建設業に関し」とは、すべての建設業の種類をいい、業種ごとの区別はない。
※３　「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。「業務を執行する社員」とは、持株会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まない。
※４　「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいう。また、当該地位は次ページ③のいずれかの業務経験を担当する地位であること。
※５　常勤といえるには、勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間にその職務に従事していることが必要である。
※６　「直接に補佐する」とは組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいう。

**○各種経験について**

①経営業務の管理責任者としての経験

経営業務の管理責任者としての経験とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経営業

務について総合的に管理した経験をいいます。
具体的には、法人の役員、個人事業主又は支配人、その他支店長、営業所長等の地位にあって経営業務を総合的に執行した経験を指します。単なる連絡所の長又は工事の施工に関する現場の長のような経験は該当しません。
法人の役員や支配人は、商業登記簿に登載されている者をいいます。法人の役員としての経験は、常勤・非常勤を問いませんが、監査役としての経験は経営業務の管理責任者の経験とは認められません。

②経営業務の管理責任者に準ずる地位としての経験

ア　執行役員等としての経営管理経験
取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

イ　経営業務を補佐した経験
経営業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般に従事した経験をいいます。

③財務管理、労務管理又は業務運営の業務経験

「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験をいいます。
「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。
「業務運営の業務経験」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施に関する業務経験をいいます。業務経験は、許可申請を行う建設業者等において５年以上の経験が必要であり、他の建設業者等での経験は認められません。

## （２）適切な社会保険等に加入していることとは

適切な社会保険等に加入していることとは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入しているものであることをいいます。加入義務が課されている保険に加入していない場合は、建設業の許可及び更新が認められません。
各種保険の加入については、健康保険及び厚生年金保険については年金事務所へ、雇用保険についてはハローワークにお問い合わせください。

**○個人事業主の事業承継の場合**

個人事業主の事業承継とは、現に許可を受けている個人事業主（被承継者）が、死亡、病気引退、高齢引退、その他の理由で（自己都合であるか否かを問いません。）廃業し、個人事業主の親族（承継者）が営業を引き継ぐことをいいます。
このとき、承継者が、被承継者の配偶者又は２親等以内の親族であり、成人に達して以降６年以上個人事業主に準ずる地位にあって、経営業務管理責任者を補佐した経験を有することを被承継者又はその配偶者が証明する場合（※）、被承継者１名につき１名のみ、経営業務管理責任者を補佐した経験を認めます。
※建設業法施行規則様式第７号「常勤役員等（経営業務管理責任者等）証明書」の証明者が、被承継者又はその配偶者であることをいいます。

常勤役員等の要件及び確認資料フローチャート

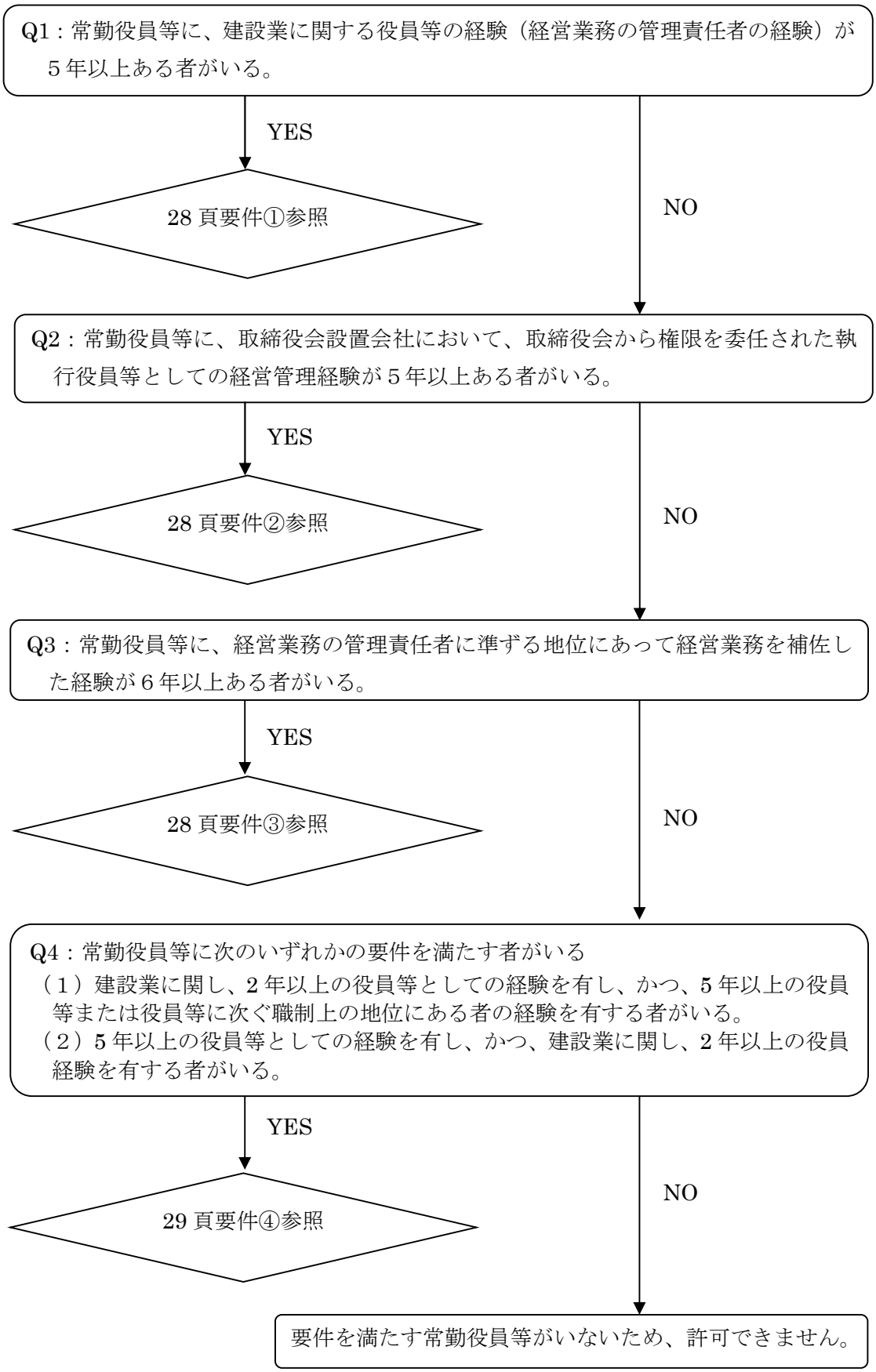

## ２ 営業所技術者等を営業所ごとに配置していること

### （１）営業所技術者等になるための資格

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所に、専任の技術者（営業所技術者等）を置くことが必要です。営業所技術者等は雇用契約により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務しうる（常勤性がある）ものでなければなりません。

営業所技術者等が要求される理由は、建設工事についての専門知識を有する技術者の恒常的な技術指導の下で建設業営業が行われる体制を構築することで、建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するところにあります。

営業所技術者等になるための技術資格要件は、次の**表１－２【営業所技術者等となりうる技術者資格要件】**のとおりとなっています。申請する建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なりますのでご注意ください。

**表１－２　【営業所技術者等となりうる技術者資格要件】**

| | | |
|---|---|---|
| 一般建設業 | 第７条第２号イ | ・許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、指定学科＊1を修めて高等学校若しくは中等教育学校を卒業後５年以上の実務経験＊2を有する者 |
| | | ・指定学科＊1を修めて大学若しくは高等専門学校を卒業した後３年以上の実務経験＊2を有する者 |
| | 第７条第２号ロ | ・１０年以上の実務経験＊2を有する者（学歴・資格を問わない） |
| | 第７条第２号ハ | ・一定の国家資格等を有する者　※**表１－３【営業所技術者等となりうる国家資格等一覧表】（１４頁）**参照 |
| | | ・複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者＊3 |
| | | ・旧実業高校卒業程度検定規程による検定を合格後５年以上の実務経験＊2を有する者 |
| | | ・旧専門学校卒業程度検定規程による検定を合格後３年以上の実務経験＊2を有する者 |
| | | ・許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、指定学科＊1を修めて専修学校の専門課程を卒業後５年以上の実務経験＊2を有する者 |
| | | ・指定学科＊1を修めて専修学校の専門課程を卒業した後３年以上の実務経験＊2を有する者（専門士又は高度専門士を称するものに限る） |
| 特定建設業 | 第15条第2号イ | ・一定の国家資格等を有する者　※**表１－３【営業所技術者等となりうる国家資格等一覧表】（１４頁）**参照 |
| | 第15条第2号ロ | ・前記の一般建設業の営業所技術者等の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業にかかる建設業で、元請として請け負った 4,500 万円以上（平成６年１２月２８日以前にあっては 3,000 万円、さらに昭和５９年１０月１日以前にあっては 1,500 万円以上）の工事に関して２年以上の指導監督的実務経験＊4を有する者<br>※　指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園の７業種）については、この基準により営業所技術者等となることはできません。 |
| | 第15条第2号ハ | ・国土交通大臣の個別審査を受け特定建設業の営業所技術者等となりうるとしてその認定を受けた者 |
| | | ・指定建設業７業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格したもの、もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者 |

＊1　「指定学科」とは、建設業の種類ごとに、当該建設業と密接に関連する学科として指定されているものをいいます。**表１－４【指定学科】**（１７頁）参照

＊2　「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮･監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの経験は請負人の立場における経験に限られないから、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれますが、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験

は含まれません。

なお、電気工事及び消防施設工事の実務経験は、電気工事士法及び消防法等の規定から、それぞれ電気工事士免状や消防設備士免状等の交付を受けた者についてのみ認められます。

＊3　複数業種に係る実務経験については**表１－５【一般建設業の営業所技術者等となり得る「複数業種に係る実務経験」】**（１８頁）参照

＊４　「指導監督的実務経験」とは、発注者から直接請負い、その請負代金の額が 4,500 万円以上であるものについて２年以上、建設工事の設計、施工の全般にわたって工事現場主任や現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

## （２）営業所への専任について

「専任」とは、その営業所に常勤してもっぱらその業務に従事することをいいます。そのため、営業所技術者等は当該営業所の常勤職員の中から選ぶことになります。

営業所技術者等は営業所に常勤しますので、原則として、主任技術者、監理技術者等工事現場の配置技術者になることはできません。ただし、例外として、次のすべてを満たす場合、工事現場の主任技術者となることができます。なお、主任技術者とは、建設業者が工事を行う場合その請負金額に関わらず現場に置くことが義務付けられる工事の施工上の管理等を担当する技術者をいいます。

○営業所技術者等が主任技術者を兼ねるための要件

- 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること
- 当該工事が主任技術者等の現場への専任が必要となる工事（公共性のある工作物に関する重要な工事（個人住宅の建築を除くほとんどの工事が該当）で請負金額が4,500万円以上（建築一式工事は9,000万円以上））でないこと

**＜常勤役員等及び営業所技術者等に関するその他の留意点＞**

① 他社の代表取締役等を兼任している場合は、常勤性の観点から、以下の要件を満たす場合に限り常勤役員等及び営業所技術者等になることを認めています。

※なお、ⅰ、ⅱについてはいずれか、ⅲ、ⅳについてはいずれも満たしていること。

ⅰ．代表取締役を務める他の法人が、事実上営業を行っていないと判断できる場合。

（確認資料例：税務署、県税事務所又は市町村に提出した休業届）

ⅱ．代表取締役を務める他の法人が、他の役員が事実上経営を行っていることが明らかな場合であって、代表取締役として無報酬である場合。

（確認資料例：登記簿謄本、一人別源泉徴収簿及び所得税領収済み通知書）

ⅲ．代表取締役を務める他の法人で、建設業法や他の法令等で専任性のある役職等についていない場合（国会議員及び地方公共団体の議員は常勤性の観点から常勤役員等及び営業所技術者等にはなれません。）

ⅳ．社会保険の加入状況等により、常勤役員等又は営業所技術者等になっている法人での常勤性が確実な場合。

※他社の役員（平取）との兼任は可能ですが、他社で建設業法や他の法令等で専任性のある役職等についている場合や、他社の常勤の取締役（常務取締役等）となっている場合、兼任は認められません。

②常勤役員等と営業所技術者等は、同一営業所内では、両者を１人で兼ねることができます。

③複数の業種の営業所技術者等の要件を満たしている者は、同一営業所の複数の業種の営業所技術者等を兼ねることができます。

## 表１－３　【営業所技術者等となりうる国家資格等一覧表】

「◎」…特定建設業の営業所技術者等（又は監理技術者）となりうる国家資格
「○」…一般建設業の営業所技術者等（又は主任技術者）となりうる国家資格
「○₁」…一般建設業の営業所技術者等（又は主任技術者）となりうる国家資格（＋合格後実務経験３年以上要）
「○₂」…一般建設業の営業所技術者等（又は主任技術者）となりうる国家資格（＋合格後実務経験５年以上要）

□ 特定建設業指定７業種（建設業法施行令第５条の２）

| | | コード | 資格区分 | 【必要な実務経験年数※1】 | 建設業の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |
| 建設業法（技術検定） | 合格証明書 | 11 | １級建設機械施工管理技士（注11） | | ◎ | | | | ◎ | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 12 | ２級建設機械施工管理技士（第１種～第６種）（注11） | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 13 | １級土木施工管理技士（注６） | | ◎ | | | ○₁ | ◎ | ◎ | ○₁ | | | ○₁ | ◎ | ○₁ | ◎ | ◎ | | | ◎ | ○₁ | | | ○₁ | | | ○₁ | | ◎ | | ○₁ | ◎ |
| | | 1H | １級土木施工管理技士補 | | | | | ○₁ | ○₁ | ○₁ | ○₁ | | | ○₁ | | ○₁ | | ○₁ | | | ○₁ | ○₁ | | | ○₁ | | | ○₁ | | ○₁ | | ○₁ | ○₁ |
| | | 14 | ２級土木施工管理技士 | 種別　土木（注６） | ○ | | | ○₂ | ○ | ○ | ○₂ | | | ○₂ | ○ | ○₂ | ○ | ○ | | | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | | | ○₂ | | ○ | | ○₂ | ○ |
| | | 1J | ２級土木施工管理技士補 | 種別　土　木 | | | | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | | ○₂ | | ○₂ | | | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | | | ○₂ | | ○₂ | | ○₂ | ○₂ |
| | | 15 | ２級土木施工管理技士 | 種別　鋼構造物塗装 | | | | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | | ○₂ | | ○₂ | | | ○ | ○₂ | | | ○₂ | | | ○₂ | | ○₂ | | ○₂ | ○₂ |
| | | 1K | ２級土木施工管理技士補 | 種別　鋼構造物塗装 | | | | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | | ○₂ | | ○₂ | | | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | | | ○₂ | | ○₂ | | ○₂ | ○₂ |
| | | 16 | ２級土木施工管理技士 | 種別　薬液注入 | | | | ○₂ | ○ | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | | ○₂ | | ○₂ | | | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | | | ○₂ | | ○₂ | | ○₂ | ○₂ |
| | | 1L | ２級土木施工管理技士補 | 種別　薬液注入 | | | | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | | ○₂ | | ○₂ | | | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | | | ○₂ | | ○₂ | | ○₂ | ○₂ |
| | | 20 | １級建築施工管理技士（注６） | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | | ◎ | ◎ | ◎ | | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ○₁ | ◎ | | | | ◎ | ○₁ | | ○₁ | ◎ |
| | | 2C | １級建築施工管理技士補 | | | | | ○₁ | ○₁ | ○₁ | ○₁ | | | ○₁ | | ○₁ | | | ○₁ | ○₁ | ○₁ | ○₁ | ○₁ | ○₁ | ○₁ | | | | ○₁ | ○₁ | | ○₁ | ○₁ |
| | | 21 | ２級建築施工管理技士 | 種別　建築（注６） | | ○ | | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | | ○₂ | | | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | | | | ○₂ | ○₂ | | ○₂ | ○ |
| | | 22 | ２級建築施工管理技士 | 種別　躯体（注６） | | | | ○ | ○₂ | ○ | ○₂ | ○₂ | | ○ | ○ | ○ | | | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | | | | ○₂ | ○₂ | | ○₂ | ○ |
| | | 23 | ２級建築施工管理技士 | 種別　仕上げ | | | | ○ | ○ | ○₂ | ○ | ○ | | ○ | | ○₂ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○₂ | ○ | | | | ○ | ○₂ | | ○₂ | ○₂ |
| | | 2D | ２級建築施工管理技士補 | | | | | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | | ○₂ | | ○₂ | | | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | | | | ○₂ | ○₂ | | ○₂ | ○₂ |
| | | 27 | １級電気工事施工管理技士 | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | ○₁ | | | | | | | | | |
| | | 2E | １級電気工事施工管理技士補 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○₁ | | | | | | | | | |
| | | 28 | ２級電気工事施工管理技士 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | ○₂ | | | | | | | | | |
| | | 2F | ２級電気工事施工管理技士補 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○₂ | | | | | | | | | |
| | | 29 | １級管工事施工管理技士 | | | | | | | | | | ◎ | | | ○₁ | | ○₁ | ○₁ | | | | | ○₁ | ○₁ | | | ○₁ | ○₁ | ○₁ | | ○₁ | |
| | | 2G | １級管工事施工管理技士補 | | | | | | | | | | | | | ○₁ | | ○₁ | ○₁ | | | | | ○₁ | ○₁ | | | ○₁ | ○₁ | ○₁ | | ○₁ | |
| | | 30 | ２級管工事施工管理技士 | | | | | | | | | | ○ | | | ○₂ | | ○₂ | ○₂ | | | | | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | ○₂ | ○₂ | | ○₂ | |
| | | 3A | ２級管工事施工管理技士補 | | | | | | | | | | | | | ○₂ | | ○₂ | ○₂ | | | | | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | ○₂ | ○₂ | | ○₂ | |
| | | 31 | １級電気通信工事施工管理技士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | |
| | | 32 | ２級電気通信工事施工管理技士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| | | 33 | １級造園施工管理技士 | | | | | ○₁ | ○₁ | ○₁ | ○₁ | | | ○₁ | | ○₁ | | ○₁ | | | ○₁ | ○₁ | | | ○₁ | | ◎ | ○₁ | | ○₁ | | ○₁ | ○₁ |
| | | 3D | １級造園施工管理技士補 | | | | | ○₁ | ○₁ | ○₁ | ○₁ | | | ○₁ | | ○₁ | | ○₁ | | | ○₁ | ○₁ | | | ○₁ | | | ○₁ | | ○₁ | | ○₁ | ○₁ |
| | | 34 | ２級造園施工管理技士 | | | | | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | | ○₂ | | ○₂ | | | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | | ○ | ○₂ | | ○₂ | | ○₂ | ○₂ |
| | | 3E | ２級造園施工管理技士補 | | | | | ○₂ | ○₂ | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | | ○₂ | | ○₂ | | | ○₂ | ○₂ | | | ○₂ | | | ○₂ | | ○₂ | | ○₂ | ○₂ |
| | | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |
| 建築士法 | 免許証 | 37 | １級建築士 | | | ◎ | ◎ | | | | ◎ | | | ◎ | ◎ | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | |
| | | 38 | ２級建築士 | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 39 | 木造建築士 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術士法 | 登録証 | 41 | 建設・総合技術監理（建設）（注７） | | ◎ | | | | ◎ | | | ◎ | | | | | ◎ | ◎ | | | | | | | | | ◎ | | | | | | ◎ |
| | | 42 | 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（注7） | | ◎ | | | | ◎ | | | ◎ | | | ◎ | | ◎ | ◎ | | | | | | | | | ◎ | | | | | | ◎ |
| | | 43 | 農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」） | | ◎ | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 44 | 電気電子・総合技術監理（電気電子） | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | |
| | | 45 | 機械・総合技術監理（機械） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | |
| | | 46 | 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」） | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | |
| | | 47 | 上下水道・総合技術監理（上下水道） | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | |
| | | 48 | 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」） | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | ◎ | | | |
| | | 49 | 水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」） | | ◎ | | | | ◎ | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 50 | 森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | |
| | | 51 | 森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」） | | ◎ | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | |
| | | 52 | 衛生工学・総合技術監理（衛生工学） | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 53 | 衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」） | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | |
| | | 54 | 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」） | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | ◎ | |
| 電気工事士法 | 免状 | 55 | 第１種電気工事士 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 56 | 第２種電気工事士 | 【3年】 | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気事業法 | 免状 | 58 | 電気主任技術者　（第１種～第３種） | 【5年】 | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気通信事業法 | 資格者証 | 59 | 電気通信主任技術者 | 【5年】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| | | 35 | 工事担任者（「第１級アナログ通信」及び「第１級デジタル通信」の両方、又は「総合通信」）（注１２） | 【3年】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| 水道法 | 免状 | 65 | 給水装置工事主任技術者 | 【1年】 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消防法 | 免状 | 68 | 甲種 消防設備士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| | | 69 | 乙種 消防設備士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| | | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 清 |

特定建設業指定７業種（建設業法施行令第５条の２）

| | | コード | 資格区分　　【必要な実務経験年数※1】 | 建設業の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |
| 職業能力開発促進法（※2） | 合格証書 | 71 | 建築大工 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 64 | 型枠施工 | | | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 72 | 左官 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 57 | とび・とび工（注8） | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | | 73 | コンクリート圧送施工 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 66 | ウェルポイント施工 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 74 | 冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 75 | 給排水衛生設備配管 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 76 | 配管（注１）・配管工 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 70 | 建築板金「ダクト板金作業」 | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 77 | タイル張り・タイル張り工 | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 78 | 築炉・築炉工・ れんが積み | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 79 | ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工 | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 80 | 石工・石材施工・石積み | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 81 | 鉄工（注２）・製罐（せいかん） | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 82 | 鉄筋組立て・鉄筋施工（注３） | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 83 | 工場板金 | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 84 | 板金・建築板金・板金工（注４） | | | | | | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 85 | 板金・板金工・打出し板金 | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 86 | かわらぶき・スレート施工 | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 87 | ガラス施工 | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | | 88 | 塗装（注９）・木工塗装・木工塗装工 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 89 | 建築塗装・建築塗装工 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 90 | 金属塗装・金属塗装工 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 91 | 噴霧塗装 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 67 | 路面標示施工 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | 92 | 畳製作 ・ 畳工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 93 | 内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| | | 94 | 熱絶縁施工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| | | 95 | 建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| | | 96 | 造園 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | | 97 | 防水施工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | 98 | さく井 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | |

※2 職業能力開発促進法による資格で専任技術者となる場合、等級区分が2級の方は、合格後3年以上の実務経験を要します。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は必要な実務経験が1年以上となります。

特定建設業指定７業種（建設業法施行令第５条の２）

| | コード | 資格区分 | 【必要な実務経験年数※１】 | | | 建設業の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |
| その他 | ６１ | 地すべり防止工事（地すべり防止工事士） | | | 【１年】 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | ４０ | 基礎ぐい工事（基礎施工士） | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ６２ | 建築設備士 | | | 【１年】 | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ６３ | 計装（一級の計装士） | | | 【１年】 | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 60 | 解体工事（解体工事施工技士） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | | | | 種目 | 登録電気工事基幹技能者 | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| | | | | | 登録橋梁基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録造園基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | | | | | 登録コンクリート圧送基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録防水基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録トンネル基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録建設塗装基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録左官基幹技能者 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録機械土工基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録海上起重基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録ＰＣ基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録鉄筋基幹技能者 | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録圧接基幹技能者 | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録型枠基幹技能者 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録配管基幹技能者 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録鳶・土工基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録切断穿孔基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録内装仕上工事基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | | | | | 登録エクステリア基幹技能者 | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録ＡＬＣ基幹技能者 | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録建築板金基幹技能者 | | | | | | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録外壁仕上基幹技能者 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| | ３６ | 基幹技能者（注10） | | 種目 | 登録ダクト基幹技能者 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録保温保冷基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| | | | | | 登録ウレタン断熱基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| | | | | | 登録グラウト基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録冷凍空調基幹技能者 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録運動施設基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| | | | | | 登録基礎工基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録タイル張り基幹技能者 | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録標識・路面標示基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録土工基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録発破・破砕基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録圧入工基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録送電線工事基幹技能者 | | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録消火設備基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | |
| | | | | | 登録建築大工基幹技能者 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録建築測量基幹技能者 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録硝子工事基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録さく井基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | | | | | 登録解体基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| | | | | | 登録あと施工アンカー基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録計装基幹技能者 | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| | | | | | 登録土質改良基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録都市トンネル基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録潜函基幹技能者 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |

※１：資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要になります。
（注１）配管：職業訓練法施行令の一部を改正する法令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
（注２）鉄工：昭和４８年改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
（注３）鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
（注４）板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
（注５）木工：昭和４８年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
（注６）平成２７年度までの合格者の場合、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験１年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
（注７）当面の間、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験１年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
（注８）２級の場合、解体工事業の配置技術者となるには、解体工事に係る３年以上の実務経験が必要になります。
（注９）塗装：昭和４８年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
（注 10）建設業法施行規則第１８条の３第２項第２号の登録基幹技能者講習を修了し、単一の建設業の種類における実務経験を１０年以上有する場合に認められます。（実務経験を有する建設業の種類について建設業法第２６条第１項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが記載されている講習修了証が必要になります。）
（注１１）令和３年３月 31 日以前の合格者の場合「建設機械施工技士」といいます。
（注１２）令和３年４月１日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限られます。

表１－４　【指　定　学　科】

| 許可を受けようとする建設業 | 学　　科 |
|---|---|
| 土木工事業<br>舗装工事業 | 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科 |
| 建築工事業<br>大工工事業<br>ガラス工事業<br>内装仕上工事業 | 建築学又は都市工学に関する学科 |
| 左官工事業<br>とび・土工工事業<br>石工事業<br>屋根工事業<br>タイル･れんが･ブロック工事業<br>塗装工事業<br>解体工事業 | 土木工学又は建築学に関する学科 |
| 電気通信工事業 | 電気工学又は電気通信工学に関する学科 |
| 管工事業<br>水道施設工事業<br>清掃施設工事業 | 土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科 |
| 鋼構造物工事業<br>鉄筋工事業 | 土木工学、建築学又は機械工学に関する学科 |
| しゅんせつ工事業 | 土木工学又は機械工学に関する学科 |
| 板金工事業 | 建築学又は機械工学に関する学科 |
| 防水工事業 | 土木工学又は建築学に関する学科 |
| 機械器具設置工事業 | 建築学、機械工学又は電気工学に関する学科 |
| 熱絶縁工事業 | 土木工学、建築学又は機械工学に関する学科 |
| 造園工事業 | 土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科 |
| さく井工事業 | 土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科 |
| 建具工事業 | 建築学又は機械工学に関する学科 |

※　卒業証明書で指定学科の判別が困難な場合には、単位履修証明書の提出を求める場合があります。

**表１－５　【一般建設業の営業所技術者等となり得る「複数業種に係る実務経験」】**

下表のとおり、営業所技術者等となろうとする業種について８年を超える実務経験があり、その他の業種と併せて１２年以上の実務経験を有していれば、営業所技術者等となることができる場合があります。

| 許可を受けようとする建設業 | 実務経験 |
|---|---|
| 大工工事業 | １．建築工事業及び大工工事業について１２年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業について８年を超える実務経験を有する者<br>２．大工工事業及び内装仕上工事業について１２年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業について８年を超える実務経験を有する者 |
| とび・土工工事業 | １．土木工事業及びとび・土工工事業について１２年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業について８年を超える実務経験を有する者<br>２．とび・土工工事業及び解体工事業について１２年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業について８年を超える実務経験を有する者 |
| 屋根工事業 | １．建築工事業及び屋根工事業について１２年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業について８年を超える実務経験を有する者 |
| しゅんせつ工事業 | １．土木工事業及びしゅんせつ工事業について１２年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業について８年を超える実務経験を有する者 |
| ガラス工事業 | １．建築工事業及びガラス工事業について１２年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業について８年を超える実務経験を有する者 |
| 防水工事業 | １．建築工事業及び防水工事業について１２年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業について８年を超える実務経験を有する者 |
| 内装仕上工事業 | １．建築工事業及び内装仕上工事業について１２年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業について８年を超える実務経験を有する者<br>２．大工工事業及び内装仕上工事業について１２年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業について８年を超える実務経験を有する者 |
| 熱絶縁工事業 | １．建築工事業及び熱絶縁工事業について１２年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業について８年を超える実務経験を有する者 |
| 水道施設工事業 | １．土木工事業及び水道施設工事業について１２年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業について８年を超える実務経験を有する者 |
| 解体工事業 | １．土木工事業及び解体工事業について１２年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業について８年を超える実務経験を有する者<br>２．建築工事業及び解体工事業について１２年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業について８年を超える実務経験を有する者<br>３．とび・土工工事業及び解体工事業について１２年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業について８年を超える実務経験を有する者 |

## ３ 請負契約に関して誠実性を有していること

法人・法人の役員等※・個人事業主・支配人・支店長・営業所長が、請負契約に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことであることが必要になります。

「不正な行為」　：請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等の法律に違反する行為

「不誠実な行為」：工事内容、工期等請負契約に違反する行為

※法人の役員等：法人の業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。（以下同じ）

## ４ 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること

許可申請の原則として直前の決算期において、下表の条件を満たしていることが必要になります。

| 一般建設業許可 | 特定建設業許可 |
|---|---|
| 次の**いずれか**に該当すること<br>①　自己資本の額が５００万円以上であること<br>②　５００万円以上の資金調達能力があること<br>③　直前５年間許可を受けて継続して営業した実績があること(許可更新時以降のみ) | 次の**すべて**の要件に該当すること<br>①　欠損の額が資本金の２０％を超えないこと<br>②　流動比率が７５％以上であること<br>③　資本金が 2,000 万円以上あること<br>④　自己資本が 4,000 万円以上あること |

（注）１「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表の「純資産の部」の「純資産合計」の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

２「資金調達能力」については、担保とするべき不動産を有していること等により、金融機関等から資金の融資を受けられる能力があるか否か判断されます（申請時１か月以内に取引金融機関が証明した５００万円以上の預金残高証明書又は融資証明書）※。　※ 証明日から１か月以内のものであること。

３「欠損の額」

法人：貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の額の合計を上回る額

個人：事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額

| | 欠損比率の要件 |
|---|---|
| 法　人 | ー（資本剰余金+利益準備金+任意積立金）ー繰越利益剰余金≦0.2×資本金 |
| 個　人 | 事業主損失＋事業主借勘定ー事業主貸勘定≦０．２×期首資本金 |

４「流動比率」

流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したもの

| | 流動比率の要件 |
|---|---|
| 法　人 | 流動資産合計÷流動負債合計×100　≧　75% |
| 個　人 | 流動資産合計÷流動負債合計×100　≧　75% |

５「資本金」

資本金については、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表において判断します。

ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、「資本金」については、この基準を満たしているものとして取り扱います（商業登記簿の謄本で確認できる場合に限ります）。

６　一般建設業許可における財産的要件の判断基準時点について

一般建設業許可において、直前の決算日から４月以内に申請する場合は、財産的要件の判断基準時点を、直前の決算期か、直前の１つ前の決算期か選択することができます。直前の１つ前の決算期を選択した場合、財務諸表等の添付書類は、直前の１つ前の決算期に統一することとし、許可を受けた後、直前の決算期に係る決算変更届を提出していただきます。

## ５ 欠格要件に該当しないこと

下記のいずれかに該当するものは、許可を受けられません。

| |
|---|
| １　許可申請書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき |
| ２　法人にあってはその法人の役員等、個人にあってはその本人、その他建設業法施行令第３条に規定する使用人（支配人、支店長・営業所長等）が、次のような要件に該当しているとき<br>①　破産者で復権を得ない者<br>②　心身の故障により建設業を適正に営むことができない者<br>③　不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消されて５年経過しない者<br>④　許可の取り消しを免れるために廃業の届出をしてから５年を経過しない者<br>⑤　許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前６０日以内に当該法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しない者<br>⑥　請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者<br>⑦　禁固以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者<br>⑧　建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうちで定めるもの、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者<br>⑨　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者<br>⑩　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法人である場合においては、その役員等）が上記のいずれかに該当する者<br>⑪　暴力団員等がその事業活動を支配する者 |

# Ⅲ　許可の申請手続き

申請から許可にいたるまでの手続は、次のとおりです。

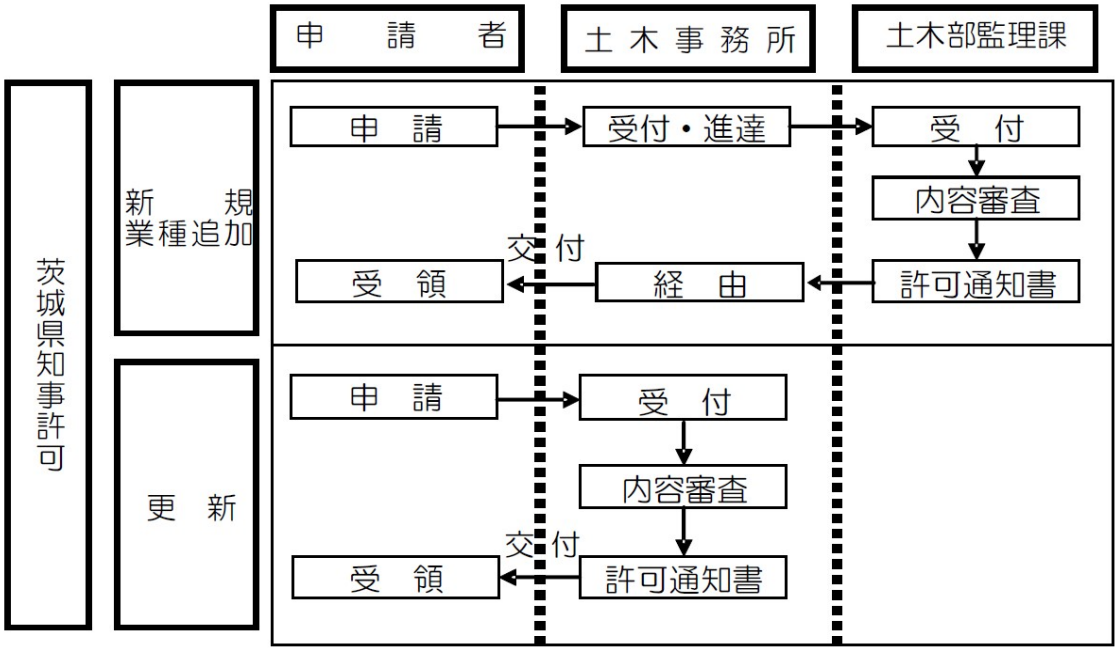


## １　申請手数料

許可の申請に当たっては、下表の申請手数料がかかります。なお、申請する業種の数がいくつであっても、手数料は変わりません。

### （１）知事許可の場合

| 申請区分 | 申請手数料※3※4 | 納入方法 |
|---|---|---|
| 新規<br>許可換え新規<br>般・特新規等 | ９万円<br>（89,990 円） | 次のいずれかによる<br>①茨城県収入証紙※1※2を許可申請書の所定の欄に貼付する。<br>②いばらき電子申請・届出サービスにより電子納付する。※4<br>URL：https://cms.pref.ibaraki.jp/cms8341/doboku/kanri/kensetsu/menue/densinouhusinseimadoguti.html |
| 業種追加 | ５万円<br>（49,990 円） | |
| 更新 | ５万円<br>（49,990 円） | |

※１　収入印紙ではありません。
※２　一度納付された手数料は、いかなる理由があっても返却しません。
※３　申請手数料は、一般建設業許可、特定建設業許可別に、それぞれについてかかります。
※４　電子申請の場合には、申請手数料は（ ）内の金額になります。また、電子申請の場合の納入方法は、②のみの取扱いになります。

## ２ 申請区分

申請区分は、下表のとおりにわかれます。

**表１－６ 【申請区分】**

| 申請区分 | | 申請内容 | 手数料 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 書面申請の場合 | 電子申請の場合 |
| 1 | 新規 | これまで許可を受けたことのない者が申請する場合 | ９万円<br>(般/特各々) | 89,990 円<br>(般/特各々) |
| 2 | 許可換え新規 | 茨城県知事以外の行政庁から許可を受けていた者が、営業所移転等によって新たに茨城県知事許可を申請する場合<br>※許可換え新規の申請の取扱いは、新規の許可申請の場合における取扱いと同様に行う。 | ９万円<br>(般/特各々) | 89,990 円<br>(般/特各々) |
| 3 | 般・特新規 | ① 一般建設業許可のみを受けているものが、新たに特定建設業許可を申請する場合<br>② 特定建設業許可のみを受けている者が、新たに一般建設業許可を申請する場合 | ９万円 | 89,990 円 |
| 4 | 業種追加 | 現在許可を受けている者が、一般又は特定の同じ区分で、許可と異なる業種について申請する場合 | ５万円<br>(般/特各々) | 49,990 円<br>(般/特各々) |
| 5 | 更新 | 現在受けている許可をそのままの状態で継続して申請する場合<br>※許可年月日が複数個ある場合において、それを一本化して申請する場合を含む | ５万円<br>(般/特各々) | 49,990 円<br>(般/特各々) |
| 6 | 般･特新規＋業種追加 | 申請区分３と申請区分４を同時に申請する場合 | ９万円(般/特各々)＋５万円(般/特各々) | 89,990 円(般/特各々)＋49,990 円(般/特各々) |
| 7 | 般･特新規＋更新 | 申請区分３と申請区分５を同時に申請する場合 | ６に同じ | ６に同じ |
| 8 | 業種追加＋更新 | 申請区分４と申請区分５を同時に申請する場合 | ５万円(般/特各々)＋５万円(般/特各々) | 49,990 円(般/特各々)＋49,990 円(般/特各々) |
| 9 | 般･特新規＋業種追加＋更新 | 申請区分３・申請区分４・申請区分５を同時に申請する場合 | ９万円(般/特各々)＋５万円(般/特各々)＋５万円（般/特各々） | 89,990 円(般/特各々)＋49,990 円(般/特各々)＋49,990 円（般/特各々） |

※ ５、７、８、９の申請については、許可の有効期間が満了する日の３０日前までに行ってください。

## ３ 標準処理期間

審査が終了すると許可になります。許可になるまでの期間は各土木事務所で申請書を受理してからおおむね３０日程度（土日祝日含まず）です。

※　この期間は適正な申請を前提にしており、形式上の不備等の是正等の補正に要する期間、申請者に必要な資料の提出等を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含みません。

## ４ 許可申請書様式の入手

以下のＵＲＬからダウンロードすることができます。

・監理課建設業担当ホームページ／様式ダウンロード：
https://kennsetugyou-ibaraki.jp/download/

**※令和５年８月１日より、（一社）茨城県建設業協会各支部での販売は中止になりました。**

**（参考）表１－７　【（一社）茨城県建設業協会各支部の一覧表】**

| 支部名 | 郵便番号 | 所在地 | 電　話 | ＦＡＸ |
|---|---|---|---|---|
| 水　戸 | 310-0062 | 水戸市大町 3-1-22 | 029-221-5129 | 029-231-1498 |
| 太　田 | 313-0013 | 常陸太田市山下町 1252-3 | 0294-72-2964 | 0294-72-6499 |
| 常陸大宮 | 319-2255 | 常陸大宮市野中町 3120-17 | 0295-52-0543 | 0295-53-1549 |
| 大　子 | 319-3526 | 久慈郡大子町大子 770-4 | 0295-72-0442 | 0295-72-1245 |
| 高　萩 | 318-0003 | 高萩市下手綱 1458-4 | 0293-22-3705 | 0293-23-4266 |
| 鉾　田 | 311-1504 | 鉾田市安房 1653 | 0291-32-2473 | 0291-33-6497 |
| 潮　来 | 314-0012 | 鹿嶋市大字平井 1228-26 | 0299-82-1959 | 0299-83-0766 |
| 竜ヶ崎 | 301-0005 | 龍ヶ崎市川原代町 6182 | 0297-64-2251 | 0297-64-0439 |
| 土　浦 | 300-0815 | 土浦市中高津 3-11-22 | 029-821-6514 | 029-823-5034 |
| 筑　西 | 308-0841 | 筑西市二木成 806-2 | 0296-22-2538 | 0296-25-0069 |
| 常　総 | 300-2706 | 常総市新石下 1304 | 0297-42-2203 | 0297-42-4579 |
| 境 | 306-0431 | 猿島郡境町西泉田 1326-2 | 0280-87-0614 | 0280-86-7479 |

## ５ 許可申請書の提出先・提出部数

### （１）提出先

申請書類は、主たる営業所を管轄する土木事務所（次頁**表１－８　【建設業許可に関する書類の提出先及び問い合わせ先】**参照）の総務課に提出してください。
申請書の作成に当たっては申請書の記載方法（４８頁以降）を参照してください。

表１－８　【建設業許可に関する書類の提出先及び問い合わせ先】

| 土木事務所等名称 | 所在地 | 管轄地域 |
|---|---|---|
| 水戸土木事務所 | 水戸市柵町 1-3-1<br>029-225-1316 | 水戸市、笠間市、小美玉市、東茨城郡 |
| 常陸大宮土木事務所 | 常陸大宮市野中町 3083-2<br>0295-52-3151 | 日立市、常陸太田市、高萩市、<br>北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、<br>那珂市、那珂郡、久慈郡 |
| 潮来土木事務所 | 潮来市潮来 1086-1<br>0299-62-3724 | 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、<br>鉾田市 |
| 土浦土木事務所 | 土浦市中高津 3-11-5<br>029-822-4342 | 土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、<br>牛久市、つくば市、守谷市、<br>かすみがうら市、稲敷市、<br>つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡 |
| 筑西土木事務所 | 筑西市二木成 615<br>0296-24-9252 | 古河市、結城市、下妻市、常総市、<br>筑西市、坂東市、桜川市、結城郡、<br>猿島郡 |
| 茨城県土木部監理課 | 水戸市笠原町 978-6<br>029-301-4334 | |

### （２）提出部数

３部（正本１部、写し２部※）　※１部は許可通知書交付時に申請者控えとして返却いたします。

（留意事項）

・法定書類（閲覧）・法定書類（非閲覧）・確認資料は別々に綴じてください。
・法定書類は左側を紐で綴じてください。

４９頁「２　一般的注意事項（７）」参照

### （３）提出書類持参者

申請書類の提出は、申請者本人が来庁してください。ただし、次の場合はその限りではありませんが、担当者が申請内容についてお聞きしますので、内容を充分理解されている方が来庁してください。

１．役員・従業員等
２．行政書士（委任状が必要）
３．申請者により委任を受けた方（委任状が必要）

※行政書士でない方が、他人の依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となります。

## ６　許可申請の取下げ

許可申請した者が、都合によりその申請を取下げようとする場合は、「建設業の許可申請の取下げ願」を提出してください。

## 7 許可通知書の交付

「許可通知書」は、申請した土木事務所の窓口で交付または、申請時に同封した返信用封筒にて交付いたします。

※窓口での交付の場合、あらかじめ、申請書記載の連絡先に電話連絡いたします。

許可通知書の見方については、４５頁を参考にしてください。

## 8 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可のあった日から５年間です。許可のあった日から５年目の許可があった日に対応する日の前日をもって満了します。許可の有効期間の末日が日曜日等の休日であってもその日をもって満了しますので注意してください。

＜許可の有効期間の調整（一本化）について＞

既に許可を受けた後に業種追加や般・特新規により新たに許可を取得した場合、既に受けていた許可と新たに取得した許可とで、許可年月日、許可の有効期間が、それぞれ異なるものとなります。

この場合、一方の許可の更新申請に併せて、他方の許可の許可日を一本化することができます。

・許可の更新時における有効期間の調整

有効期間を迎えた許可を更新する際に、まだ有効期間が残っている他のすべての建設業の許可についても同時に申請を行ったものとし、許可年月日を一本化することができます。

なお、一般建設業・特定建設業それぞれ許可を有している場合は、いずれか一方のみの一本化はできず、一般・特定すべての許可業種の許可日を一本化することになります（手数料は５万円（般/特各々）となります）。

・業種追加、般・特新規における有効期間の調整

業種追加、般・特新規の申請をする際に、有効期間が残っている他のすべての許可について同時に更新の申請をすることで、許可年月日を一本化することができます。（業種追加＋更新、般・特新規＋更新、といった申請になります。）

・有効期間調整時の許可申請手数料について

① 同一の区分の許可年月日を一本化(一般許可のみ、特定許可のみ)
更新分 ５万円

② 異なる区分の許可年月日を一本化(一般許可及び特定許可を有している場合)
一般更新分５万円＋特定更新分５万円＝10 万円

③ 同一の許可区分で業種追加と更新(業種追加＋更新)
更新分５万円＋追加分５万円＝10 万円

④ 異なる許可区分で業種追加と更新(業種追加＋更新)
一般更新分５万円＋特定更新分５万円＋一般(特定)追加分５万円＝15 万円

※ 一般、特定それぞれで業種追加がある場合は、業種追加分が 10 万円となるので合計 20 万円となります。

＜20 万円となる場合の具体例＞

建設業者Ａ：現在有している許可　特定土木一式、一般建築一式
許可申請業種(更新業種含む。)　特定土木一式、一般建築一式、特定舗装、一般大工

⑤ 般特新規、業種追加及び更新を同時に申請する場合(般特新規＋業種追加＋更新)

例：一般許可のみを有している者が、新たに特定許可と、一般許可の現在と異なる業種を追加し、許可の有効期間調整を行った場合

一般更新分５万円＋般特新規９万円＋業種追加分５万円＝19 万円

＜19 万円となる場合の具体例＞

建設業者Ａ：現在有している許可　一般土木一式、一般建築一式
許可申請業種（更新業種含む。）　特定土木一式、一般建築一式、一般大工

※ ⑤のケースで、許可の有効期間調整を行わなかった場合は、(般特新規＋業種追加)となるので、手数料は般特新規分 ９万円と、業種追加分５万円の合計 14 万円となります。

○ 記載の金額は、書面申請の場合の手数料になります。電子申請の場合の手数料については、22 頁をご覧ください。

## 9 健康保険等加入状況の確認について

健康保険、厚生年金保険、雇用保険について、建設業者がその加入義務が課されている保険に加入していることが、経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するための要件となっているため、適切な社会保険等に加入していない場合許可及び更新は認められません。

各種保険の加入については、健康保険及び厚生年金保険については年金事務所へ、雇用保険についてはハローワークにお問い合わせください。

## 10　申請書類

### （１）許可申請書（法定書類）一覧（閲覧・非閲覧別）

許可の申請書（法定書類）は下表のとおりです。

※申請の際には、法定書類（閲覧）・法定書類（非閲覧）・添付資料に分けて提出願います（４９頁参照）。

**表１－９　【許可申請書（法定書類）一覧（閲覧・非閲覧別）】**

| 閲覧・非閲覧の別 | 様式番号 | 提出書類 | 必要書類 | | | | | | | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 許可換え新規 | 般特新規 | 業種追加 | 更新 | 般特新規＋業種追加 | 般特新規＋更新 | 業種追加＋更新 | 般特新規＋業種追加＋更新 | ◎　：必要<br>㊟　：法人の場合必要<br>個　：個人の場合必要<br>△　：必要な場合提出<br>□　：変更がなければ省略可能<br>空欄　：省略可能<br>※　：更新にかかる業種については省略可能 |
| 閲覧書類 | 第１号 | 建設業許可申請書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 個人は法人番号の記載不要 |
| | 別紙１ | 役員等の一覧表 | ㊟ | ㊟ | ㊟ | ㊟ | ㊟ | ㊟ | ㊟ | ㊟ | ㊟ | |
| | 別紙２(1) | 営業所一覧表（新規許可等） | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 従たる営業所がない場合も添付 |
| | 別紙２(2) | 営業所一覧表（更新） | | | | | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | 従たる営業所がない場合も添付 |
| | 別紙４ | 営業所技術者等一覧表 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | 第２号 | 工事経歴書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | ※ | ※ | ※ | 申請する業種ごとに作成し、実績がなくても各業種毎に添付 |
| | 第３号 | 直前３年分の各事業年度における工事施工金額 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | 第４号 | 使用人数 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | 第６号 | 誓約書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | 第７号の３ | 健康保険等の加入状況 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | 第１１号 | 建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 該当者がいない場合も、「該当なし」と記載して添付 |
| | | 定款 | ㊟ | ㊟ | | | □ | | □ | □ | □ | |
| | 第 15 号<br>第 16 号<br>第 17 号<br>第 17 号の２ | 貸借対照表<br>損益計算書・完成工事原価報告書<br>株主資本変動計算書<br>注記表 | ㊟ | ㊟ | | | | | | | | 新規設立法人で、決算期末到来の場合は、開始貸借対照表を提出。<br>・５０頁参照 |
| | 第 17 号の３ | 附属明細書（注１） | ㊟ | ㊟ | | | | | | | | |
| | 第 18 号<br>第 19 号 | 貸借対照表（個人用）<br>損益計算書（個人用） | 個 | 個 | | | | | | | | 新規事業開始の個人事業主で、決算期未到来の場合は、開始貸借対照表を提出。<br>・５０頁参照 |
| | 第 20 号 | 営業の沿革 | ◎ | ◎ | | | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | 第 20 号の２ | 所属建設業団体 | ◎ | ◎ | | | □ | | □ | □ | □ | |
| | 第 20 号の３ | 主要取引金融機関名 | ◎ | ◎ | | | □ | | □ | □ | □ | |
| 非閲覧書類 | 別紙３ | 収入印紙、証紙等貼付欄 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 茨城県に申請する場合、茨城県収入証紙を貼付（他自治体の証紙や、収入印紙は認められない） |
| | | 成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(注２) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ・成年被後見人、被保佐人に該当しない場合は左記上段の証明書を添付する<br>・成年被後見人、被保佐人に該当する場合は左記下段の診断書を添付する<br>・３２頁　表１－１４参照 |
| | | 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書(注２) | | | | | | | | | | |
| | | 市町村の長が発行する身分証明書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ３２頁　表１－１４参照 |
| | 第７号 | 常勤役員等証明書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ・様式第７号または様式第７号の２のいずれかを必ず添付する<br>・証明者別に添付する |
| | 第７号の２ | 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 | | | | | | | | | | |
| | 別紙 | 常勤役員等の略歴書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | 別紙２ | 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | 様式第７号の２を提出している場合は必ず添付する |

| 閲覧・非閲覧の別 | 様式番号 | 提出書類 | 必要書類 | | | | | | | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 新規 | 許可換え新規 | 般特新規 | 業種追加 | 更新 | 般特新規＋業種追加 | 般特新規＋更新 | 業種追加＋更新 | 般特新規＋業種追加＋更新 | ◎　：必要<br>㊫　：法人の場合必要<br>個　：個人の場合必要<br>△　：必要な場合提出<br>□　：変更がなければ省略可能<br>空欄　：省略可能<br>※　：更新にかかる業種については省略可能 |
| 非閲覧書類 | 第８号 | 営業所技術者等証明書(新規・変更) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | |
| | | 卒業証明書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | ◎ | ※ | ※ | ※ | 必要なものを添付する<br>３０、３１頁　表１－１１(1)、(2)参照<br>・監理技術者資格者証の写しによる証明の場合は、卒業証明書、技術検定合格証等の資格証明書、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書の提出は不要。<br>・実務経験証明書の記載内容に疑義がある場合は、当該記載内容の根拠となる確認資料の提出を求める場合がある。正当な理由なく、確認資料を提出できない場合は、当該実務経験を認めない。なお、「記載内容に疑義がある場合」とは、次に該当する場合をいう。<br>（１）自己証明（申請者の代表者と被証明者が同一人物である場合を含む。）の場合<br>（２）記載されている実務経験と証明しようとする業種に齟齬がある場合<br>（３）他の申請書類（確認書類を含む。）の内容と実務経験証明書の記載内容に齟齬がある場合<br>（４）申請日前 10 年以上にわたって実務経験がない場合<br>（５）その他審査者が記載内容に疑義を認めた場合 |
| | | 技術検定合格証等の資格証明書 | | | | | | | | | | |
| | 第９号 | 実務経験証明書 | | | | | | | | | | |
| | 第１０号 | 指導監督的実務経験証明書 | | | | | | | | | | |
| | | 監理技術者資格者証の写し | | | | | | | | | | |
| | 第 12 号 | 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 役員等の一覧表に記載した者（常勤役員等以外）について記載。<br>該当者がいない場合も、「該当なし」と記載して添付 |
| | 第 13 号 | 建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | 該当者がいない場合も、「該当なし」と記載して添付 |
| | 第 14 号 | 株主（出資者）調書 | ㊫ | ㊫ | | | □ | | □ | □ | □ | |
| | | 登記事項証明書 | ㊫ | ㊫ | | | □ | | □ | □ | □ | 商業登記がなされている場合は個人も添付 |
| | | 納税証明書 | ◎ | ◎ | | | | | | | | 茨城県県税条例施行規則様式第４０号の４（ア）（税額等の証明）<br>※決算期未到来の新規設立法人の場合は、県税事務所に提出した「法人の設立等に関する申告書」の写し、決算期未到来の新規開業の個人事業主の場合は、県税事務所に提出した「個人事業開業届」の写しを納税証明書の代わりにご提出ください。 |
| | 第 22 号の４ | 廃業届 | | | | | | | | | | 特定建設業許可から一般建設業許可に移行する申請をする場合に添付 |
| | | 委任状 | | | | | | | | | | 代理人申請の場合に添付 |

（注１）　資本金の額が１億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上の株式会社（特例有限会社を除く）の場合

（注２）　成年被後見人又は被保佐人に該当しない場合は、成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を提出し、成年被後見人又は被保佐人に該当する場合は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書を提出すること。（３２頁参照）

## （２）確認資料

茨城県知事許可の申請をする場合、次の確認資料を必要により準備し、添付して提出してください。

**申請内容に疑義がある場合、ここに記載のない書類の提出を求める場合があります。**

表１－１０　【常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の経験に関する確認資料】

<table>
<tr><th>要件（11頁参照）</th><th colspan="2">確認項目</th><th>添付書類</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="6">要件①<br>経営業務の管理責任者としての経験５年以上</td><td rowspan="2">法人</td><td>役員としての経験</td><td>履歴事項全部証明書、商業登記簿の役員欄及び目的欄の閉鎖登記簿（５年以上）</td><td>現在の登記事項証明書で５年以上の在任期間が確認できない場合</td></tr>
<tr><td>上記の期間に建設業に携わった経験</td><td>工事請負契約書、又は注文書の写し（上記の期間に対応するもので、５年以上）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">個人事業主</td><td>事業主としての経験</td><td>個人事業主の期間の所得税確定申告書（税務署の受付印押印のもの）の写し又は市町村長発行の所得証明書等（５年以上）</td><td></td></tr>
<tr><td>上記の期間に建設業に携わった経験</td><td>工事請負契約書、又は注文書の写し（上記の期間に対応するもので、５年以上）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">令３条の使用人</td><td>使用人としての経験</td><td>許可行政庁へ提出した建設業の許可申請書の控え又は変更届の写し</td><td></td></tr>
<tr><td>上記の期間に建設業に携わった経験</td><td>使用人が営業所の名義人となっている工事請負契約書、又は注文書の写し（上記の期間に対応するもので、５年以上）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">要件②<br>執行役員等としての経験５年以上</td><td colspan="2">取締役会設置会社である（あった）ことの確認</td><td>履歴事項全部証明書又は商業登記簿及び目的欄の閉鎖登記簿</td><td>現在の登記事項証明書で確認できない場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">執行役員等の地位の確認</td><td>組織図</td><td rowspan="2">会社全体として執行役員等の位置付けを確認できる書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">権限を委任された部門が建設業に関する事業部門である確認</td><td>業務分掌規程、又は過去の稟議書等</td></tr>
<tr><td colspan="2">執行役員等として代表取締役の指揮及び命令のもと具体的な業務執行に専念する者として確認</td><td>執行役員規程、執行役員職務分掌規程等</td><td>執行役員等の具体的な職務等を定めた規程</td></tr>
<tr><td colspan="2">執行役員等として権限を委任された期間（５年以上）の確認</td><td>取締役会の議事録又は人事発令書等</td><td>常勤役員等として証明しようとする者が執行役員等であったことを証明する書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">執行役員等であった期間に建設業に携わった経験の確認</td><td>工事請負契約書、又は注文書の写し（執行役員等であった期間に対応するもので、５年以上分）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">要件③<br>経営業務の管理責任者を補佐した経験６年以上（この要件により申請する場合は別紙6-1（１２４頁参照）を添付すること（右記「上記以外の場合」に限る））</td><td colspan="2" rowspan="3">個人事業主の承継者（10 頁参照）の場合<br>（※個人事業主１名につき１名のみ）<br>（※補佐経験者が、補佐した個人事業主の常勤の従業員として給与支払いされていることが必要）</td><td rowspan="3">経営業務の管理責任者に準ずる地位としての経験の確認</td><td>補佐した個人事業主の所得税確定申告書（税務署の受付印押印のもの）の写し（６年以上）</td><td>補佐経験者が補佐した個人事業主の専従者である場合</td></tr>
<tr><td>以下のすべての書類<br>•補佐した個人事業主の所得税確定申告書（税務署の受付印押印のもの）の写し（６年以上）又は市町村長発行の所得証明書等（６年以上）<br>•補佐経験者の一人別源泉徴収簿（６年以上）及び（源泉）所得税の領収証書の写し</td><td>上記以外の場合</td></tr>
<tr><td>補佐経験者の戸籍抄本又は住民票謄本</td><td>補佐経験者と補佐した個人事業主の氏名及び続柄が確認できるもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記の期間に建設業に携わった経験の確認</td><td>補佐した個人事業主の工事請負契約書、注文書の写し（上記の期間に対応するもので、６年以上）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">上記以外の場合</td><td rowspan="2">補佐した役員又は個人事業主についての確認</td><td>履歴事項全部証明書、又は商業登記簿の役員欄及び目的欄の閉鎖登記簿（６年以上）</td><td>法人の場合（現在の登記事項証明書で確認できない場合のみ）</td></tr>
<tr><td>個人事業主の期間の所得税確定申告書（税務署の受付印押印のもの）の写し又は市町村長発行の所得証明書等（６年以上）</td><td>個人の場合</td></tr>
<tr><td>経営業務の管理責任者に準ずる地位であったことの確認</td><td>組織図</td><td>取締役、執行役、組合理事、事業主、支配人、支店長及び営業所所長等に次ぐ地位が確認できること。</td></tr>
<tr><td>補佐経験に該当することの確認</td><td>業務分掌規程、又は過去の稟議書等</td><td>建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請け業者との契約の締結等の経営業務全般（一部のみは不可）について従事した経験について確認できること。</td></tr>
</table>

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 補佐経験の期間の確認 | 人事発令書等 | |
| | | | 上記の期間に建設業に携わった確認 | 工事請負契約書又は注文書の写し(上記の期間に対応するもので、６年以上) | |
| **要件（１１頁参照）** | **確認項目** | | | **添付書類** | **備考** |
| 要件④<br>常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者<br>（この要件による申請する場合は、別紙６－３（１２６頁参照）を添付すること。<br>また、右記（１）による場合は別紙６－２（１２５頁参照）を添付すること。） | 常勤役員等 | （１） | 建設業に関する役員としての経験（２年以上） | 履歴事項全部証明書、又は商業登記簿の役員欄及び目的欄の閉鎖登記簿（２年以上） | 現在の登記事項証明書で２年以上の在任期間が確認できない場合 |
| | | | 建設業に関し、役員に次ぐ職制上の地位にある者としての経験（上記経験と合算して５年以上となること） | 組織図 | 財務管理、労務管理又は業務運営を担当する者に限る。 |
| | | | | 業務分掌規程、又は過去の稟議書等 | |
| | | | | 人事発令書等 | |
| | | | 上記の期間に建設業に携わった経験 | 工事請負契約書、又は注文書の写し（上記の期間に対応するもので、５年以上） | |
| | | （２） | 建設業に関する役員経験（２年以上） | 履歴事項全部証明書、又は商業登記簿の役員欄及び目的欄の閉鎖登記簿（５年以上） | 現在の登記事項証明書で２年以上の在任期間が確認できない場合 |
| | | | 建設業以外の役員経験（上記経験と合算して５年以上となること） | | |
| | | | 上記の期間に建設業に携わった経験 | 工事請負契約書、又は注文書の写し（上記の建設業に携わった期間に対応するもので、２年以上） | |
| | 直接に補佐する者 | 直接に補佐する者であることの確認 | | 組織図 | 組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、直接指揮命令を受けていることが確認できること。 |
| | | | | 業務分掌規程、又は過去の稟議書等 | |
| | | | | 人事発令書等 | |
| | | 業務経験の確認 | | 業務分掌規程、又は過去の稟議書等 | 経験が各業務経験に該当することを確認できること。 |
| | | | | 人事発令書等 | 各経験の期間を確認できること。 |
| － | 常勤性 | | | 表１－１３（３２頁）参照 | |

※１　建設業に携わったことの確認資料として、同一業者の既存の許可（認可）通知書２枚以上（期間が連続したもの）により、工事請負契約書または注文書に代えることができます。（２枚の場合には、古い方の許可通知書の許可期間分の確認資料となります。）

※２　個人事業主と役員経験等を合算する場合は、それぞれの期間について確認資料が必要です。

※３　契約書等の写しは１年（決算期を基準とする）につき１件以上（少なくとも契約日別に１年１件以上）を目安に添付してください。

※４　電子申請のため受付印の押印がない場合は、電子申請の受信通知や手続完了画面など受付されたことが分かる画面を印刷したものを添付してください。（電子申請の受付日時及び受付番号が印字されているものが必要（所得税確定申告書の写しに印字されているものと照合等いたします。））

※５　５年の経験を必要とする項目は他の５年の経験を必要とする項目と、６年の経験を必要とする項目は他の５年又は６年の経験を必要とする項目と通算して必要年数分の確認資料を提出していただくこともできます。

※６　確認資料に個人番号（マイナンバー）が含まれる場合は黒く塗りつぶすなどしてマスキングを施すこと。

※７　令和７年１月以降に書面で提出された所得税確定申告書で、税務署の受付印押印が無い場合には、所得税確定申告書の写しと併せて、下記①又は②の書類を添付してください。

①オンライン申請による「申告書等情報取得サービス」の画面を印刷したもの

②税務署窓口で交付された「リーフレット（申告書を収受した日付、税務署名が記載されたもの）」の写し

表１－１１(1)　　【営業所技術者等の資格に関する確認資料（一般建設業）】

| | 確認項目 | | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| | 条文 | 内　　容 | |
| 一般建設業 | 第７条第２号イ | 指定学科卒業※1＋実務経験 | 大学又は高等学校等の指定学科卒業を証明する書類（卒業証明書（必要に応じ単位履修証明書）（原本））<br>実務経験証明書（様式第９号）（５年又は３年）※2 |
| | 第７条第２号ロ | １０年間の実務経験 | 実務経験証明書（様式第９号）（１０年）※2 |
| | 第７条第２号ハ | 国家資格等 | 資格を証する書類（合格証明書、免許証、免状、登録証、監理技術者資格者証※3）の写し<br>※次の資格を有する者は、実務経験証明書（様式第９号）も添付する。<br>・職業能力開発促進法の２級技能検定合格者（３年、ただし平成１５年度以前に合格した者は１年）<br>・第２種電気工事士（３年）<br>・電気工事主任技術者（３年）<br>・電気主任技術者（第１種～第３種）（５年）<br>・電気通信主任技術者（５年）<br>・給水装置工事主任技術者（１年）<br>・登録地すべり防止工事試験に合格した者（１年）<br>・登録計装試験に合格した者（１年）<br>・建築士法第２０条第３項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者（１年）<br>・旧実業学校卒業程度検定規定による検定合格者（５年）<br>・旧専門学校卒業程度検定規定による検定合格者（３年）<br>・建設業法による技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、造園施工管理、電気工事施工管理若しくは管工事施工管理に係る１級の第１次検定又は第２次検定合格者（３年）（※該当する業種の場合　14 頁参照）<br>・建設業法による技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、造園施工管理、電気工事施工管理若しくは管工事施工管理に係る２級の第１次検定又は第２次検定合格者（５年）（※該当する業種の場合　14 頁参照）<br>※解体工事業に係る以下の資格（平成２７年度までの合格者に限る）及び技術士は、実務経験証明書（様式第９号）（１年）又は登録解体工事業の講習修了証の写しも添付する。<br>・１級土木施工管理技士<br>・２級土木施工管理技士（土木）<br>・１級建築施工管理技士<br>・２級建築施工管理技士（建築・躯体）<br>・技術士（建設部門又は総合技術管理部門（建設）） |
| | | 登録基幹技能者 | 講習修了証（実務経験を有する建設業の種類について建設業法第２６条第１項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが記載されているものに限る。） |
| | | 複数業種について一定期間以上の実務経験を有する場合 | 実務経験証明書（様式第９号）※2<br>※それぞれの業種について作成すること |
| | | 指定学科卒業※4＋実務経験 | 専修学校の指定学科卒業を証明する書類（卒業証明書（必要に応じ単位履修証明書）（原本））<br>実務経験証明書（様式第９号）（５年又は３年） |
| 常勤性 | | | 表１－１３（３２頁）参照 |

※１　許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、国土交通省令で定める学科を修めて高等学校又は中等教育学校を卒業した後５年以上実務の経験を有する者、又は同様に大学又は高等専門学校を卒業した後３年以上実務の経験を有する者。指定学科については１７頁の表１－４【指定学科】を参照してください。

※２　実務経験証明書の記載内容に疑義がある場合は、当該記載内容の根拠となる確認資料の提出を求める場合がある。正当な理由なく、確認資料を提出できない場合は、当該実務経験を認めない。なお、「記載内容に疑義がある場合」とは、次に該当する場合をいう。

（１）自己証明（申請者の代表者と被証明者が同一人物である場合を含む。）の場合
（２）記載されている実務経験と証明しようとする業種に齟齬がある場合
（３）他の申請書類（確認書類を含む。）の内容と実務経験証明書の記載内容に齟齬がある場合
（４）申請日前 10 年以上にわたって実務経験がない場合
（５）その他審査者が記載内容に疑義を認めた場合

※３　監理技術者資格者証の写しの場合、資格を証する書類としてだけでなく指定学科卒及び実務経験の証明にもなります。

※４　許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、国土交通省令で定める学科を修めて専修学校の専門課程を卒業した後５年以上実務の経験を有する者、又は同様に専修学校の専門課程（専門士又は高度専門士を称するものに限る）を卒業した後３年以上実務の経験を有する者。指定学科については１７頁の表１－４【指定学科】を参照してください。

表１－１１⑵　　【営業所技術者等の資格に関する確認資料（特定建設業）】

| | 確認項目 | | 添付書類 |
|---|---|---|---|
| | 条文 | 内　　容 | |
| 特定建設業 | 第15条第２号イ | 国家資格等 | 資格を証する書類（合格証明書、免許証、免状、登録証、監理技術者資格者証）<br>※解体工事業に係る以下の資格（平成２７年度までの合格者に限る）及び技術士は、実務経験証明書（様式第９号）（１年）（注）又は登録解体工事業の講習修了証の写しも添付する。<br>・１級土木施工管理技士<br>・１級建築施工管理技士<br>・技術士（建設部門又は総合技術管理部門（建設）） |
| | 第15条第２号ロ | 指定学科卒業<br>＋実務経験<br>（第７条第２号イ又は同号ハ）<br>＋指導監督的実務経験 | 指定学科卒業を証明する書類（卒業証明書（必要に応じ単位履修証明書）（原本））<br>実務経験証明書（様式第９号）（注）<br>指導監督的実務経験証明書（様式第１０号）（注） |
| | | １０年間の実務経験(第７条第２号ロ)<br>＋指導監督的実務経験 | 実務経験証明書（様式第９号）（注）<br>指導監督的実務経験証明書（様式第１０号）（注） |
| | | 国家資格等（第７条第２号ハ）<br>＋指導監督的実務経験 | 資格を証する書類<br>指導監督的実務経験証明書（様式第１０号）（注） |
| | | 登録基幹技能者（第７条第２号ハ）<br>＋指導監督的実務経験 | 講習修了証<br>指導監督的実務経験証明書（様式第１０号）（注） |
| | 第15条第２号ハ | 大臣認定<br>（１５条第２号イ又はロと同等） | 大臣の認定証（有効期間内のもの） |
| 常勤性 | | | 表１－１３（３２頁）参照 |

※　指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園の７業種）は第 15 条第２号イ又はハを満たしていることが必要です。

注　実務経験証明書の記載内容に疑義がある場合は、当該記載内容の根拠となる確認資料の提出を求める場合がある。正当な理由なく、確認資料を提出できない場合は、当該実務経験を認めない。なお、「記載内容に疑義がある場合」とは、次に該当する場合をいう。

（１）自己証明（申請者の代表者と被証明者が同一人物である場合を含む。）の場合

（２）記載されている実務経験と証明しようとする業種に齟齬がある場合

（３）他の申請書類（確認書類を含む。）の内容と実務経験証明書の記載内容に齟齬がある場合

（４）申請日前 10 年以上にわたって実務経験がない場合

（５）その他審査者が記載内容に疑義を認めた場合

表１－１２　【令第３条に規定する使用人に関する確認資料】

| 確認項目 | 添付書類 | 備考 |
|---|---|---|
| 欠格要件 | 表１－１４（３２頁）参照 | 新任者の場合に必要 |

表１－１３　【常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者及び営業所技術者等の常勤性に関する確認資料】

<table>
<tr><th colspan="3">確認項目</th><th>添付書類</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="7">常勤性</td><td rowspan="3">健康保険又は厚生年金保険加入業者の場合</td><td rowspan="2"></td><td>標準報酬決定通知書（年金機構理事長印が押印されたもの）の写し（注２）<br>※有効期限前の健康保険被保険者証の写しも可</td><td>新規雇用の場合は、資格取得届（年金事務所の受付印押印のもの）の写し</td></tr>
<tr><td>一人別源泉徴収簿の写し及び（源泉）所得税の領収証書の写し（注３）<br>（後期高齢者医療制度による保険証の写し（注１）を添付）</td><td>月額報酬（給与）が定められ、年103 万円以上の支払があること</td></tr>
<tr><td>（７５歳以上の場合、右のいずれか）</td><td>厚生年金保険 70 歳以上被用者算定基礎届（年金事務所の受付印押印のもの）の写し（注４）</td><td>新規雇用の場合は、厚生年金保険 70 歳以上被用者該当届（年金事務所の受付印押印のもの）の写し（注４）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">上記以外の場合（注５）（右のいずれか）</td><td>住民税特別徴収税額通知書の写し</td><td>特別徴収義務者用のものを添付</td></tr>
<tr><td>雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し</td><td></td></tr>
<tr><td>一人別源泉徴収簿の写し及び（源泉）所得税の領収証書の写し（注３）</td><td>月額報酬（給与）が定められ、年103 万円以上の支払があること</td></tr>
<tr><td>常勤の確約書</td><td>新規雇用の場合のみ</td></tr>
</table>

（注１）被保険者証により常勤性を証明する場合は、被保険者等記号・番号等を黒く塗りつぶすなどしてマスキングを施すこと（マスキングの方法については１２９頁参照）。
（注２）電子申請の場合、標準報酬決定通知書及び電子申請の処理が完了した画面を印刷したものを添付すること。
（注３）常勤性について、常勤性を証明する者の一人別源泉徴収簿の写し及び（源泉）所得税の領収証書の写しで証明する場合、全員分の一人別源泉徴収簿を提示いただき、（源泉）所得税額との整合性を確認する場合があります。
（注４）厚生年金保険の適用事務所に勤務し、勤務日数及び勤務時間がそれぞれ一般従業員の概ね４分の３以上あり、過去に厚生年金保険の被保険者期間がある者。
（注５）個人事業主の申請において、個人事業主が常勤役員等又は営業所技術者等の場合、常勤性に関する確認書類は不要。

表１－１４　【許可申請者、法人の役員等及び令第３条に規定する使用人（営業所長、支配人）の欠格条件に関する確認資料】

<table>
<tr><th rowspan="5">欠格要件</th><th>確認項目</th><th>添付書類</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">成年被後見人又は被保佐人に該当しない場合</td><td>成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（３４頁参照）</td><td>後見登記等に関する法律（平成１１年法律第１５２号）第１０条第１項に規定する登記事項証明書<br>※請求の際に記入する請求者の「住所」には、住民票上の住所をご記入ください。<br>※外国籍の方も要添付。</td></tr>
<tr><td>成年被後見人又は被保佐人とみなされるものに該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村（本籍地）の長の証明書（３４頁参照）</td><td>民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第１項又は第２項の規定による証明書、いわゆる身分証明書）<br>※外国籍の方は、添付不要ですが外国籍であることを証する書類が必要。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">成年被後見人又は被保佐人に該当する場合</td><td>契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書（１２７～１２８頁参照）</td><td>医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものとし、その根拠について記載。</td></tr>
<tr><td>破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村（本籍地）の長の証明書（３４頁参照）</td><td>民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第１項又は第２項の規定による証明書、いわゆる身分証明書）<br>※外国籍の方は、添付不要ですが外国籍であることを証する書類が必要。</td></tr>
</table>

表１－１５　【財産的基礎に関する確認資料】

| 確認項目 | 添付書類 | 備考 |
|---|---|---|
| 財産的基礎 | 取引金融機関の預金残高証明書・融資証明書等（証明日が申請日前１か月以内のもの） | 原則として直前の決算期の自己資本額が500万円未満の場合、又は新規事業開始の個人事業主で、決算期未到来の場合は添付が必要。<br>更新時、又は決算期未到来の新規設立法人が資本金500万円以上の場合は不要。 |

※１　複数の金融機関の預金残高証明書の場合は、証明日を同一日とすること。
※２　預金残高証明書と融資証明書の合計額とする場合は、それぞれ別の金融機関の同一証明日とすること。
※３　残高証明書の証明日は、当該証明書の発行日ではなく、残高の基準日のことをいう。
※４　一般建設業許可において、直前の決算日から４月以内に申請する場合、財産的要件の判断基準時点は、直前の決算期か、直前の１つ前の決算期か選択することができる。（20頁）

表１－１６　【営業所に関する確認資料】

営業所の確認資料は、茨城県内に２つ以上の営業所が置かれている場合に、本店（主たる営業所）以外の営業所について次の書類すべてを、又、登記上の本店（個人事業主は住民票上の住所地）と主たる営業所の所在地が異なる場合に、主たる営業所について営業所の所在確認の書類（①又は②）を提出してください。

| 確認項目 | 添付書類 | 備考 |
|---|---|---|
| 営業所の所在確認 | ①固定資産税納税通知書又は建物の登記簿謄本の写し | ・建物が自社所有の場合<br>・固定資産税納税通知書は明細を添付する |
| | ②建物の賃借契約書の写し | ・建物が賃借の場合 |
| | ③営業所の写真（各一枚）<br>・看板を入れた営業所全景<br>・営業所内部（主な執務室の状況を確認できる程度のもの） | ・営業所を新設又は移設する場合も提出 |
| 営業所の活動状況 | ④営業所長名で締結された請負契約書等の写し | 契約がない場合は、その理由書を提出（メモ書きで可） |
| 令第３条に規定する使用人の確認 | 表１－１２（３１頁）にしたがい確認資料を添付する。 | |
| 営業所技術者等の確認 | 表１－１１⑴、⑵（３０、３１頁）にしたがい確認資料を添付する。 | |

表１－１７　【社会保険等の加入状況に関する確認資料】

| 確認項目 | 備考 |
|---|---|
| 健康保険・厚生年金保険 | ・申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し、又は「標準報酬決定通知書」（年金機構理事長印が押印されたもの）の写し（注）<br>・新たに適用事業所となったため、上記資料が存在しない場合は年金事務所の受付印のある「新規適用届」の写し。<br>（注）電子申請の場合、標準報酬決定通知書及び電子申請の処理が完了した画面を印刷したものを添付すること。 |
| 雇用保険 | ・申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料納入に係る「領収済通知書」の写し、又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し及び労働保険番号（※事業者番号ではありません）が記載された書類の写し（例…「労働保険概算・確定保険料申告書」、「労働保険料等納入通知書」等）<br>・新たに事業所を設置したため、上記資料が存在しない場合はハローワークの受付印のある「雇用保険適用事業所設置届」の写し<br>※労働保険事務組合を通じて雇用保険に加入している場合は、組合発行の「労働保険関係成立証明書（原本）」、又は組合に提出した労働保険料等算定基礎賃金等の報告の控え及びこれにより報告した保険料納入に係る「領収通知書」等の写し |

表１－１８　【その他の書類】

| 添付書類 | 備考 |
|---|---|
| 許可通知書の写し | 許可換えの申請の場合 |

## 11　各種証明書取扱い窓口

※　申請時に提出する各種証明書は、証明日が申請日前３か月以内のものの原本を提出してください。（財産的基礎に関する確認資料については、残高等の確認日が申請日前１か月以内のものになります（表１－１５：３３頁）参照。）

### （１）成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

| 法務局等名称 | 所在地 | 備考 |
|---|---|---|
| 水戸地方法務局 | 水戸市北見町 1-1<br>水戸法務総合庁舎<br>029-227-9911 | 県内では、水戸地方法務局でのみ取り扱っております。<br>※支所、出張所では取り扱っておりません。 |
| 東京法務局<br>民事行政部後見登録課 | 〒102-8226<br>東京都千代田区九段南 1-1-15<br>九段第２合同庁舎　4F<br>03-5213-1360 | 東京法務局では、郵送による申請も取り扱っております。 |

※請求の際に記入する請求者の「住所」には、住民票上の住所をご記入ください。

※外国籍の方は、国籍の入った証明書であれば、外国籍であることの証明となります。

※電子的な証明書は利用できません。

### （２）市町村の長が発行する身分証明書

身分証明書（成年被後見人、被保佐人とみなされる者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書）については、該当者（個人事業主、法人の役員等）の本籍地の市町村の窓口でのみ取り扱っております。申請方法については、各市町村の窓口まで、お問い合わせください。

※外国籍の方は身分証明書が不要ですが、（１）の書類などの外国籍であることをが分かる書類を添付してください。

＜登記されていないことの証明書の見本＞

登記されていないことの証明書

| | |
|---|---|
| ①氏名 | □□　□□ |
| ②生年月日 | 昭和〇年〇月〇日 |
| ③住所 | 茨城県□□市△△町〇〇番地〇 |
| ④本籍（国籍） | 茨城県□□市△△100番地1 |

上記の者について，後見登記等ファイルに成年被後見人，被保佐人とする記録がないことを証明する。

〇年〇月〇日

〇〇法務局　登記官　　〇〇

＜身分証明書の見本＞

身　分　証　明　書

本　　籍　茨城県△△市□□100番地1
筆　頭　者　　□□　□□
本人氏名　　□□　□□
生年月日　昭和〇年〇月〇日

一．禁治産又は準禁治産の宣告の通知をうけていない。
一．後見の登記の通知を受けていない。
一．破産宣告の通知又は破産手続開始の決定が確定した旨の通知を受けていない。

上記のとおり証明する。

〇年〇月〇日

茨城県△△市長　〇〇　〇〇

※住所、本籍地はいずれかへの記載で可

氏名の漢字（字体）は一致させてください。（例　「崎」と「﨑」、「高」と「髙」、「吉」と「𠮷」、「邉」と「邊」等）

### （３）納税証明書

納税証明書は県税事務所（支所）で発行しております。営業所の所在地が茨城県内のどこであっても、すべての県税事務所で発行することができますので、最寄りの県税事務所をご利用ください。

※決算期末到来の新規設立法人の場合は、県税事務所に提出した「法人の設立等に関する申告書」の写し（受付印押印のもの）又は「決算期末到来の納税証明書」を、決算期末到来の新規開業の個人事業主の場合は、県税事務所に提出した「個人事業開業届」の写し（受付印押印のもの）を、納税証明書の代わりにご提出ください。

知事許可の場合（個人事業税・法人事業税・法人県民税：「税額等の証明」様式第 40 号の４（ア））

| 県税事務所等名称 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 水戸県税事務所 | 水戸市柵町 1-3-1 | 029-221-6670 |
| 常陸太田県税事務所 | 常陸太田市山下町 4119 | 0294-80-3313 |
| 高萩支所 | 高萩市春日町 3-1 | 0293-22-2019 |
| 行方県税事務所 | 行方市麻生 1700-6 | 0299-72-0041 |
| 土浦県税事務所 | 土浦市真鍋 5-17-26 | 029-822-7203 |
| 稲敷支所 | 稲敷市江戸崎甲 541 | 029-892-6111 |
| 筑西県税事務所 | 筑西市二木成 615 | 0296-24-9184 |
| 境支所 | 猿島郡境町長井戸 320 | 0280-87-1120 |

### （４）法人の登記事項証明書

法人の登記事項証明については、各地方法務局（支所、出張所含む）で取り扱っております。

※オンライン化されていない登記簿等については、営業所を管轄している地方法務局（支所、出張所含む）でのみ取り扱っております。

## １２　許可を受けたあとの届出等

### （１）許可の更新等

許可の有効期間は、許可のあった日から５年間です。継続して建設業を営もうとする場合、更新の申請をする必要があります。更新の申請をせずに許可満了日を過ぎた場合、再度新規で許可申請することになりますのでご注意ください。更新の申請は次の期日までに行ってください。

知事許可：許可の有効期間が満了する日の３０日前まで

※「般特新規＋更新」、「業種追加＋更新」、「般特新規＋業種追加＋更新」は、３０日前までの期限が過ぎている場合申請できません。更新とそれ以外を分けて申請してください。

※受付開始は、許可の有効期限が満了する日の３か月前からになります。

※許可を受けた後、営業所の新設、廃止、所在地の変更等により、許可行政庁を異にすることとなった場合は、新たな許可行政庁から新たな建設業の許可を受けることが必要になります（許可換え）。この場合、従前に受けていた建設業の許可の効力は新たな許可を受けたときに失われます。

＜許可換えが必要となる場合＞

| | |
|---|---|
| 国土交通大臣許可を受けた者がひとつの都道府県の区域内にのみ営業所を有することとなったとき | 大臣許可→知事許可 |
| Ａ県知事の許可を受けた者が、その都道府県の区域内のすべての営業所を廃止して、Ｂ県の区域内に営業所を設置することとなったとき | Ａ県知事許可→Ｂ県知事許可 |
| 知事許可を受けた者が、他の都道府県の区域内に建設業法上の営業所を有することとなったとき | 知事許可→大臣許可 |

### （２）変更等の届出

許可を受けたあと、**表１－１９【許可を受けた後の届出等】**（３７～４０頁）に掲げる事項に該当するに至った場合には、同表に掲げる区分に従って必要な書類を添付した変更届を提出してください。

※必要な変更届が提出されていない場合、許可を更新することができませんのでご注意ください。

### （３）廃業等の届出

下表に掲げる事項のいずれかに該当するに至った場合は、30 日以内に廃業届を提出してください。

| 廃業等の届出事項 | 届出をすべき者 |
|---|---|
| １　許可を受けた個人の事業主が死亡したとき | その相続人 |
| ２　法人が合併により消滅したとき | その役員であった者 |
| ３　法人が破産手続き開始の決定により解散したとき | その破産管財人 |
| ４　法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき | その清算人 |
| ５　許可を受けた建設業を廃止したとき<br>→建設業を廃業する場合<br>建設業を営む個人事業主が法人を設立して、継続して建設業を営む場合（法人成り） | 法人であるときはその役員<br>個人であるときはその者 |
| ６　特定建設業を廃業し、一般建設業に許可の区分を変更するとき | 申請者<br>※一般建設業の新規許可申請と同時に提出すること |

※内容を確認するための添付資料を求める場合があります。

## （４）更新申請及び各種届出等の郵送について

令和２年４月より、更新申請及び各種届出等の郵送による提出が可能となりました。（新規・業追許可申請書は不可）

◎郵送時の注意事項

- 更新申請を郵送により申請する場合は、「許可更新申請に係るチェック表」を作成し、提出書類に漏れのないよう申請してください。
- 更新申請及び各種届出の発送方法は、日本郵便（普通郵便、レターパック（○赤色の封筒、×青色の封筒））か、信書が送付可能な方法により、主たる営業所を管轄する土木事務所に発送してください。なお、日本郵便による場合は、原則書留郵便等により発送してください。
- 更新申請の場合、封筒に「建設業許可更新申請書在中」と記載し、各種届出等の場合は「○○届出書在中」と記載してください。
- 送付表（同封している書類が確認できる資料、許可更新申請に係るチェック表等）及び返信用封筒※（返信に必要な切手を貼付）を同封して発送してください。

※更新の許可通知書用の返信用封筒は原則書留郵便等で作成願います。

※各土木事務所の住所等については、24 頁の表１－８を参照願います。

封筒記載例（送付用）

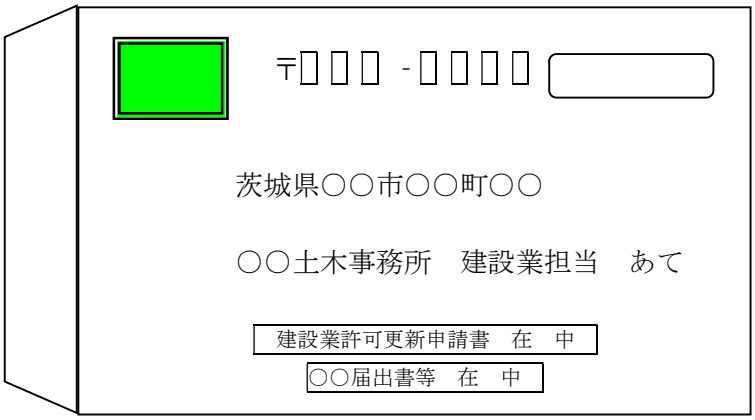


封筒は任意（会社の封筒可）のものとし、タテ書き・ヨコ書きは自由です。

表面又は裏面に申請者又は届出者の住所・商号又は名称を記載してください。

## （５）提出部数

３部（正本１部、写し２部※）　※許可通知書交付時に（届出にあっては受付後に）１部は申請者控えとして返却いたします。

**表１－１９　【許可を受けた後の届出等】**

①　事実発生から２週間以内に届出を行う必要があるもの　（※）は閲覧書類

| 届　出　事　項 | | 提出書類 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 常勤役員等 | 常勤役員等（経営業務の管理責任者）の変更 | ○　変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>○　常勤役員等（経営業務の管理責任者）証明書（様式第 ７ 号）又は、常勤役員等及び補佐する者証明書（様式第７号の２第１面）<br>○　常勤役員等の略歴書（様式第７号別紙） | ・常勤役員等の経験を証明する書類（表1-１０：２８頁参照）を添付<br>・常勤性の確認資料を添付<br>（表１－１３：３２頁参照）<br>・役員の変更が伴う場合、役員等の変更に係る届出も必要（表１－１９②：３９頁参照）<br>・様式 ７ 号の２より証明する場合は常勤役員等を直接に補佐する者についての書類も提出 |
| | 常勤役員等（経営業務の管理責任者）の氏名変更<br><br>※婚姻、養子縁組等により氏名を改めた場合 | ○　変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>○　常勤役員等（経営業務の管理責任者）証明書（様式第 ７ 号）又は、常勤役員等及び補佐する者証明書（様式第７号の２第１面）<br>○　常勤役員等の略歴書（様式第７号別紙）<br>○　戸籍抄本又は住民票の抄本 | ・役員等、個人事業主又は支配人の氏名変更に係る届出も必要（表１－１９②：３９頁参照） |
| | 常勤役員等（経営業務の管理責任者）の削除 | ○　変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>○　届出書（様式第 22 号の３） | ・役員の削除が伴う場合、役員等の変更に係る届出も必要（表１－１９②：３９頁参照） |
| 常勤役員等を直接に補佐する者 | 常勤役員等を直接に補佐する者の変更 | ○　変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>○　常勤役員等及び補佐する者の証明書（様式第７号の２第２～４面）<br>○　常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第７号の２別紙） | ・常勤役員等を直接に補佐する者の経験を証明する書類（表1-１０：２８頁参照）を添付<br>・常勤性の確認資料を添付<br>（表１－１３：３２頁参照） |
| | 常勤役員等を直接に補佐する者の氏名変更<br><br>※婚姻、養子縁組等により氏名を改めた場合 | ○　変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>○　常勤役員等及び補佐する者証明書（様式第７号の２第２～４面）<br>○　常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第７号の２別紙）<br>○　戸籍抄本又は住民票の抄本 | |
| | 常勤役員等を直接に補佐する者の削除 | ○　変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>○　届出書（様式第 22 号の３） | |
| 営業所技術者等 | 営業所技術者等の変更 | ○　変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>○　営業所技術者等証明書（新規・変更）<br>（様式第８号）<br>○　営業所技術者等一覧表（別紙４）（※）<br>○　保有資格を証明する書類<br>・技術検定合格証明書等資格証明書<br>・実務経験証明書（様式第９号）（注１）<br>・卒業証明書<br>・指導監督的実務経験証明書<br>（様式第 10 号）（注１）<br>・監理技術者資格者証の写し | ・「営業所技術者等一覧表（別紙４）」に記載した営業所技術者等全員分について、常勤性の確認資料を添付<br>（表１－１３：３２頁参照）<br>・交代の場合、営業所技術者等証明書は、「３．営業所技術者等の追加」用、「４．営業所技術者等の交代に伴う削除」用がそれぞれ必要になります。 |
| | 営業所技術者等の氏名変更<br><br>※婚姻、養子縁組等により氏名を改めた場合 | ○　変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>○　営業所技術者等証明書（新規・変更）<br>（様式第８号）<br>○　営業所技術者等一覧表（別紙４）（※）<br>○　戸籍抄本又は住民票の抄本 | |
| | 営業所技術者等の削除 | ○　変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>○　届出書（様式第 22 号の３）<br>○　営業所技術者等一覧表（別紙４）（※） | |

| 届　出　事　項 | 提出書類 | 備　考 |
|---|---|---|
| 令第３条に規定する使用人の変更 | ○　変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>○　誓約書（様式第６号）（※）<br>△　成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(注２)<br>△　契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書(注)<br>○　市町村の長が発行する証明書<br>○　令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書<br>（様式第１３号）<br>○　令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第１１号）（※） | ・退任の場合は、「変更届出書（様式第２２号の２）」と「令３条に規定する使用人の一覧表（様式第１１号）」のみを提出<br>（注２）欠格要件に関する書類は、（表１－１４：３２頁）を参照し、該当するいずれかを提出。 |
| 健康保険等の加入状況の変更（従業員数のみの変更を除く） | ○　健康保険等の加入状況（様式第７号の３） | ・社会保険等の加入状況に関する確認資料（表１－１７：３３頁参照） |
| 欠格要件(法第８条第１号及び第７号から第１３号)のいずれかに該当 | ○　届出書（様式第 22 号の３） | |

（備考）　○：必ず提出　△：必要により提出

（注１）実務経験証明書の記載内容に疑義がある場合は、当該記載内容の根拠となる確認資料の提出を求める場合がある。正当な理由なく、確認資料を提出できない場合は、当該実務経験を認めない。なお、「記載内容に疑義がある場合」とは、次に該当する場合をいう。

（１）自己証明（申請者の代表者と被証明者が同一人物である場合を含む。）の場合

（２）記載されている実務経験と証明しようとする業種に齟齬がある場合

（３）他の申請書類（確認書類を含む。）の内容と実務経験証明書の記載内容に齟齬が ある場合

（４）申請日前 10 年以上にわたって実務経験がない場合

（５）その他審査者が記載内容に疑義を認めた場合

② 事実発生から３０日以内に届出を行う必要があるもの （※）は閲覧書類

| 届　出　事　項 | 提出書類 | 備考 |
|---|---|---|
| 商号又は名称の変更 | ○ 変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>△ 登記事項証明書 | ・登記事項証明書は、変更前後の商号がわかるもの |
| 営業所の名称又は所在地の変更 | ○ 変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>△ 登記事項証明書 | ・主たる営業所の移転により、管轄の土木事務所が変更になる場合は、営業所の移転の変更届については、前管轄の土木事務所に提出<br>・営業所に関する確認資料が必要な場合がある<br>（表１－１６：３３頁参照） |
| 営業所の業種変更 | ○ 変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>△ 届出書（様式第２２号の３） | ・業種の追加（許可を受けた業種の範囲内での変更の場合のみ）の場合は、「営業所技術者等の変更」の書類を提出<br>・業種の削除の場合は「営業所技術者等の削除」の書類、廃業届を提出 |
| 資本金額（又は出資金額）の変更 | ○ 変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>△ 登記事項証明書<br>△ 役員等一覧表（様式第１号別紙 1）（注）<br>△ 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書(様式第１２号)（注）<br>△ 株主調書（様式第１４号） | （注）は新たに 100 分の５以上の株式を保有する者がいる場合提出 |
| 役員等、個人事業主又は支配人の氏名変更<br><br>※婚姻、養子縁組等により氏名を改めた場合 | ○ 変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>△ 登記事項証明書<br>△ 役員等の一覧表<br>（様式第１号別紙１）（※）<br>△ 令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第１１号）（※） | |
| 役員等の変更<br>（代表取締役を変更した場合を含む） | ○ 変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>○ 役員等の一覧表<br>（様式第１号別紙１）（※）<br>○ 誓約書（様式第６号）（※）<br>△ 許可申請者の住所、生年月日に関する調書（様式第１２号）（注１）<br>△ 成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(注１）(注２)<br>△ 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書(注 1)(注 2)<br>△ 市町村の長が発行する証明書（注１）<br>△ 登記事項証明書（注３） | ・退任の場合は、「変更届出書（様式第２２号の２）」、「登記事項証明書」、「役員等の一覧表（様式第１号別紙１）」を提出<br>・欠格要件に関する証明書については、顧問、相談役、１００分の５以上の株主、出資者は不要<br>・（注１）は新任者のみ提出<br>（取締役が代表取締役になった場合などは不要）<br>・(注２) 欠格要件に関する書類は、（表１－１４：３２頁を参照し、該当するいずれかを提出。<br>・（注３）登記事項証明書に記載されている役員が変わる場合は必要。（顧問、相談役、１００分の５以上の株主、出資者等のみの変更は不要） |
| 営業所の新設 | ○ 変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※） | ・当該営業所の代表者に関する書類は、「令第３条に規定する使用人の変更」の書類を提出<br>・当該営業所技術者等に関する書類は、「営業所技術者等の変更」の書類を提出<br>・営業所に関する確認資料を提出<br>（表１－１６：３３頁参照） |
| 営業所の廃止 | ○ 変更届出書<br>（様式第２２号の２）（※）<br>○ 令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第１１号）（※）<br>○ 届出書（様式第 22 号の３）<br>○ 営業所技術者等一覧表（別紙４）（※） | |

（備考） ○：必ず提出 △：必要により提出

③　事業年度が終了するごとに届出を行う必要があるもの（事業年度経過後４か月以内に届出）　（※）は閲覧書類

| 提出書類 | 株式会社 | 特例有限会社 | その他の法人 | 個人事業主 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 変更届出書（別紙８）（※） | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 工事経歴書（様式第２号）（※） | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 直前３年の各事業年度における工事施工金額(様式第３号)(※) | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 貸借対照表（様式第 15 号又は第 18 号）（※） | ○ | ○ | ○ | ○ | 法人は様式第 15 号、個人は様式第 18 号を使用すること |
| 損益計算書（様式第 16 号又は第 19 号）（※） | ○ | ○ | ○ | ○ | 法人は様式第 16 号、個人は様式第 19 号を使用すること |
| 株主資本等変動計算書（様式第 17 号）（※） | ○ | ○ | ○ | | 法人のみ |
| 注記表(様式第 17 号の２)(※) | ○ | ○ | ○ | | 法人のみ |
| 事業報告書（※） | ○ | | | | 様式は任意<br>株式会社（特例有限会社を除く）のみ作成すること |
| 附属明細書（様式第 17 号の３）（※） | △ | | | | 株式会社のうち、以下のいずれかに該当する場合のみ提出<br>・資本金の額が１億円超であるもの<br>・最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上であるもの |
| 納税証明書 | ○ | ○ | ○ | ○ | 原本を提出。課税がない場合も提出。<br>知事許可：事業税に係る納税証明書（第 40 号の４（ア））<br>※終了した事業年度における納税証明書が県税事務所で発行されない場合は、県税事務所で発行することができる、直近の事業年度の納税証明書を提出 |
| 使用人数（様式第４号）（※） | □ | □ | □ | □ | |
| 建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第 11 号）（※） | □ | □ | □ | □ | |
| 定款（※） | □ | □ | □ | － | |
| 健康保険等の加入状況（様式第７号の３）（※） | □ | □ | □ | □ | 従業員数に変更があった場合のみ提出（その以外の事項に変更があった場合は２週間以内に変更届（３７頁表１-１９参照）を提出 |

（備考）　○：必ず提出　　△：必要により提出　　□：変更があった場合に提出

## （５）建設業の許可票の掲示について

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事の現場毎（発注者から直接請け負った工事に限る。）に、公衆の見やすい場所に次に示す標識を掲げなければなりません。（建設業法第４０条）

＜建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合＞

35cm以上

40cm以上

| 建　設　業　の　許　可　票 | | | |
|---|---|---|---|
| 商号又は名称 | | | |
| 代表者の氏名 | | | |
| 一般建設業又は特定建設業の別 | 許可を受けた建設業 | 許　可　番　号 | 許可年月日 |
| | | 国土交通大臣<br>許可（　）第　　号<br>知事 | |
| | | 国土交通大臣<br>許可（　）第　　号<br>知事 | |
| | | | |
| | | | |
| | | 国土交通大臣<br>許可（　）第　　号<br>知事 | |
| この店舗で営業している建設業 | | | |

**記載要領**　「国土交通大臣
知事」については、不要のものを消すこと。

＜建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合＞

25㎝以上

| 建設業の許可票 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 商号又は名称 | | | | |
| 代表者の氏名 | | | | |
| 主任技術者の氏名 | 専任の有無 | | | |
| | 資格名 | 資格者証交付番号 | | |
| 一般建設業又は特定建設業の別 | | | | |
| 許可を受けた建設業 | | | | |
| 許可番号 | 国土交通大臣<br>知事 許可（　　）第　　号 | | | |
| 許可年月日 | | | | |

35cm以上

## 記載要領

1．「主任技術者の氏名」欄は、法第２６条第２項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。

2．「専任の有無」の欄は、法第２６条第３項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第１号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用)」と、同項第２号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。

3．「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第７条第２号ハ又は法第１５条第２号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。

4．「資格者証交付番号」の欄は、法第２６条第３項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（同項ただし書の場合を含む。）を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。

5．「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。

6．「国土交通大臣」「知事」については、不要のものを消すこと。

## （６）許可申請書の閲覧

建設業法第１３条により、建設業者の許可申請書類等は閲覧に供されることとなっており、茨城県では、下記のとおり閲覧所を設けております。

建設業者閲覧規程に基づき、現在有効な建設業許可を受けている建設業者の許可申請書等の閲覧ができます。閲覧手数料は無料です。（閲覧書類の撮影、コピーはできません。）

１　閲覧場所　水戸市笠原町９７８－６　（行政棟１階西）

公共事業情報センター内閲覧コーナー

２　閲覧時間　水曜日を除く平日（閉庁日、祝日を除く）

・午前９時から午前１２時まで（受付は午前 11 時４５分まで）

・午後１時から午後４時まで（受付は午後３時４５分まで）

３　連絡先　029-301-4337

＜備考＞

・平成２７年４月１日以降、大臣許可業者の閲覧はできなくなりました。

・平成 27 年４月１日以降に申請された許可申請書類等のうち、個人情報を含む書類が閲覧対象から除外されました。

## （７）建設業許可証明

茨城県知事許可業者の建設業許可証明は、土木部監理課（郵送可）、又は管轄の各土木事務所（水戸、常陸大宮、潮来、土浦、筑西）の総務課建設業担当に申請してください。

１　証明手数料　１通につき４００円（現金で納付。お釣りのないように。）

２　申請方法

⑴ 窓口で交付を受ける場合

申請書に、所定事項を記載し、監理課又は管轄の各土木事務所まで提出してください。

※代理人の場合は委任状を持参してください。

⑵ 郵送で交付を受ける場合（監理課のみ対応）

申請書に、所定事項を記載し、監理課に現金書留により郵送してください。

（郵送先）茨城県土木部監理課建設業担当

〒310-8555　水戸市笠原町 978-6　電話：029(301)4334

■現金書留郵便には、申請書、証明手数料４００円（１枚につき）、所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

■発行までの期間は、申請書受領後、概ね１４日程度です。

※大臣許可業者（主たる営業所が茨城県内）の場合関東地方整備局にお問い合わせください。

３　申請書等の入手先

監理課建設業担当ホームページから、申請書がダウンロードできます。

https://kennsetugyou-ibaraki.jp/download/#permit

## 許可通知書の見方

監　　第　１２３　号
令和　２年１２月１０日

許可通知書の発行日
（許可年月日ではない）

水戸市笠原町９７８－６
茨城建設（株）　　殿

茨城県知事　　印

一般建設業の許可について（ 通知 ）

令和２年１１月　１日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第３条第１項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

許可行政庁　一般・特定の区別　許可年度　許可番号

記

許可番号　　茨城県知事許可　（般－02）第　55555　号
許可の有効期間　　令和２年１２月１０日　から　令和７年１２月９日　まで

許可年月日（許可の有効期間の始期）　許可満了年月日

建設業の種類
- 土木工事業
- とび・土工工事業
- 石工事業
- 鋼構造物工事業
- 舗装工事業
- しゆんせつ工事業
- 水道施設工事業
- 解体工事業

許可業種

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限；令和７年１１月９日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

## 許可申請の取下げ願い（作成例）

令和　　年　　月　　日

茨城県知事　殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

建設業の許可申請の取下げ願い

令和　　年　　月　　日付けで　　建設業の許可申請をしましたが、下記理由により許可の取下げを致します。

記

取下げ理由

## 13　国土交通大臣許可業者における建設業許可について

令和２年３月３１日までは、主たる営業所のある都道府県を経由して各種申請書・変更届出書を提出しておりましたが、令和２年４月１日より大臣許可業者の各種申請書・変更届出書については、関東地方整備局建政部建設産業第一課に直接持参または郵送にて提出することとなりました。

書類提出先：〒330-9724
埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係　あて

※その他、国土交通大臣許可業者における建設業許可申請等の詳細については、関東地方整備局作成の「建設業許可申請・変更の手引き」等を参照願います。
http://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/index00000003.html

メ　モ

# ２　申請書の記載方法

## 1　作成に当たって

許可申請書は、申請者が許可の要件に合致するかを判断するものですので、誤りや記入漏れ等のないように、正確に記載してください。書類の記載事項に不備があったり、申請内容に疑義が生じたりした場合は、申請書の補正や資料の追加提出を求める場合があります。

また、建設業法１３条により許可申請書類等は公衆の閲覧に供されることになりますので、文字は丁寧に記載してください。

## 2　一般的注意事項

（1）各申請書の□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）内に記入する場合には、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

・濁音、半濁音を含む文字は１文字として記入　　例）イ バ ラ キ

・「数字」は右詰めで記入　　例）□ □ 4 0 0 0

・「文字」は左詰めで記入　　例）茨 城 建 設 （ 株 ）□ □

（2）特に記載例に指示がない場合、各様式の「申請者」・「届出者」の欄には会社名、所在地及び代表者名を記入すること。

（3）法定書類はすべてＡ４用紙で作成すること。

（4）手書きの場合、文字は黒のボールペン又はペンで、楷書で記入すること。

（5）訂正は２本線で抹消する方法により行うこと。

（6）申請書は、本店を所管する土木事務所に持参して提出すること。なお、土木事務所で申請書の確認をするので、提出の際は、申請内容を十分理解し、間違いを修正できる者が持参すること。

（7）申請書は、法定書類（閲覧書類）、法定書類（非閲覧書類）、確認資料に分けて提出すること。

※閲覧書類と非閲覧書類の区分は、２６頁「許可申請書（法定書類）一覧（閲覧・非閲覧別）」の「閲覧・非閲覧の別」を参照）

提出部数：３部（正本１部、写し２部※）※１部は、許可通知書交付時に返却いたします。

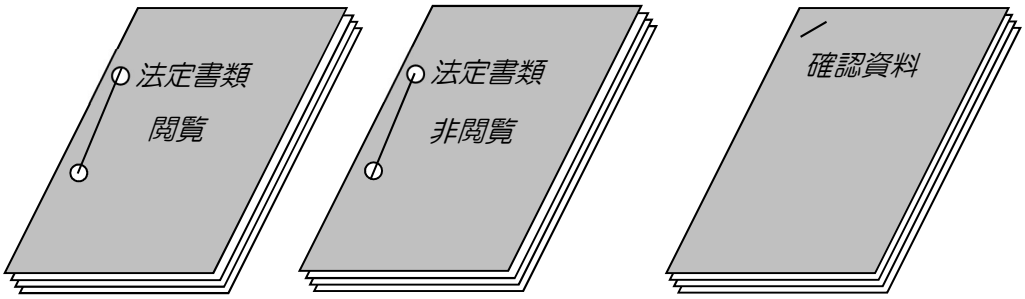


・閲覧と非閲覧に分けること
・表紙等は不要
・左側をひも綴じにすること。
・法定書類以外のものを綴じないこと。

・ホッチキス・クリップ等で確認資料ごとにまとめること。

## ３ 財務諸表（様式第15号～第19号）の作成について

財務諸表の作成に当たっては、次の点に注意してください。

（１）財務諸表は、下表の区分に従って、作成すること。

| | 株式会社 | 特例有限会社 | その他の法人 | 個人 |
|---|---|---|---|---|
| 第１５号　貸借対照表 | ○ | ○ | ○ | － |
| 第１６号　損益計算書、完成工事原価報告書 | ○ | ○ | ○ | － |
| 第１７号　株主資本等変動計算書 | ○ | ○ | ○ | － |
| 第１７号の２　注記表 | ○ | ○ | ○ | － |
| 第１７号の３　附属明細書 | ※1 | － | － | － |
| 第１８号　貸借対照表 | － | － | － | ○ |
| 第１９号　損益計算書 | － | － | － | ○ |
| 事業報告書 ※2 | ○ | － | － | － |

※1　附属明細表は資本金１億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が２００億円以上の株式会社（特例有限会社を除く）が対象

※2　事業報告書は任意の様式になります。営業の概況（当期の営業の成果、対処すべき課題等）や会社の概況（主要な事業内容、主要な営業所等、従業員の状況等）を記載してください。

（２）記入する際は、千円未満切り捨てで記載すること（ただし、会社法第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合「千円」とあるのは「百万円」として記載すること）。

（３）経営事項審査を申請する場合は、「税抜き方式」で作成すること。ただし、消費税免税事業者においては「税込み方式」で作成すること。

（４）新規設立（事業開始）で、決算期未到来の場合、下図にならい、開始貸借対照表を作成すること。

（法人の場合）

設立の日を記入

**開始貸借対照表**

商号

年　月　日現在

単位：（千円）

| 資産の部 | | 純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | | 株主資本 | |
| 現　金 | 5,000 | 資本金 | 5,000 |
| 合　計 | 5,000 | 合　計 | 5,000 |

（個人事業主の場合）

事業開始の日を記入

**開始貸借対照表**

商号

年　月　日現在

単位：（千円）

| 資産の部 | | 純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | | | |
| 現　金 | 5,000 | 期首資本金 | 5,000 |
| 合　計 | 5,000 | 合　計 | 5,000 |

# 第１号　建設業許可申請書

主たる営業所と登記上の本店（個人は住民票上の住所）の所在地が異なる場合は、二段書きする。
（登記（住民票）上）〇〇〇市△△町・・・
（営業所）　　〇〇〇市◇◇町・・・

この申請書により許可を申請する者のほかに申請書又は添付書類を作成した者がある場合（代理申請の場合）は、申請者に加え、その者の住所、氏名も記載する。

様式第一号（第二条関係）

0 0 0 0 1

建　設　業　許　可　申　請　書

不要なものは消す。

令和　〇　年　〇　月　〇　日

茨城県水戸市笠原町978－6
茨城建設(株)
代表取締役社長　茨城　太郎

申請者

記入しないこと。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県知事　殿

代理人

行政庁側記入欄

| | 項番 | 大臣知事コード | |
|---|---|---|---|
| 許可番号 | 0 1 | | 国土交通大臣知事 許可（般 特 － ）第　号　令和　年　月　日（許可年月日） |
| 申請の区分 | 0 2 | | （1．新規　2．許可換え新規　3．般・特新規　4．業種追加　5．更新　6．般・特新規＋業種追加　7．般・特新規＋更新　8．業種追加＋更新　9．般・特新規＋業種追加＋更新） 許可の有効期間の調整（1．する　2．しない） |
| 申請年月日 | 0 3 | | 令和　年　月　日 |

この申請書により、すでに受けている許可の全部を同時に更新し、許可の有効期間を一本化する場合は「1」を記入し、それ以外の場合は「2」を記入すること。

一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次頁の記載要領に示された略号のカラムに記入すること

| | | |
|---|---|---|
| 許可を受ける建設業 | 0 4 | 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 |
| 既に許可を受けている建設業 | 0 5 | 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 |
| 商号又は名称 | 0 6 | イバラキケンセツ |
| 商号又は名称 | 0 7 | 茨城建設（株） |
| 個人の場合のフリガナ | 0 8 | イバラキ　タロウ |
| 個人の場合は氏名 | 0 9 | 茨城　太郎　　支配人の氏名 |
| 主たる営業所の所在地市区町村コード | 1 0 | 0 8 2 0 1　都道府県名　茨城県　市区町村名　水戸市 |
| 主たる営業所の所在地 | 1 1 | 笠原町978－6 |
| 郵便番号 | 1 2 | －　電話番号 |
| | | ファックス番号　029－301－4339 |
| 法人の別 | 1 3 | 1（1．法人　2．個人）　資本金額又は出資総額　4000000（千円）　法人番号　5555555555 |
| 兼業の有無 | 1 4 | 2（1．有　2．無）　建設業以外に行っている営業の種類 |
| 許可換えの区分 | 1 5 | （1．大臣許可→知事許可　2．知事許可→大臣許可　3．知事許可→他の知事許可） |
| 旧許可番号 | 1 6 | 大臣知事コード　国土交通大臣知事 許可（般 特 － ）第　号　旧許可年月日　令和　年　月　日 |

カタカナで記入し、濁音又は半濁音を含む文字は１文字として記入する。法人の種類を表す略号にはフリガナを振らないこと。

法人の種類を表す略号を用いて記入すること。

カタカナで記入し、濁音又は半濁音は１文字として記入する。姓と名の間に１カラムあけて記入すること。

主たる営業所の所在する市町村コードを記入すること（記載要領参照）。

市町村コードによってあらわされる市町村に続く町名、地番を記入すること（市町村名は記入しない。「丁目」、「番」、「号」については「－（ハイフン）」を用いて記入すること。「大字」「字」の文字は省略する。

千円単位（千円未満切捨て）で、右詰めで記入すること（個人の場合は記入不要）。

法人の場合、法人番号を記載

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第７条第２号に規定する営業所技術者及び同法第15条第２号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先
所属等　総務課　氏名　水戸　花子　電話番号　029－301－0000
ファックス番号　029－301－0001

申請内容にかかる行政庁からの質問等に応答できるものについて、その所属、氏名、電話番号、FAX 番号を記入する。

項番１５、１６は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し、新規に許可を申請する場合に記入すること
「旧許可番号」及び「旧許可年月日の欄は 0 0 1 2 3 4 のように空位のカラムには「０」を記入し、許可年月日が複数ある場合は、そのうち最も古いものを記入すること。

記載要領

1 「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」及び「般／特」については、不要のものを消すこと。

2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 太線の枠内には記入しないこと。

4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。

5 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。

6 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

| | | |
|---|---|---|
| 土木工事業（土） | 鋼構造物工事業（鋼） | 熱絶縁工事業（絶） |
| 建築工事業（建） | 鉄筋工事業（筋） | 電気通信工事業（通） |
| 大工工事業（大） | 舗装工事業（舗） | 造園工事業（園） |
| 左官工事業（左） | しゅんせつ工事業（しゅ） | さく井工事業（井） |
| とび・土工工事業（と） | 板金工事業（板） | 建具工事業（具） |
| 石工事業（石） | ガラス工事業（ガ） | 水道施設工事業（水） |
| 屋根工事業（屋） | 塗装工事業（塗） | 消防施設工事業（消） |
| 電気工事業（電） | 防水工事業（防） | 清掃施設工事業（清） |
| 管工事業（管） | 内装仕上工事業（内） | 解体工事業（解） |
| タイル・れんが・ブロック工事業（タ） | 機械器具設置工事業（機） | |

7 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。

なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。

8 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はペのように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

9 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

（例 （株）A建設
B建設（有）□）

| 種類 | 略号 |
|---|---|
| 株式会社 | （株） |
| 特例有限会社 | （有） |
| 合名会社 | （名） |
| 合資会社 | （資） |
| 合同会社 | （合） |
| 協同組合 | （同） |
| 協業組合 | （業） |
| 企業組合 | （企） |

10 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はペのように1文字として扱うこと。

11 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

12　1 0「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、下表により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

| | |
|---|---|
| ０８２０１ | 水戸市 |
| ０８２０２ | 日立市 |
| ０８２０３ | 土浦市 |
| ０８２０４ | 古河市 |
| ０８２０５ | 石岡市 |
| ０８２０７ | 結城市 |
| ０８２０８ | 龍ヶ崎市 |
| ０８２１０ | 下妻市 |
| ０８２１１ | 常総市 |
| ０８２１２ | 常陸太田市 |
| ０８２１４ | 高萩市 |
| ０８２１５ | 北茨城市 |
| ０８２１６ | 笠間市 |
| ０８２１７ | 取手市 |
| ０８２１９ | 牛久市 |
| ０８２２０ | つくば市 |

| | |
|---|---|
| ０８２２１ | ひたちなか市 |
| ０８２２２ | 鹿嶋市 |
| ０８２２３ | 潮来市 |
| ０８２２４ | 守谷市 |
| ０８２２５ | 常陸大宮市 |
| ０８２２６ | 那珂市 |
| ０８２２７ | 筑西市 |
| ０８２２８ | 坂東市 |
| ０８２２９ | 稲敷市 |
| ０８２３０ | かすみがうら市 |
| ０８２３１ | 桜川市 |
| ０８２３２ | 神栖市 |
| ０８２３３ | 行方市 |
| ０８２３４ | 鉾田市 |
| ０８２３５ | つくばみらい市 |
| ０８２３６ | 小美玉市 |

| 東　茨　城　郡 | |
|---|---|
| ０８３０２ | 茨城町 |
| ０８３０９ | 大洗町 |
| ０８３１０ | 城里町 |

| 那　珂　郡 | |
|---|---|
| ０８３４１ | 東海村 |

| 久　慈　郡 | |
|---|---|
| ０８３６４ | 大子町 |

| 稲　敷　郡 | |
|---|---|
| ０８４４２ | 美浦村 |
| ０８４４３ | 阿見町 |
| ０８４４７ | 河内町 |

| 結　城　郡 | |
|---|---|
| ０８５２１ | 八千代町 |

| 猿　島　郡 | |
|---|---|
| ０８５４２ | 五霞町 |
| ０８５４６ | 境町 |

| 北　相　馬　郡 | |
|---|---|
| ０８５６４ | 利根町 |

13　1 1「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞 が 関 2 ー 1 ー 1 3 □ のように記入すること。

14　1 2 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

15　1 3 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

16　1 5「許可換えの区分」の欄並びに1 6「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「知事 大臣 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（１３０頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

17　「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

# 第１号　建設業許可申請書別紙１

別紙一　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（用紙Ａ４）

## 役　員　等　の　一　覧　表

令和 ○ 年 ○月 ○ 日

| 役員等の氏名及び役名等 | | |
|---|---|---|
| 氏　　　名 | 役　名　等 | 常勤・非常勤の別 |
| 茨城（イバラキ）　太郎（タロウ） | 代表取締役 | 常勤 |
| 水戸（ミト）　花子（ハナコ） | 取締役 | 常勤 |
| 笠原（カサハラ）　一郎（イチロウ） | 取締役 | 非常勤 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

取締役（株式会社等）、執行役（委員会設置会社）、業務を執行する社員（持分会社）、理事等（法人格のある組合等）、顧問、相談役、総株主の議決権の 100 分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の 100 分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）又は、名称・役職の如何を問わず取締役等と同等以上の支配力を有する者について記載する。
執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は役員等に該当しないので記載しない。

「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。なお、「取締役」と「株主等」が同一人である場合は、「取締役」と記載する。

「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画の下に常時所定の時間中、その職務に従事している者をいう。

1　法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2　「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

# 第１号　建設業許可申請書別紙２（１）

別紙二（１）　　（用紙Ａ４）

記入しないこと。

## 営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄

区　　分　　項番 3　81

許　可　番　号　　大臣知事コード　項番 3　82

国土交通大臣知事 許可（般特－　）第　　号　　許可年月日　令和　年　月　日

（主たる営業所）

主たる営業所の名称　フリガナ　ホンテン　本店

主たる営業所には建設業を営む営業所を総括し、指揮監督する権限を有する１箇所の営業所（通常は本社、本店等）を記載すること。用紙が２枚以上にわたる場合、２枚目以降は主たる営業所の情報は記載不要。

営業しようとする建設業　83　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

2 2 2 1 2 1 2　（１．一般　２．特定）

変更前　2 2 2 1

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　84　フリガナ　ツクバエイギョウショ　つくば営業所

従たる営業所の所在地市区町村コード　85　08220　都道府県名　茨城県　市区町村名　つくば市

従たる営業所の所在地　86　○○町○○

郵便番号　87　305－0000　電話番号　00－00－0000

営業しようとする建設業　88　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

2 2 2 2　（１．一般　２．特定）

変更前　2 2 2

従たる営業所には建設工事についての見積もり、入札、契約の締結等請負契約に関する事務を常時継続して行う事務所をすべて記載すること。
工事現場に臨時に置かれる工事事務所、作業所等は該当しない。

知事許可業者で、従たる営業所がない（主たる営業所のみ）場合、「該当無し」と記載。

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　84　フリガナ

従たる営業所の所在地市区町村コード　85　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　86

郵便番号　87　－　電話番号

営業しようとする建設業　88　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

（１．一般　２．特定）

変更前

業種追加、般特新規の場合、営業しようとする建設業が変更にならない営業所については、記載不要。
業種追加、般特新規と更新を同時申請する場合、別紙２（１）に、業種追加等により営業しようとする建設業が変更となる営業所の情報を記載し、別紙２（２）に更新に係る営業所の情報を記載する。

記載要領

1　太線の枠内には記入しないこと。

2　□□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。

3　8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を、次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

| | | |
|---|---|---|
| 土木工事業（土） | 鋼構造物工事業（鋼） | 熱絶縁工事業（絶） |
| 建築工事業（建） | 鉄筋工事業（筋） | 電気通信工事業（通） |
| 大工工事業（大） | 舗装工事業（舗） | 造園工事業（園） |
| 左官工事業（左） | しゅんせつ工事業（しゅ） | さく井工事業（井） |
| とび・土工工事業（と） | 板金工事業（板） | 建具工事業（具） |
| 石工事業（石） | ガラス工事業（ガ） | 水道施設工事業（水） |
| 屋根工事業（屋） | 塗装工事業（塗） | 消防施設工事業（消） |
| 電気工事業（電） | 防水工事業（防） | 清掃施設工事業（清） |
| 管工事業（管） | 内装仕上工事業（内） | 解体工事業（解） |
| タイル・れんが・ブロック工事業（タ） | 機械器具設置工事業（機） | |

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

4　8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、下表により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

| | |
|---|---|
| ０８２０１ | 水戸市 |
| ０８２０２ | 日立市 |
| ０８２０３ | 土浦市 |
| ０８２０４ | 古河市 |
| ０８２０５ | 石岡市 |
| ０８２０７ | 結城市 |
| ０８２０８ | 龍ヶ崎市 |
| ０８２１０ | 下妻市 |
| ０８２１１ | 常総市 |
| ０８２１２ | 常陸太田市 |
| ０８２１４ | 高萩市 |
| ０８２１５ | 北茨城市 |
| ０８２１６ | 笠間市 |
| ０８２１７ | 取手市 |
| ０８２１９ | 牛久市 |
| ０８２２０ | つくば市 |

| | |
|---|---|
| ０８２２１ | ひたちなか市 |
| ０８２２２ | 鹿嶋市 |
| ０８２２３ | 潮来市 |
| ０８２２４ | 守谷市 |
| ０８２２５ | 常陸大宮市 |
| ０８２２６ | 那珂市 |
| ０８２２７ | 筑西市 |
| ０８２２８ | 坂東市 |
| ０８２２９ | 稲敷市 |
| ０８２３０ | かすみがうら市 |
| ０８２３１ | 桜川市 |
| ０８２３２ | 神栖市 |
| ０８２３３ | 行方市 |
| ０８２３４ | 鉾田市 |
| ０８２３５ | つくばみらい市 |
| ０８２３６ | 小美玉市 |

| 東　茨　城　郡 | |
|---|---|
| ０８３０２ | 茨城町 |
| ０８３０９ | 大洗町 |
| ０８３１０ | 城里町 |

| 那　珂　郡 | |
|---|---|
| ０８３４１ | 東海村 |

| 久　慈　郡 | |
|---|---|
| ０８３６４ | 大子町 |

| 稲　敷　郡 | |
|---|---|
| ０８４４２ | 美浦村 |
| ０８４４３ | 阿見町 |
| ０８４４７ | 河内町 |

| 結　城　郡 | |
|---|---|
| ０８５２１ | 八千代町 |

| 猿　島　郡 | |
|---|---|
| ０８５４２ | 五霞町 |
| ０８５４６ | 境町 |

| 北　相　馬　郡 | |
|---|---|
| ０８５６４ | 利根町 |

5　8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、４により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞 が 関 2 ー 1 ー 1 3 □ のように記入すること。

6　8 7 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば0 3 ー 5 2 5 3 ー 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

第１号　建設業許可申請書別紙２（２）

この様式は、許可の更新の際に使用する。

別紙二（２）　　（用紙Ａ４）

# 営　業　所　一　覧　表　（　更　新　）

| 営業所の名称 | | 所在地（郵便番号・電話番号） | 営業しようとする建設業 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 特定 | 一般 |
| 主たる営業所 | 本店 | 〒310-8555<br>茨城県水戸市笠原町 978-6<br>TEL 029-301-4334 | 土・建・と | 板 |
| 従たる営業所 | つくば営業所 | 〒305-0000<br>茨城県つくば市〇〇町〇〇<br>TEL 000-000-0000 | 土・建・と | |
| | | | 更新の業種のみ記載する。 | |
| | 従たる営業所がない場合（主たる営業所のみ）、「該当なし」と記載する。 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

1　「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。

2　「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

第１号　建設業許可申請書別紙３

別紙三（第二条関係）

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

２１頁の「申請手数料」の区分に従い、添付する。

※茨城県知事許可の場合は、茨城県収入証紙

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の２第１項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第６条第５項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあつては、この限りでない。

第１号　建設業許可申請書別紙４

別紙四

# 営業所技術者等一覧表

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

| 営業所の名称 | 営業所技術者等の氏名（フリガナ） | 建設工事の種類 | 有資格区分 |
|---|---|---|---|
| 本店 | 茨城（イバラキ） 太郎（タロウ） | 土－9 | 13 |
| | | と－9 | 〃 |
| | | 解－9 | 〃 |
| | 茨城（イバラキ） 健一（ケンイチ） | 建－9 | 20 |
| | | 板－7 | 〃 |
| | 久慈（クジ） 雄介（ユウスケ） | 機－2 | 01 |
| | 梅田（ウメダ） 吾郎（ゴロウ） | 園－4 | 02 |
| つくば営業所 | 大嶋（オオシマ） 雅史（マサシ） | 土－9 | 13 |
| | | と－9 | 〃 |
| | | 建－9 | 37 |
| | 筑波（ツクバ） 仁（ヒトシ） | 管－9 | 29 |

記載要領（６０頁）の表に従い、業種の略号と技術者の区分をハイフンで結んで記載する。

記載要領（１３２頁以降）の別表二を参照し、有する資格に対応するコード記載する。

記載要領

1　「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（2）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－９」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（　）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

●一般建設業

| 条文 | 内　　容 | コード |
|---|---|---|
| 法第７条第２号イ | 指定学科卒業＋実務経験 | 「1」 |
| 法第７条第２号ロ | １０年間の実務経験 | 「4」 |
| 法第７条第２号ハ | 国家資格等、複数業種の実務経験 | 「7」 |

●特定建設業

| 条文 | 内　　容 | コード |
|---|---|---|
| 法第 15 条第 2 号イ | 国家資格等 | 「9」 |
| 法第 15 条第 2 号ロ | 指定学科卒業<br>＋実務経験（第 7 条第 2 号イ）<br>＋指導監督的実務経験 | 「2」 |
| | 10 年間の実務経験(第７条第 2 号ロ)<br>＋指導監督的実務経験 | 「5」 |
| | 国家資格等（第７条第２号ハ）<br>＋指導監督的実務経験 | 「8」 |
| 法第 15 条第 2 号ハ | 大臣認定（指定建設業）<br>（１５条第２号イと同等） | 「3」 |
| | 大臣認定（指定建設業以外）<br>（１５条第２号ロと同等） | 「6」 |

| | | |
|---|---|---|
| 土木一式工事（土） | 鋼構造物工事（鋼） | 熱絶縁工事（絶） |
| 建築一式工事（建） | 鉄筋工事（筋） | 電気通信工事（通） |
| 大工工事（大） | 舗装工事（舗） | 造園工事（園） |
| 左官工事（左） | しゅんせつ工事（しゅ） | さく井工事（井） |
| とび・土工・コンクリート工事（と） | 板金工事（板） | 建具工事（具） |
| 石工事業（石） | ガラス工事（ガ） | 水道施設工事（水） |
| 屋根工事（屋） | 塗装工事（塗） | 消防施設工事（消） |
| 電気工事（電） | 防水工事（防） | 清掃施設工事（清） |
| 管工事（管） | 内装仕上工事（内） | 解体工事業（解） |
| タイル・れんが・ブロック工事業（タ） | 機械器具設置工事（機） | |

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第７条第２号及び法第 15 条第２号の区分（法第７条第２号ハに該当する者又は法第 15 条第２号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

※記載例１
（すべての完成工事に係る完成工事高が合計額の７割に達した場合）

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

# 工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（ 税込 ・ 税抜 ）

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

| | 注文者 | 元請又は下請の別 | JVの別 | 工事名 | 工事現場のある都道府県及び市区町村名 | 配置技術者 氏名 | 主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記） 主任技術者 | 監理技術者 | 請負代金の額 | うち、・PC ・法面処理 ・鋼橋上部 | 工期 着工年月 | 完成又は完成予定年月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A | ××工事事務所 | 元請 | JV | ××地区盛土工事（○○・△△特定JV） | 茨城県水戸市 | 甲野一郎 | | レ | 105,00（150,000）千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| B | 北海道開発 | 〃 | | △△団地地盤改良工事 | 〃 | 乙田太郎（丁谷奈々） | | 監理技術者補佐配置 | 60,000 千円 | | | 月 |
| C | A | 〃 | | A邸外構工事 | 〃 | 丙川二郎 | レ | | 3,200 千円 | | | 月 |
| D | 関東建設 | 下請 | | ○○川掘削工事 | 〃 | | | | 8,000 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| E | 北陸産業 | 〃 | | △ビル新築工事のうち外構工事 | 〃 | 甲田五郎丸 | レ | | 7,500 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| F | 中部塗装 | 〃 | | □□アパート改築工事のうち足場設置工事 | 〃 | 乙崎又三郎 | レ | | 6,300 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| G | 近畿組 | 〃 | | ◇◇工業工場外構工事 | 〃 | 丙田四郎 | レ | | 5,100 | | 令和 ○年 ○ 月 | ○年 ○ 月 |
| H | 中国建築 | 〃 | | 国道△△号道路法面保護工事 | 〃 | 乙崎又三郎 | レ | | 千円 | 千円 | | ○年 ○ 月 |
| I | 四国道路 | 〃 | | ☆☆ビル新築工事のうち型枠工事 | 〃 | 特定専門工事のため配置なし | | | 1,800 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| | | | | | | | | | | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| J | | | | 元請　他28件 | | | | | 64,800 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| K | | | | 下請　他15件 | | | | | 6,300 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | 小　計 | | 52 件 | 270,000 千円 | 千円 | うち 元請工事 233,000 千円 | 千円 |
| | | | | | | 合　計 | | 52 件 | X 270,000 千円 | 千円 | Y うち 元請工事 233,000 千円 | 千円 |

監理技術者補佐を配置した場合は，監理技術者補佐を監理技術者の下に()書きで記載し，「監理技術者補佐配置」と記入

個人名が特定できないように記載

1．元請工事にかかる完成工事の合計金額の7割超まで記載

建設業法第26条の3に該当し，主任技術者を配置しなかった場合は「特定専門工事のため配置なし」と記入

2．記載額がすべての完成工事高の合計額の7割を超えたため，元請・下請別に「他○○件」とし，件数及び合計額を記載して終了

A～Cの合計額　≧　Yの7割

A～Iの合計額　≧　Xの7割

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A～C+J)

ページごとの完成工事高の合計額(A～K)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

・・・「軽微な工事」



61

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

**※記載例２（１ページ目）**　（用紙Ａ４）
**（元請工事で軽微な工事が１０件に達した場合）**

# 工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（ 税込 ・ 税抜 ）

| | 注文者 | 元請又は下請の別 | JVの別 | 工事名 | 工事現場のある都道府県及び市区町村名 | 配置技術者 氏名 | 主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記） 主任技術者 | 監理技術者 | 請負代金の額 | うち、・PC・法面処理・鋼橋上部 | 工期 着工年月 | 完成又は完成予定年月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A | D | 元請 | | ○○地区盛土工事 | 茨城県水戸市 | 甲野一郎 | レ | | 9,000 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| B | C | 〃 | | C邸外構工事 | 〃 | 乙田太郎 | レ | | 4,500 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| C | A | 〃 | | A邸外構工事 | 〃 | 丙川二郎 | レ | | 3,200 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| D | 関東建設 | 〃 | | ○○川掘削工事 | 〃 | 甲野六郎 | レ | | 2,500 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| E | 北陸産業 | 〃 | | △ビル新築工事のうち外構工事 | 〃 | 甲田五郎丸 | レ | | 2,000 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| F | 中部塗装 | 〃 | | □□アパート改築工事のうち足場設置工事 | 〃 | 乙﨑又三郎 | レ | | 1,900 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| G | 近畿組 | 〃 | | ◇◇工業工場外構工事 | 〃 | 丙田四郎 | レ | | 1,800 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| H | 中国建築 | 〃 | | 国道△△号道路法面保護工事 | 〃 | 乙﨑又三郎 | レ | | 1,700 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| I | 四国道路 | 〃 | | ☆☆ビル新築工事のうち型枠工事 | 〃 | 特定専門工事のため配置なし | | | 1,600 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| J | 九州工事 | 〃 | | ○○邸外構工事 | 〃 | 甲野六郎 | レ | | 1,500 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| K | 沖縄機械 | 〃 | | △△低新築工事のうち基礎工事 | 〃 | 甲田五郎丸 | レ | | 1,000 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| L | 国土建設 | 下請 | | B～Kの件数　≦　１０件 | 〃 | 乙﨑又三郎 | 1．軽微な工事について10件を超える部分については記載不要 | | [illegible] 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| M | 関東建設 | 〃 | | 県道○○号線道路側溝据付工事 | 〃 | 丙田四郎 | レ | | 7,000 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |

①元請工事の7割部分に係る完成工事

②下請工事に係る完成工事

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A～K)

| 小計 | 13 件 | 45,700 千円 | 千円 | うち 元請工事 30,700 千円 | 千円 |
|---|---|---|---|---|---|

ページごとの完成工事高の合計額(A～M)

| 合計 | 件 | 千円 | 千円 | うち 元請工事 千円 | 千円 |
|---|---|---|---|---|---|

・・・「軽微な工事」

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

**※記載例２（２ページ目）**　（用紙Ａ４）
**（元請工事で軽微な工事が１０件に達した場合）**

# 工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（税込・税抜）

②の続き

| | 注文者 | 元請又は下請の別 | JVの別 | 工事名 | 工事現場のある都道府県及び市区町村名 | 配置技術者 氏名 | 主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記 主任技術者 | 監理技術者 | 請負代金の額 | うち、・PC・法面処理・鋼橋上部 | 工期 着工年月 | 完成又は完成予定年月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| N | 関東建設 | 下請 | | 県道△△号線道路法面保護工事 | 茨城県水戸市 | 丙山三男 | レ | | 6,900 千円 | 千円 | 令和　○年　○　月 | 令和　○年　○　月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和　年　月 | 令和　年　月 |
| O | | | | 元請　他28件 | | | | | 17,300 千円 | 千円 | 令和　年　月 | 令和　年　月 |
| P | | | | 下請　他12件 | | | | | 5,100 千円 | 千円 | 令和　年　月 | 令和　年　月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和　年　月 | 令和　年　月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和　年　月 | 令和　年　月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和　年　月 | 令和　年　月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和　年　月 | 令和　年　月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和　年　月 | 令和　年　月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和　年　月 | 令和　年　月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和　年　月 | 令和　年　月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和　年　月 | 令和　年　月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和　年　月 | 令和　年　月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和　年　月 | 令和　年　月 |

2．記載額がすべての完成工事高の合計額の7割を超えたため，元請・下請別に「他○○件」とし，件数及び合計額を記載して終了

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(O)

ページごとの完成工事高の合計額(N～P)

| | | | | うち　元請工事 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 小　計 | 41 件 | 29,300 千円 | 千円 | 17,300 千円 | 千円 |
| 合　計 | 54 件 | 75,000 千円 | 千円 | 48,000 千円 | 千円 |

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

※記載例３（１ページ目）
（全体で軽微な工事が１０件に達した場合）

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

（用紙Ａ４）

# 工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（ 税込 ・ 税抜 ）

①元請工事の７割部分に係る完成工事

②①以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

| | 注文者 | 元請又は下請の別 | JVの別 | 工事名 | 工事現場のある都道府県及び市区町村名 | 配置技術者 氏名 | 主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記） 主任技術者 | 監理技術者 | 請負代金の額 | うち、・PC ・法面処理 ・鋼橋上部 | 工期 着工年月 | 完成又は完成予定年月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A | D | 元請 | | ○○アパート外構工事 | 茨城県水戸市 | 甲野一郎 | レ | | 10,000 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| B | C | 〃 | | C邸外構工事 | 〃 | 乙田太郎 | レ | | 4,500 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| C | A | 〃 | | A邸外構工事 | 〃 | 丙川二郎 | レ | | 3,200 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| D | 関東建設 | 下請 | | ○○川掘削工事 | 〃 | | | | 7,000 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| E | 北陸産業 | 〃 | | △ビル新築工事のうち外構工事 | 〃 | 甲田五郎丸 | レ | | 6,000 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| F | 中部塗装 | 〃 | | □□アパート改築工事のうち足場設置工事 | 〃 | 乙﨑又三郎 | レ | | 5,500 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| G | 近畿組 | 〃 | | ◇◇工業工場外構工事 | 〃 | 丙田四郎 | レ | | 2,000 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| H | 中国建築 | 〃 | | 国道△△号道路道路法面保護工事 | 〃 | 乙﨑又三郎 | レ | | 1,900 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| I | 四国道路 | 〃 | | ☆☆ビル新築工事のうち型枠工事 | 〃 | 特定専門工事のため配置なし | | | 1,800 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| J | E | 元請 | | E邸外構工事 | 〃 | 甲野六郎 | レ | | 1,700 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| K | 沖縄機械 | 下請 | | △△低新築工事のうち基礎工事 | 〃 | 甲田五郎丸 | レ | | 1,600 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| L | 国土建設 | 〃 | | | 〃 | 乙﨑又三郎 | レ | | 1,500 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| M | 関東建設 | 〃 | | 県道○○号線道路側溝据付工事 | 〃 | 丙田四郎 | レ | | 1,000 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |

１．元請工事にかかる完成工事の合計金額の７割超まで記載

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額（A～C+J）

| | | | | うち 元請工事 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 小　計 | 13 件 | 47,700 千円 | 千円 | 19,400 千円 | 千円 |

ページごとの完成工事高の合計額（A～M）

| | | | | うち 元請工事 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 合　計 | 件 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

・・・「軽微な工事」



64

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）

**※記載例３（２ページ目）**　（用紙Ａ４）
**（全体で軽微な工事が１０件に達した場合）**

# 工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（税込・税抜）

②の続き

| | 注文者 | 元請又は下請の別 | JVの別 | 工事名 | 工事現場のある都道府県及び市区町村名 | 配置技術者 氏名 | 主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記 主任技術者 | 監理技術者 | 請負代金の額 | うち、・PC・法面処理・鋼橋上部 | 工期 着工年月 | 完成又は完成予定年月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| N | 関東建設 | 下請 | | 県道△△号線道路法面保護工事 | 茨城県水戸市 | 丙山三男 | レ | | 1,000 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| O | | | | 元請　他28件 | | | | | 5,600 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| P | | | | 下請　他12件 | | | | | 15,700 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | | | | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | 小　計 | 39 件 | | 22,300 千円 | 千円 | うち　元請工事 5,600 千円 | 千円 |
| | | | | | | 合　計 | 52 件 | | 70,000 千円 | 千円 | うち　元請工事 25,000 千円 | 千円 |

B・C+G～Nの件数　≦　１０件

2．軽微な工事が10件に達したため，
元請・下請別に「他○○件」とし，件数及び合計額を記載して終了

ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(O)

ページごとの完成工事高の合計額(N～P)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

・・・「軽微な工事」



65

様式第二号（第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係）　　（用紙Ａ４）

※記載例４
（工事進行基準を導入した場合）

# 工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事　（ 税込 ・ 税抜 ）

| 注文者 | 元請又は下請の別 | JVの別 | 工事名 | 工事現場のある都道府県及び市区町村名 | 配置技術者 氏名 | 主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記 主任技術者 | 監理技術者 | 請負代金の額 | うち、・PC ・法面処理 ・鋼橋上部 | 工期 着工年月 | 完成又は完成予定年月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ○○県 | 元請 | | 県道△△号線道路法面保護工事 | 茨城県水戸市 | 丙山三男 | レ | | (60,000) 21,000 千円 | 千円 | 令和 ○年 ○ 月 | 令和 ○年 ○ 月 |
| | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |
| | | | | | | | | 千円 | 千円 | 令和 年 月 | 令和 年 月 |

今期に計上する請負金額の上に，総請負金額を()書きで記入

完成年月ではなく，完成予定年月を記入

| 小計 | 件 | 千円 | 千円 | うち 元請工事 千円 | 千円 |
|---|---|---|---|---|---|
| 合計 | 1 件 | 21,000 千円 | 千円 | うち 元請工事 21,000 千円 | 千円 |



66

記載要領

1　この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
経営事項審査を受審する建設業者は、消費税等を除いた額（ただし、免税業者は消費税等を含めた額）で記載すること。
3　この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事の範囲については、以下のとおりである。
（1）土木一式、建築一式工事については全工事を、契約額の大きい順に記載すること。（令第１条の２第１項に規定する建設工事（注）については、10件を超えて記載することを要しない。）。
なお、下請け工事は一式工事に含めないこと。
（2）上記（1）以外の業種の工事については、以下のとおり。（次頁フロー参照）
①　元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事（注）については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
②　①に続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第１条の２第１項に規定する建設工事（注）については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。　なお、最後に元請・下請別に「他○○件」とし、合計額を記載すること。
（3）経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、10件を目安に請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
4　下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
5　「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
6　「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
7　「ＪＶの別」の欄は、共同企業体（ＪＶ）として行った工事について「ＪＶ」と記載すること。この場合、工事名欄の上部に工事名、下部に（　）で企業体名を、請負代金の額の上部に当該業者の施工額（出資の比率による）、下部に（　）で企業体としての請負代金を付記すること。
8　「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第１項又は第２項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
9　「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
10　「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

| (一) | (二) | (三) |
|---|---|---|
| 土木一式工事 | プレストレストコンクリート構造物工事 | ＰＣ |
| とび・土工・コンクリート工事 | 法面処理工事 | 法面処理 |
| 鋼構造物工事 | 鋼橋上部工事 | 鋼橋上部 |

11　「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び９により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
12　「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び９により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
13　その他
①　着工年月、完成又は完成予定年月は契約書の期間ではなく、実際の着工、完成年月を記入すること。
②　完成予定年月は、１年以上の長期工事で進行基準を採用した工事の場合等に、その完成予定年月を記入する。
③　契約書の完成年月は決算期内であっても、実際に決算期内に完成しなかった工事は記入しない。

④　調査、測量、設計・工事監理の受託、機械の賃貸、資材の販売、機械・資材の運搬、除草・草刈・樹木の剪定、保守・監理などは建設工事でないので記入しない。兼業売上で計上すること。
⑤　他から請け負った工事でないものは記入しない。
（例　自家の事務所建築又は分譲する目的で自社で建築する宅地造成等）
⑥　工事は１件の契約ごとに記入すること。
（設計変更による増・減額又は値引きがあったときは最終請負金額とする。）
⑦　発注者が同一人又は同一地域の工事であっても、契約が異なる場合は１件ごとに記入すること。
記入された工事は、工事台帳、契約書等と合致するものである。
（注）工事１件の請負代金の額が建築一式工事にあっては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式以外の工事にあっては、500万円に満たない工事。

**※<u>経営事項審査を申請する場合</u>の工事経歴書記載フロー**

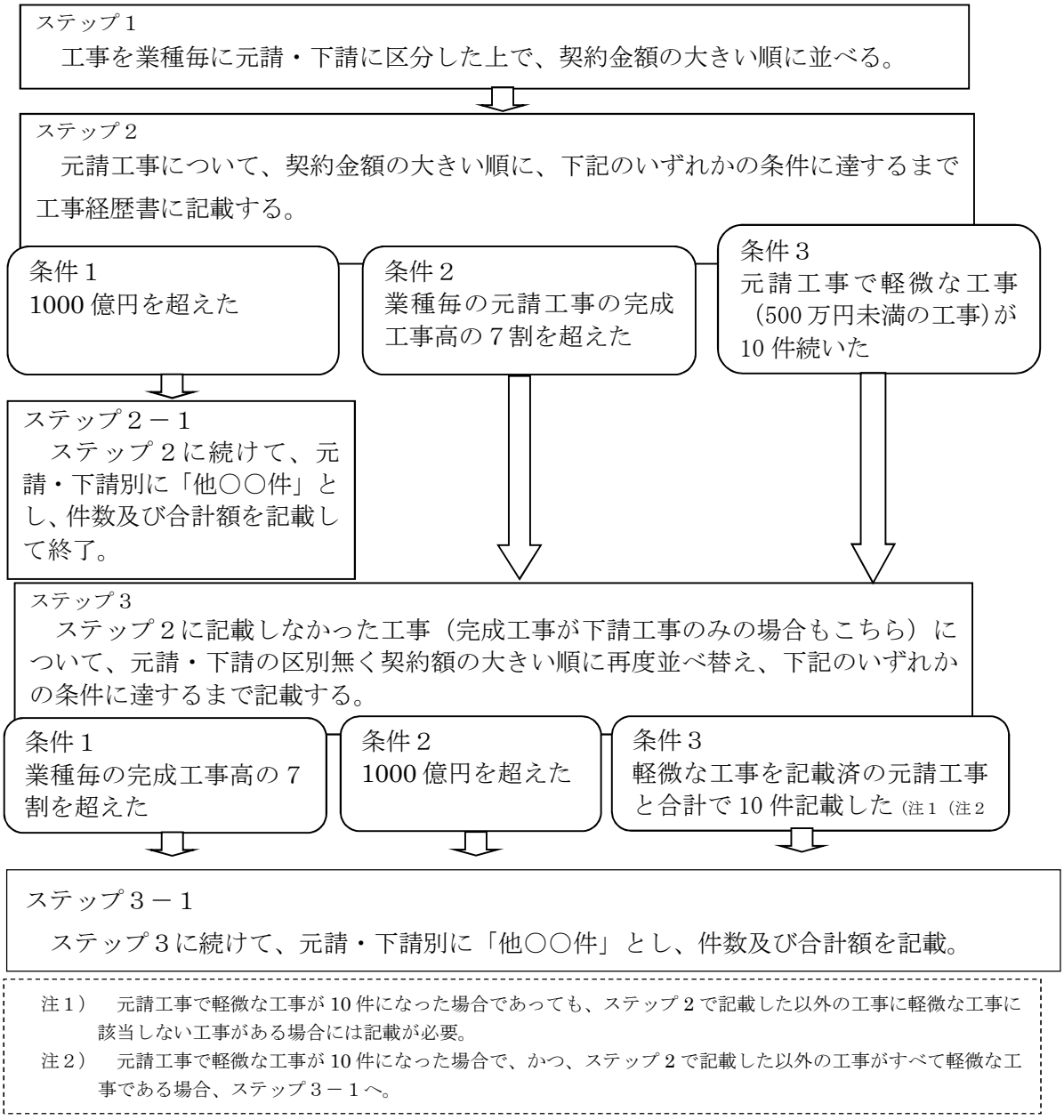


注１）　元請工事で軽微な工事が10件になった場合であっても、ステップ２で記載した以外の工事に軽微な工事に該当しない工事がある場合には記載が必要。
注２）　元請工事で軽微な工事が10件になった場合で、かつ、ステップ２で記載した以外の工事がすべて軽微な工事である場合、ステップ３－１へ。

第３号　直前三年の各事業年度における工事施工金額

・用紙が２枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終頁に記入する。
・経営事項審査を受ける業者は、税抜きで記載する（免税業者は税込み）。

次の区分に応じた業種に係る工事の施工金額の合計を記入する。
新規、業種追加…申請に係らない業種
業種追加＋更新…業種追加申請に係らない業種（更新分を含む。）

**様式第三号**（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

# 直前３年の各事業年度における工事施

（税込・税抜／単位：千円）

| 事業年度 | 注文者の区分 | | 許可に係る建設工事の施工金額 | | | | その他の建設工事の施工金額 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 土木一式工事 | 建築一式工事 | 管工事 | 板工事 | | |
| 第 26 期<br>令和○年 ○月○ 日から<br>令和○年 ○月○ 日まで | 元請 | 公共 | 294,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 294,000 |
| | | 民間 | 0 | 84,000 | 0 | 0 | 0 | 84,000 |
| | 下請 | | 0 | 0 | 110,000 | 0 | 0 | 110,000 |
| | 計 | | 294,000 | 84,000 | 110,000 | 0 | 0 | 488,000 |
| 第 27 期<br>令和○年 ○月○ 日から<br>令和○年 ○月○ 日まで | 元請 | 公共 | 315,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 315,000 |
| | | 民間 | 0 | 152,000 | 0 | 0 | 0 | 152,000 |
| | 下請 | | 0 | 0 | 3,150 | 4,200 | 0 | 7,350 |
| | 計 | | 315,000 | 152,000 | 3,150 | 4,200 | 0 | 474,600 |
| 第 28 期<br>令和○年 ○月○ 日から<br>令和○年 ○月○ 日まで | 元請 | 公共 | 322,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 322,000 |
| | | 民間 | 0 | 178,800 | 4,000 | 0 | 0 | 182,800 |
| | 下請 | | 0 | 0 | 6,000 | 4,000 | 0 | 10,000 |
| | 計 | | 322,000 | 178,000 | 10,000 | 4,000 | 0 | 514,000 |
| 第　期<br>令和　年　月　日から<br>令和　年　月　日まで | 元請 | 公共 | | | | | | |
| | | 民間 | | | | | | |
| | 下請 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |
| 第　期<br>令和　年　月　日から<br>令和　年　月　日まで | 元請 | 公共 | | | | | | |
| | | 民間 | | | | | | |
| | 下請 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | 共 | | | | | | |
| 第<br>令和<br>令和 | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |

対応する業種の工事経歴書の金額と一致する。

財務諸表の完成工事高と一致する。

・申請書に添付する場合は、許可申請直前の３年分を決算期別に記入する。
・決算変更届に添付する場合は、届出期直前の３年分を決算期別に記入する。

決算期を変更した場合等で直前３期で３年に満たない場合は、満３年以上になるよう必要な期数分を記載する。

記載要領

1　この表には、申請又は届出をする日の直前３年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
3　「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
4　記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
　ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
5　「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
6　「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が５業種以上にわたるため、用紙が２枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
7　当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「０」と記載すること。

第４号　使用人数

「使用人」は役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者とする。
代表取締役（非常勤は除く）、個人事業主を含めて記載する。

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙Ａ４）

令和　○年　○月　○日

# 使　用　人　数

| 営業所の名称 | 技術関係使用人 | | 事務関係使用人 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第２号イ若しくはハに該当する者 | その他の技術関係使用人 | | |
| 本店 | 10　人 | 4　人 | 5　人 | 19　人 |
| つくば営業所 | 5　人 | | 2　人 | 7　人 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計 | 15　人 | 4　人 | 7　人 | 26　人 |

許可申請書別紙２５５頁参照）に記載した順に記載する。

各営業所に所属する技術者のうち、営業所技術者等の要件を満たすものの数について記載する。

各営業所に所属する技術者のうち、営業所技術者等の要件は満たさない者の数について記載する。

記載要領

1　この表には、法第５条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第３項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の２の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の３の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。

2　「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。

3　「その他の技術関係使用人」の欄は、法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第２号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

第６号　誓約書

**様式第六号**（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙Ａ４）

# 誓　　約　　書

{申請者 / ~~譲受人~~ / ~~合併存続法人~~ / ~~分割承継法人~~}、{申請者 / ~~譲受人~~ / ~~合併存続法人~~ / ~~分割承継法人~~}の役員等及び建設業法施行令第３条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第８条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和○　年　○　月　○日

申　請　者
~~譲　受　人~~ 茨城県水戸市笠原町978－6
~~合併存続法人~~ 茨城建設(株)
~~分割承継法人~~ 代表取締役社長　茨城　太郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事　　殿

記載要領

{申請者 / 譲受人 / 合併存続法人 / 分割承継法人}、「申請者 / 譲受人 / 合併存続法人 / 分割承継法人」、「地方整備局長 / 北海道開発局長 / 知事」については不要なものを消すこと

## 第７号　常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

(1)…経営業務の管理責任者としての経験５年
(2)…経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けたものに限る）としての経験５年
(3)…経営業務の管理責任者を補佐する者としての経験６年

様式第七号（第三条関係）

### 常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

（1）　下記の者は、建設業に関し、次のとおり第７条第１号イ｛(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~｝に掲げる経験を有することを証明します。

被証明者が具体的に経営業務の管理責任者としての経験を有した期間を記載する。

役職名等　代表取締役

経験年数　平成 26 年　4 月から 令和 2 年　3 月まで　満　5 年　0 月

証明者と被証明者との関係　役員

備考
※証明者が申請者と異なる場合で、証明者の押印を省略する場合は、備考欄に証明者の住所、名称、代表者連絡先を記載すること。
※証明者が申請者以外の建設業許可業者である場合は、備考欄に許可番号、許可年月日、許可業種を記載する。
＜記載例＞
茨城県知事（般-31）第 99999 号
令和元年７月 10 日許可
（土）（と）
※使用者の証明が得られない場合、その理由を記載する。

証明者は、次のいずれかとする。
・証明する期間に被証明者が在職していた法人の代表者又は個人事業主（使用者がいない場合、被証明者と同等以上の役職の者）
・使用者の証明が得られない場合、建設業許可を有する第三者（近隣市町村内にある、又は取引関係にある同業者）

令和　○ 年　○ 月　○日

証明者　茨城県水戸市笠原町978－6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

証明者の本店の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名を記載する。
押印する場合は、法人の場合は登録している代表者印を、個人の場合は実印を押印する。

（2）　下記の者は、許可申請者｛の常勤の役員 ~~本　　大~~ ~~の支　尾大~~｝で第７条第１号イ｛(1) ~~(2)~~ ~~(3)~~｝に該当する者であ

年　○ 月　○日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事　殿

申請者
届出者　茨城県水戸市笠原町978－6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

申請又は届出の区分　項番 1 7 3（1．新規　2．変更　3．常勤役員等の更新等）

1…新規申請の場合
2…常勤役員等を変更する場合
3…更新、業種追加、般特新規の申請をする場合

変更年月日　令和　年　月　日

新規申請以外の場合記入する。

許可番号　1 8 0 8　~~国土交通大臣~~ 茨城県知事 許可（般特－0 1）第 0 5 5 5 5 5 号　許可年月日　令和 0 2 年 0 1 月 0 1 日

大臣コード 知事

記

複数の許可を受けている場合は現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

・変更後・常勤役員等の更新等】

姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで１字とする。

氏名のフリガナ　1 9　イ バ

氏名　2 0　茨 城　太 郎

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　S 4 0 年 0 1 月 0 1 日

住所　（居所）水戸市三の丸 1-5-38　（住民票上）東京都港区汐留町○○-□□

現住所（居所）を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。

◎【変更前】

氏名　2 1

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　年　月　日

法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の字で記入。ただし、営業所技術者等（又は国家資格者等、監理技術者）を兼ねていて、国家資格、卒業資格がある場合は、資格認定書、卒業証明書の字で記入する。

記載要領

1　この証明書は、被証明者１人について証明者別に作成すること。

2　（1）の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

3　「(1)「の常勤の役員」、(2)「本人」、(3)「の支配人」、「地方整備局長」、「北海道開発局長」、「知事」、「申請者」、「届出者」、「国土交通大臣」、「知事」、及び「般」、「特」、については、不要なものを消すこと。

4　□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5　1 7申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「１．新規」・・・・・・・・・　許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
「２．変更」・・・・・・・・・　現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
「３．常勤役員等の更新等」・・　常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「１．新規」又は「３．常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「２．変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

6　「変更の年月日」の欄は、５により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「２」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。

7　1 8「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、５により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「２」又は「３」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「知事コード大臣」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（１３０頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

8　1 9「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から２文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

9　2 0及び2 1「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設 □ 太 郎のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

第７号の２　常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第一面）

様式第七号の二（第三条関係）

（用紙Ａ４）
0 0 0 0 2

## 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
（第一面）

（１）　下記の者は、次のとおり第７条第１号ロ{(1) ~~(2)~~}に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等　取締役

経験年数　平成 26 年　4 月から 令和 2 年　3 月まで　満　5 年　0 月

証明者と被証明者との関係　役員

備考

(1)…建設業に関する役員等としての経験２年以上、かつ、役員等又は役員等に次ぐ職制上地位にある者としての経験５年以上を有する者。
(2)…役員等としての経験５年以上、かつ、建設業に関する役員等としての経験２年以上を有する者

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

証明者　茨城県水戸市笠原町978－6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

（２）　下記の者は、許可申請者{の常勤の役員 ~~本　大 / の支店大~~}で第７条第１号ロ{(1) ~~(2)~~}に該当する者であることに相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県知事　殿

申請者
届出者　茨城県水戸市笠原町978－6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

申請又は届出の区分　項番 1 7 1（3）（１．新規　２．変更　３．常勤役員等の更新等）

変更の年月日　令和　年　月　日

許可番号　1 8 ~~大臣~~知事コード □□　~~国土交通大臣~~知事 許可（般－□□）第□□□□□□号　許可年月日 令和 □□年□□月□□日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ　1 9 イ バ

氏名　2 0 茨 城 □ 六 花 □ □ □ □ □

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　S 4 5年 0 1月 0 1日

住所　（居所）水戸市三の丸 1-5-38　（住民票上）東京都港区汐留町○○-□□

現住所（居所）を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。

◎【変更前】

氏名　2 1 □ □ □ □ □ □ □ □ □

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　□□□年□□月□□日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

## 第７号の２　常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第二面）

同一の者が、複数の業務経験を有し、常勤役員等を直接に補佐する者となっている場合でも、様式第７号２（第二面）～（第四面）を必ず作成すること。（業務経験ごとに証明書を作成すること。）

（３）　下記の者は、次のとおり５年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事　殿

組織図で示された役職名等と一致すること。

申請者
届出者　茨城県水戸市笠原町978－6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

役職名等　経理部長

経験年数　平成 26 年　4 月から 令和 2 年　3 月まで　満　5 年　0 月

証明者と被証明者との関係　雇用者

備考

申請又は届出の区分　2 2 1　（1．新規　2．変更　3．常勤役員等を直接に補佐する者の更新等）

変更の年月日　令和　年　月　日

許可番号　2 3 ~~大臣~~知事コード　~~国土交通大臣~~知事 許可（般特－□□）第□□□□□□号　許可年月日　令和□□年□□月□□日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ　2 4 イ バ

氏名　2 5 茨 城 次 郎

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　S 4 5 年 0 1 月 0 1 日

住所　（居所）水戸市三の丸 1-5-38　（住民票上）東京都港区汐留町○○-□□

現住所（居所）を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。

◎【変更前】

氏名　2 6

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　□□□年□□月□□日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

## 第７号の２　常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第三面）

同一の者が、複数の業務経験を有し、常勤役員等を直接に補佐する者となっている場合でも、様式第７号２（第二面）～（第四面）を必ず作成すること。（業務経験ごとに証明書を作成すること。）

下記の者は、次のとおり５年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県知事　殿

組織図で示された役職名等と一致すること。

請者
届出者　茨城県水戸市笠原町978−6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

役職名等　工事部長

経験年数　平成 26 年 4 月から令和 2 年 3 月まで 満 5 年 0 月

証明者と被証明者との関係　雇用者

備考

申請又は届出の区分　2 7 1（1．新規　2．変更　3．常勤役員等を直接に補佐する者の更新等）

変更の年月日　令和　年　月　日

許可番号　2 3 ~~大臣~~知事コード　~~国土交通大臣~~知事 許可（般−特−□□）第□□□□□□号　許可年月日 令和□□年□□月□□日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ　2 8 イ バ

氏名　2 9 茨 城 三 郎

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　S 4 5 年 0 1 月 0 1 日

住所　（居所）水戸市三の丸 1-5-38　（住民票上）東京都港区汐留町○○-□□

現住所（居所）を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。

◎【変更前】

氏名　3 0

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　□□年□□月□□日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

## 第７号の２　常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第四面）

同一の者が、複数の業務経験を有し、常勤役員等を直接に補佐する者となっている場合でも、様式第７号２（第二面）～（第四面）を必ず作成すること。（業務経験ごとに証明書を作成すること。）

下記の者は、次のとおり５年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和○　年○　月　○　日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事　殿

組織図で示された役職名等と一致すること。

申請者
届出者　茨城県水戸市笠原町978－6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

役職名等　企画部長

経験年数　平成 26年　4 月から　令和 2 年　3 月まで　満　5 年　0 月

証明者と被証明者との関係　雇用者

備考

申請又は届出の区分　3 1 1　（1．新規　2．変更　3．常勤役員等を直接に補佐する者の更新等）

変更の年月日　令和　年　月　日

許可番号　2 3 ~~大臣~~知事コード　~~国土交通大臣~~知事 許可（般特－□□）第□□□□□□号　許可年月日　令和□□年□□月□□日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ　3 2 イバ

氏名　3 3 茨城四子

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　S 45年 01月 01日

住所　(居所)水戸市三の丸 1-5-38　(住民票上)東京都港区汐留町○○-□□

現住所（居所）を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。

◎【変更前】

氏名　3 4

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日　□□年□□月□□日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載要領

1　（1）の証明書は、被証明者１人について証明者別に作成すること。

2　（1）の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

3　「(1)(2)」、「の常勤の役員 本人 の支配人」、「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「申請者 届出者」、「国土交通大臣 知事」、及び「般 特」、については、不要なものを消すこと。

4　□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5　1 7「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「１．新規」・・・・・・・・・　許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合

「２．変更」・・・・・・・・・　現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合

「３．常勤役員等の更新等」・　常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「１．新規」又は「３．常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「２．変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

6　（2）の「変更の年月日」の欄は、５により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「２」を記入した場合に、（3）の「変更の年月日」の欄は、10により2 2の「申請又は届出の区分」の欄に「２」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。

7　1 8「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、５により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「２」又は「３」を記入した場合に、2 3「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該2 3の直前の2 2、2 7又は3 1「申請又は届出の区分」の欄に「２」又は「３」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣 知事」コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

8　1 9、2 4、2 8及び3 2「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から２文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

9　2 0、2 1、2 5、2 6、2 9、3 0、3 3及び3 4「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設　　太 郎　　のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

10　2 2、2 7及び3 1「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「１．新規」・・・・・・・・・・・・・・・　許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合

「２．変更」・・・・・・・・・・・・・・・　現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合

「３．常勤役員等を補佐する者の更新等」・　常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合

また、「１．新規」又は「３．常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「２．変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の追加・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

11　常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙２を作成し、提出すること。

第７号　常勤役員等の略歴書（別紙）

別紙　　（用紙Ａ４）

# 常勤役員等の略歴書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 現住所 | 茨城県水戸市三の丸1－5－38 | | |
| 氏名 | 茨城　太郎 | 生年月日 | 昭和40 年 1 月 1 日生 |
| 職名 | 代表取締役 | | |

申請時における職名を記入する。

| | 期間 | 従事した職務内容 |
|---|---|---|
| 職歴 | 自 H6 年 ○ 月 ○ 日<br>至 H15 年 ○ 月 ○ 日 | 株式会社茨城組　入社　本店営業部勤務 |
| | 自 H16 年 ○ 月 ○ 日<br>至 H20 年 ○ 月 ○ 日 | 株式会社茨城組　営業課長 |
| | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | △△△ |
| | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | ⋮ |
| | 自 H25 年 ○ 月 ○ 日<br>至 H26 年 ○ 月 ○ 日 | △△△ |
| | 自 H26 年 4 月 1 日<br>至 年 月 日 | 株式会社茨城建設　設立 |
| | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | 株式会社茨城建設　代表取締役　現在に至る。 |
| | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | |
| | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | |
| | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | |
| | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | |
| | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | |
| | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | |
| | 自 年 月 日<br>至 年 月 日 | |

現在に至るまでの職歴を記入する。
特に、建設業に関するものはすべて記入する。

| | 年月日 | 賞罰の内容 |
|---|---|---|
| 賞 | | なし |
| | | |
| | | |
| 罰 | | |
| | | |

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

上記のとおり相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日　　氏名　茨城　太郎

押印をする場合は、代表者であっても、個人の印鑑を押印する。

記載要領

※　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

第７号の２　常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（別紙二）

常勤の役員等を直接に補佐する者が複数名いる場合はそれぞれについて略歴書を作成すること。

別紙二

## 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 現住所 | 茨城県水戸市三の丸1－5－39 | | |
| 氏名 | 茨城　次郎 | 生年月日 | 昭和45 年 1 月 1 日生 |
| 職名 | 経理部長 | | |

申請時における職名を記入する。

| | 期間 | 従事した職務内容 |
|---|---|---|
| 職歴 | 自 H10 年 ○ 月 ○ 日<br>至 H25 年 ○ 月 ○ 日 | 株式会社茨城建設　入社　経理部配属 |
| | 自 H26 年 ○ 月 ○ 日<br>至 H30 年 ○ 月 ○ 日 | 株式会社茨城建設　経理課長 |
| | 自 H30 年 ○ 月 ○ 日<br>至 R2 年 ○ 月 ○ 日 | 株式会社茨城建設　経理部長就任　現在に至る |
| | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 | |
| | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 | |
| | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 | |
| | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 | |
| | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 | |
| | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 | |
| | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 | |
| | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 | |
| | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 | |
| | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 | |
| | 自　年　月　日<br>至　年　月　日 | |

現在に至るまでの職歴を記入する。
特に、業務経験に関するものはすべて記入する。

| | 年月日 | 賞罰の内容 |
|---|---|---|
| 賞罰 | | なし |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

上記のとおり相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日　　氏名　茨城　次郎

押印をする場合は、役職に関わらず、個人の印鑑を押印する。

記載要領

※　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

## 第７号の３　健康保険等の加入状況

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係）　　（用紙Ａ４）

### 健康保険等の加入状況

変更届出の場合は上段を、許可の申請の場合は下段を消す。

（1）　健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
（2）　下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

許可申請の場合は（１）に、変更届出の場合は（２）に、○を付ける。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
知事 殿

申請者
届出者　茨城県水戸市笠原町978−6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

許可年月日

許　可　番　号　~~国土交通大臣~~ 茨城県 知事 許可（般 特 −02 ）第 55555 号　令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

（営業所毎の保険の加入状況）

| 営業所の名称 | 従業員数 | 保険の加入状況 | | | 事業所整理記号等 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 健康保険 | 厚生年金保険 | 雇用保険 | | |
| 本店 | 19人（3人） | 1 | 1 | 1 | 健康保険 | ○○○　○○○ |
| | | | | | 厚生年金保険 | ○○○　○○○ |
| | | | | | 雇用保険 | □□□□□□□ |
| つくば営業所 | 70人（0人） | 3 | 3 | 3 | 健康保険 | 本店(○○支店)一括 |
| | | | | | 厚生年金保険 | 本店(○○支店)一括 |
| | | | | | 雇用保険 | 本店(○○支店)一括 |
| | （　人　人） | | | | 健康保険 | |
| | | | | | 保険 | |
| | | | | | 険 | |
| | | | | | 険 | |
| | | | | | 厚生年金保険 | |
| | | | | | 雇用保険 | |

各保険に加入している場合「１」、適用除外の場合（健康保険の適用除外承認を受けた建設国保加入の場合を含む。）「2」、一括適用の承認（継続事業の一括の認可）に係る営業所の場合「３」と記入する。

法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含めすべての常勤の従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載する。
カッコ内は、上記人数のうち常勤役員又は個人事業主（同居親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載する。

健　康　保　険：事業所整理記号及び事業所番号
（健康保険組合の場合は、健康保険組合名）
厚生年金保険：事業所整理番号及び事業所番号
雇　用　保　険：労働保険番号
３保険共通：一括適用の承認（継続事業の一括の認可）に係る営業所の場合「本店（○○支店等）一括」

営業所一覧表（様式第一号別紙二）に記載した順に記載する。

記載要領

１　この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

（１）①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
⑥法第 17 条の２若しくは法第 17 条の３の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第 17 条の３の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
この場合、「(１)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。

（２）①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合
②新たに営業所を追加した場合
この場合、「(２)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。

2　「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」、及び「般／特」、については、不要なものを消すこと。

3　「申請者／届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4　「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

5　「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。

6　「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。(　) 内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

7　「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「２」を、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 34 条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入すること。

8　「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「２」を、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入すること。

9　「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「２」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「３」を記入すること。

10　「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第 34 条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

11　「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

12　「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

# 第８号　営業所技術者等証明書（新規・変更）

**様式第八号**（第三条関係）

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。両方を申請する場合は消さない。

営業所技術者等の削除の場合は上段を、それ以外の場合は下段を消す。

## 営業所技術者等証明書（新規・変更）

（1）下記のとおり、｛建設業法第７条第２号 / 建設業法第15条第２号｝に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。

（2）~~下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします~~。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

変更等の届出の場合は上段を、許可の申請の場合は下段を消す。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事 殿

申請者
~~届出者~~ 茨城県水戸市笠原町978−6
茨城建設(株)
代表取締役　茨城　太郎

区分 [ ] 項番 61 1（1．新規許可等　2．営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更　3．営業所技術者等の追加　4．営業所技術者等の交替に伴う削除　5．営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更）

許可番号 [ ] 62 08 ~~国土交通大臣~~ 茨城県 知事 許可（般特−01）第055555号　許可年月日 令和 02 年 01 月 01 日

大臣知事コード

### 記

| | 項番 | フリガナ | 氏名 | 生年月日 |
|---|---|---|---|---|
| | 63 | （フリガナ）ウメダ　ゴロウ | ウメ 梅 田 吾 郎 | 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 S 25 年 01 月 01 日 |

今後担当する建設工事の種類：4
現在担当している建設工事の種類：
有資格区分：02
変更、追加又は削除の年月日：令和　年　月　日
営業所の名称（旧所属）：
営業所技術者等の住所：茨城県土浦市○○町××
営業所の名称（新所属）：本店店

記載要領にしたがって、数字を記入する。

記載要領にしたがって、有資格区分を記入する。

| | 項番 | フリガナ | 氏名 | 生年月日 |
|---|---|---|---|---|
| | 63 | （フリガナ）イバラキ　タロウ | イバ 茨 城 太 郎 | 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 S 40 年 01 月 01 日 |

今後担当する建設工事の種類：9 9
現在担当している建設工事の種類：9 9
有資格区分：13
変更、追加又は削除の年月日：令和　年　月　日
営業所の名称（旧所属）：本店
営業所技術者等の住所：茨城県水戸市三の丸1−5−38
営業所の名称（新所属）：本店

| | 項番 | フリガナ | 氏名 | 生年月日 |
|---|---|---|---|---|
| | 63 | （フリガナ）ツクバ　ヒトシ | ツク 筑 波 仁 | 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 S 44 年 01 月 01 日 |

今後担当する建設工事の種類：9
現在担当している建設工事の種類：
有資格区分：29
変更、追加又は削除の年月日：令和　年　月　日
営業所の名称（旧所属）：
営業所技術者等の住所：（居所）茨城県水戸市○○町××
（住民票上）東京都港区汐留○○-□□
営業所の名称（新所属）：つくば営業所

「現在担当している建設工事の種類」には、新規申請以外の場合で、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となっていた建設業にかかる建設工事すべてについて記載する。

現住所（居所）を記入する。
現住所が住民票と異なる場合は、居所・住民票住所を並記する。

1…新規、業種追加、般特新規の場合
2…既に届出た営業所技術者等の担当業種又は有資格区分のみ変更する場合
3…営業所技術者等を交替により追加する場合
4…営業所技術者等を交替により削除する場合
5…既に届出た営業所技術者等の置かれる営業所が変更になった場合

記載要領

1　この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

(1) ①　現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合

②　現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合

③　一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合

④　一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「1」を記入すること。

(2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となっている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があった場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「2」を記入すること。

(3) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「3」を記入すること。

(4) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の営業所技術者等でなくなった場合（その者がこれまで営業所技術者等となっていた建設業について、新たに営業所技術者等となる者があり、当該新たに営業所技術者等となる者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）

この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「4」を記入すること。

なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業所技術者等を削除する場合又は法第 7 条第 2 号若しくは法第 15 条第 2 号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（別記様式第 22 号の 4）を用いて届け出ること。

(5) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更あった場合

この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、6 1「区分」の欄に「5」を記入すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があった場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2　「建設業法第７条第２号 建設業法第１５条第２号」、「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「国土交通大臣 知事」、及び「般 特」については不要のものを消すこと。

3　「申請者 届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5　6 2「許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（１３０頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　6 3「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から２文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設 □ 太 郎のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

7　6 4「今後担当する建設工事の種類」の欄は、6 1「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）の「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、下表に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、6 1「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合

（記載要領１(1)①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

●一般建設業

| 条文 | 内　　容 | 項番<br>64 |
|---|---|---|
| 法第７条第２号イ | 指定学科卒業＋実務経験 | 「1」 |
| 法第７条第２号ロ | １０年間の実務経験 | 「4」 |
| 法第７条第２号ハ | 国家資格等、複数業種の実務経験 | 「7」 |

●特定建設業

| 条文 | 内　　容 | 項番<br>64 |
|---|---|---|
| 法第 15 条第 2 号イ | 国家資格等 | 「9」 |
| 法第 15 条第 2 号ロ | 指定学科卒業<br>＋実務経験（第 7 条第 2 号イ）<br>＋指導監督的実務経験 | 「2」 |
| | 10 年間の実務経験(第 7 条第 2 号ロ)<br>＋指導監督的実務経験 | 「5」 |
| | 国家資格等（第７条第２号ハ）<br>＋指導監督的実務経験 | 「8」 |
| 法第 15 条第 2 号ハ | 大臣認定（指定建設業）<br>（１５条第２号イと同等） | 「3」 |
| | 大臣認定（指定建設業以外）<br>（１５条第２号ロと同等） | 「6」 |

| | | |
|---|---|---|
| 土木一式工事（土） | 鋼構造物工事（鋼） | 熱絶縁工事（絶） |
| 建築一式工事（建） | 鉄筋工事（筋） | 電気通信工事（通） |
| 大工工事（大） | 舗装工事（舗） | 造園工事（園） |
| 左官工事（左） | しゅんせつ工事（しゅ） | さく井工事（井） |
| とび・土工・コンクリート工事（と） | 板金工事（板） | 建具工事（具） |
| 石工事業（石） | ガラス工事（ガ） | 水道施設工事（水） |
| 屋根工事（屋） | 塗装工事（塗） | 消防施設工事（消） |
| 電気工事（電） | 防水工事（防） | 清掃施設工事（清） |
| 管工事（管） | 内装仕上工事（内） | 解体工事（解） |
| タイル・れんが・ブロック工事業（タ） | 機械器具設置工事（機） | |

８ 6 5「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が営業所技術者等として該当する法第 7 条第 2 号及び法第 15 条第 2 号の区分（法第 7 条第 2 号ハに該当する者又は法第 15 条第 2 号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）（１３１頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

９ 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、6 1「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。

10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている営業所技術者等である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、営業所技術者等として所属する営業所の名称を記載すること。

# 第９号　実務経験証明書

証明者が申請者以外の建設業者である場合は許可番号、許可年月日。許可業種を記入する。
解体工事に係る実務経験証明者が、とび・土工工事業の許可を持つ建設業者でない場合は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録番号も記載する

押印する場合は、法人の場合は登録している代表者印を、個人の場合は実印を押印する

様式第九号（第三条関係）

## 実　務　経　験　証　明　書

下記の者は、　造園　工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和　○　年　○　月　○　日

茨城県水戸市○○町××　茨城水戸造園(株)
代表取締役　○○　××
茨城県知事(26)―888888
令和○○年５月１日
許可業種:土、と、園

証　明　者

実務経験を得た当時の商号または名称を記入する。

被証明者との関係　社員

証明者の立場から見た被証明者との関係を記入する。

記

| 技術者の氏名 | 梅田　吾郎 | 生年月日 | S25. 1. 1 | 使用された期間 | H18　年　4　月から<br>H28　年　3　月まで |
|---|---|---|---|---|---|
| 使用者の商号又は名称 | 茨城水戸造園(株) | | | | |

使用者に実際に雇用されていた期間を記載する。

| 職名 | 実務経験の内容 | 実務経験年数 |
|---|---|---|
| 工事係員 | ○○町児童公園整備工事 | H18　年 4　月からH18年 7　月まで |
| 工事係長 | ○○グランドサッカー場補修工事 | H18　年 8　月からH18年 9　月まで |
| 工事係長 | ××町◇◇公園植栽工事 | H18　年 10 月からH18年 12 月まで |
| ⋮ | ⋮ | 年　月から　⋮　年　月まで |
| 工事係長 | ○×市立植物園整備工事(噴水建設工事) | H28　年　1 月からH28年　3 月まで |
| | | 年　月から　年　月まで |
| | | 年　月から　年　月まで |
| | | 年　月から　年　月まで |
| | | 年　月から　年　月まで |
| | | 年　月から　年　月まで |
| | | 年　月から　年　月まで |
| | | 年　月から　年　月まで |
| | | 年　月から　年　月まで |
| | | 年　月から　年　月まで |
| 使用者の証明を得ることができない場合はその理由 | | 合計　満　10　年　0　月<br>（小計　　年　　月） |

実務経験を有したときの部課、職名を記載すること。

具体的な工事名を記入し、実務経験の内容が具体的に明らかになるように記載する。
なお、工事名では業種が明らかにならない場合は、（　）書きで補足すること。

実務経験は、期間が重複しないように記載すること。

※実務経験証明書の記載内容に疑義がある場合は、当該記載内容の根拠となる確認資料の提出を求める場合がある。正当な理由なく、確認資料を提出できない場合は、当該実務経験を認めない。なお、「記載内容に疑義がある場合」とは、次に該当する場合をいう。
（１）自己証明（申請者の代表者と被証明者が同一人物である場合を含む。）の場合
（２）記載されている実務経験と証明しようとする業種に齟齬がある場合
（３）他の申請書類（確認書類を含む。）の内容と実務経験証明書の記載内容に齟齬がある場合
（４）申請日前 10 年以上にわたって実務経験がない場合
（５）その他審査者が記載内容に疑義を認めた場合

使用者と証明者が異なる場合に記入する。
例）平成○年○月　会社解散のため
　　令和○年○月　事業主死亡のため

記載要領

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成すること。
2　「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
3　「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
4　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

各工事の実務経験年数を、月単位で集計（重複があった場合はその分は差し引く）し、合計年、月数を記載する。
※複数枚にわたる場合は、各枚毎に小計を記載する。

※　この証明書は、下表のいずれかに該当する場合に必要になります。なお、「ロ」以外の場合は、卒業証明書、資格の合格証を添付してください（卒業後、合格後の実務経験になります）。

| 法第７条第２号の該当区分 | 許可を受けようとする建設業にかかる建設工事に関する必要な実務経験年数 | |
|---|---|---|
| イ　所定の学科（１７頁：表１－４）を修めて学校を卒業した者 | 大学等卒業者 | ３年以上 |
| | 高校等卒業者 | ５年以上 |
| ロ　イ及びハ以外の者 | | １０年以上 |
| ハ　イ又はロと同等以上と認定された者 | ・登録地すべり防止工事試験に合格した者<br>・登録計装試験に合格した者<br>・建築士法第２０条第３項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者<br>・水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者 | １年以上 |
| | ・職業能力開発促進法による技能検定のうち２級の検定職種に合格した者 | ３年以上（平成 16 年３月３１日時点で合格していた者については１年以上） |
| | ・電気工事士法による第２種電気工事士免状の交付を受けた者 | ３年以上 |
| | ・電気事業法による電気主任技術者の免状の交付を受けた者 | ５年以上 |
| | ・電気通信事業法による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者 | ５年以上 |
| | ・旧実業高校卒業程度検定規程による検定を合格した者 | ５年以上 |
| | ・旧専門学校卒業程度検定規程による検定を合格した者 | ３年以上 |
| | ・複数業種の実務経験を有する者 | 各業種の基準（１８頁表１－５参照） |
| | ・解体工事業の技術者要件を満たすために、技術検定等に合格後の実務経験が必要な者（３０頁：表１－１１⑴、３１頁：表１－１１⑵参照） | １年以上 |
| | ・所定の学科（１７頁：表１－４）を修めて専修学校の専門課程を卒業した者 | ５年以上 |
| | ・所定の学科（１７頁：表１－４）を修めて専修学校の専門課程（専門士又は高度専門士を称するものに限る）を卒業した者 | ３年以上 |
| | ・建設業法による技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、造園施工管理、電気工事施工管理若しくは管工事施工管理に係る１級の第１次検定又は第２次検定に合格した者（１４頁：表１－３参照） | ３年以上 |
| | ・建設業法による技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、造園施工管理、電気工事施工管理若しくは管工事施工管理に係る２級の第１次検定又は第２次検定に合格した者（１４頁：表１－３参照） | ５年以上 |

第１０号　指導監督的実務経験証明書

この様式は、特定建設業の営業所技術者等で（指定建設業は除く）、実務経験又は２級の国家資格等の場合に作成すること（14 頁参照）

様式第十号（第十三条関係）

# 指導監督的実務経験証明書

下記の者は、 機械器具設置 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

押印する場合は、法人の場合は登録している代表者印を、個人の場合は実印を押印する

証　明　者　茨城県水戸市○○町××<br>茨城設備(株)<br>代表取締役 ○○ ××

被証明者との関係　社員

記

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 技術者の氏名 | 久慈 雄輔 | 生年月日 | S30. 1. 1 | 使用された期間 | H2 年 4 月から<br>H26 年 3 月まで |
| 使用者の商号又は名称 | 茨城設備(株) | | | | |
| 発注者名 | 請負代金の額 | 職名 | 実務経験の内容 | 実務経験年数 | |
| (株)○○製作所 | 83,000千円 | 工事課長 | ○○工場 運搬機器設置工事 | H24 年 4 月から 24 年 9月まで | |
| (株)××電機 | 60,000千円 | 工事課長 | ××店昇降機設置工事 | H24 年10 月から 26 年 3月まで | |
| ⋮ | ⋮ 千円 | ⋮ | ⋮ | 年 月から ⋮ 年 月まで | |
| | 千円 | | | 年 月から 年 月まで | |
| | 千円 | | | 年 月から 年 月まで | |
| | 千円 | | | 年 月から 年 月まで | |
| | 千円 | | | 年 月から 年 月まで | |
| | 千円 | | | 年 月から 年 月まで | |
| | 千円 | | | 年 月から 年 月まで | |
| | 千円 | | | 年 月から 年 月まで | |
| | 千円 | | | 年 月から 年 月まで | |
| | 千円 | | | 年 月から 年 月まで | |
| | 千円 | | | 年 月から 年 月まで | |
| 使用者の証明を得ることができない場合はその理由 | | | | 合計 満 2 年 0 月 | |

実務経験は、期間が重複しないように記載すること。

請負代金の額は、4,500 万円以上であること（昭和 59 年 10 月 1 日前の建設工事にあっては 1,500 万円、昭和 59 年 10 月 1 日～平成 6 年 12 月 28 日の建設工事にあっては 3,000 万円以上のもの）

元請負人として直接請け負った契約の相手方の名称を具体的に記入する。

※実務経験証明書の記載内容に疑義がある場合は、当該記載内容の根拠となる確認資料の提出を求める場合がある。正当な理由なく、確認資料を提出できない場合は、当該実務経験を認めない。なお、「記載内容に疑義がある場合」とは、次に該当する場合をいう。
（1）自己証明（申請者の代表者と被証明者が同一人物である場合を含む。）の場合
（2）記載されている実務経験と証明しようとする業種に齟齬がある場合
（3）他の申請書類（確認書類を含む。）の内容と実務経験証明書の記載内容に齟齬がある場合
（4）申請日前 10 年以上にわたって実務経験がない場合
（5）その他審査者が記載内容に疑義を認めた場合

経験年数の合計が２年以上になること

記載要領

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成６年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月１日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）１件ごとに記載すること。

2　「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。

3　「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。

4　「合計　満　年　月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

第１１号　令第３条に規定する使用人の一覧表

様式第十一号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

# 建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表

令和　○年　○月　○日

| 営業所の名称 | 職　　名 | 氏　　名（フリガナ） |
|---|---|---|
| つくば営業所 | つくば営業所長 | 大嶋　雅史（オオシマ　マサシ） |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

許可申請書別紙に記入した順序で記入する。

役員を兼ねている場合は「取締役○○営業所長」等と記入する。

従たる営業所がない場合は、該当者がいないので、余白に「該当なし」と記載して提出する。

## 第１２号　許可申請者の住所、生年月日等に関する調書

様式第十二号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

許可申請者（法人の役員等／~~本人~~／~~法定代理人~~／~~法定代理人の役員等~~）の住所、生年月日等に関する調書

不要なものを消す。

許可申請書別紙１（５４頁参照）に記載した役員等全員について作成する（様式第７号に記載のある者は不要）。
該当者がいない場合は、余白に「該当なし」と記載して提出する。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 住所 | 茨城県水戸市三の丸〇丁目口番◇号 | | |
| 氏名 | 水戸　花子 | 生年月日 | 昭和30 年 2 月 1 日生 |
| 役名等 | 取締役 | | |

申請時における職名を記入する。
株主等については「株主等」と記載。

| 賞罰 | 年月日 | 賞罰の内容 |
|---|---|---|
| 賞 | | なし |
| | | |
| | | |
| 罰 | | |
| | | |

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。
なお、顧問、相談役及び株主等については、記載を要しない。

上記のとおり相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日　　氏名　水戸　花子

顧問、相談役及び株主等については、記載を要しない。

押印する場合は、代表者であっても、個人の印鑑を押印する。

記載要領

1 「（法人の役員等／本人／法定代理人／法定代理人の役員等）」については、不要のものを消すこと。
2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の５以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
6 様式第７号別紙又は様式第７号の２別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

## 第１３号　令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

様式第１１号「令第３条に規定する使用人の一覧表」に記載したもの全員について作成する。ただし、役員等を兼ねている者については、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書をもって、これに代えることができる。
該当者がいない場合は、余白に「該当なし」と記載して提出する。

様式第十三号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

建設業法施行令第３条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 住所 | 茨城県土浦市〇〇 | | |
| 氏名 | 大嶋　雅史 | 生年月日 | 昭和38 年 4 月 1 日生 |
| 営業所名 | つくば営業所 | | |
| 職名 | つくば営業所長 | | |

| 賞罰 | 年月日 | 賞罰の内容 |
|---|---|---|
| 賞 | | なし |
| | | |
| | | |
| 罰 | | |
| | | |

上記のとおり相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日　　氏名　大嶋　雅史

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

第１４号　株主（出資者）調書

申請者が法人の場合のみ作成する。

様式第十四号（第四条関係）

# 株　主　（出　資　者）　調　書

（用紙Ａ４）

| 株主（出資者）名 | 住　所 | 所有株数又は出資の価額 |
|---|---|---|
| 茨城　太郎 | 茨城県水戸市三の丸〇〇 | 30, 000株 |
| 水戸　花子 | 茨城県水戸市三の丸〇〇 | 10, 000株 |

総株主の議決権の１００分の５以上を有する株主、また、その他の法人にあっては、出資の総額の１００分の５以上に相当する出資をしている者について記載する。
株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合にはその者の氏名を記入する。

株数を記載するときは「〇〇株」とし、出資の価格を記載するときは「〇〇円」と、その単位を必ず記載する。

記載要領
この調書は、総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者について記載すること。

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

# 貸　借　対　照　表

令和　○　年　3　月　31　日現在

（会社名）　茨城建設（株）

## 資　産　の　部

| | | | 千円 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ　流　動　資　産 | | | |
| 現金預金 | | | 207,486 |
| 受取手形 | | | 132,355 |
| 完成工事未収入金 | | | 81,287 |
| 有価証券 | | | |
| 未成工事支出金 | | | 385,933 |
| 材料貯蔵品 | | | 53,431 |
| 短期貸付金 | | | |
| 前払費用 | | | |
| その他 | | | 19,301 |
| 貸倒引当金 | | | △　2,196 |
| 流動資産合計 | | | 877,598 |
| 固　定　資　産 | | | |
| (1) 有形固定資産 | | | |
| 建物・構築物 | | 96,345 | |
| 減価償却累計額 | | △　29,434 | 66,911 |
| 機械・運搬具 | | 105,099 | |
| 減価償却累計額 | | △　60,917 | 44,182 |
| 工具器具・備品 | | 15,699 | |
| 減価償却累計額 | | △　10,191 | 5,508 |
| 土　地 | | | 49,378 |
| リース資産 | | | |
| 減価償却累計額 | | △ | |
| 建設仮勘定 | | | |
| その他 | | | |
| 減価償却累計額 | | △ | |
| 有形固定資産合計 | | | 165,981 |
| (2) 無形固定資産 | | | |
| 特許権 | | | |
| 借地権 | | | |
| のれん | | | |
| リース資産 | | | |
| その他 | | | 678 |
| 無形固定資産合計 | | | 678 |
| (3) 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | | 3,102 |
| 関係会社株式・関係会社出資金 | | | 2,700 |
| 長期貸付金 | | | |
| 破産更生債権等 | | | |
| 長期前払費用 | | | |
| 繰延税金資産 | | | |
| その他 | | | 19,495 |
| 貸倒引当金 | | | △ |
| 投資その他の資産合計 | | | 25,297 |
| 固定資産合計 | | | 191,957 |
| Ⅲ　繰　延　資　産 | | | |
| 創立費 | | | |
| 開業費 | | | |
| 株式交付費 | | | |
| 社債発行費 | | | |
| 開発費 | | | |
| 繰延資産合計 | | | |
| 資産合計 | | | 1,069,555 |

## 負　債　の　部

| | |
|---|---|
| Ⅰ　流　動　負　債 | |
| 支払手形 | 331,825 |
| 工事未払金 | 118,065 |
| 短期借入金 | 3,000 |
| 未払金 | 10,900 |
| 未払費用 | |
| 未払法人税等 | 13,500 |
| 未成工事受入金 | 358,750 |
| 預り金 | 2,319 |
| 前受収益 | |
| 引当金 | 2,017 |
| その他 | |
| 流動負債合計 | 840,378 |
| Ⅱ　固　定　負　債 | |
| 社債 | |
| 長期借入金 | 118,786 |
| リース債務 | |
| 繰延税金負債 | |
| 引当金 | 2,409 |

第１５号　貸借対照表

| | |
|---|---|
| 負ののれん | |
| その他 | |
| 固定負債合計 | 121,195 |
| 負債合計 | 961,573 |

純　資　産　の　部

| | 千円 |
|---|---|
| Ⅰ　株　主　資　本 | |
| (1) 資本金 | 40,000 |
| (2) 新株式申込証拠金 | 0 |
| (3) 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| その他資本剰余金 | |
| 資本剰余金合計 | |
| (4) 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 5,000 |
| その他利益剰余金 | |
| 準備金 | |
| 積立金 | 30,000 |
| 繰越利益剰余金 | 32,982 |
| 利益剰余金合計 | 67,982 |
| (5) 自己株式 | △ |
| (6) 自己株式申込証拠金 | |
| 株主資本合計 | 107,982 |
| Ⅱ　評価・換算差額等 | |
| (1) その他有価証券評価差額金 | |
| (2) 繰延ヘッジ損益 | |
| (3) 土地再評価差額金 | |
| 評価・換算差額等合計 | |
| Ⅲ　新株予約権 | |
| 純資産合計 | 107,982 |
| 負債純資産合計 | 1,069,555 |

記載要領

1　貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

5　流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

6　建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。

ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の５以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。

7　流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の５を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する「親会社株式」についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。

8　流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の５を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。

9　記載要領６及び８は、負債の部の記載に準用する。

10　「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の５以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。

11　記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。

12　「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。

13　「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。

14　各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。

15　「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。

16　「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。

17　持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。

18　「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。

19　持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。

20　その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。

21　「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）　（用紙Ａ４）

**損　益　計　算　書**

自　令和　○　年　４月　１日
至　令和　○　年　３月３１日

（会社名）　茨城建設（株）

| | | | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ　売　上　高 | | | 千円 |
| 完成工事高 | | 1,436,520 | |
| 兼業事業売上高 | | | 1,436,520 |
| Ⅱ　売　上　原　価 | | | |
| 完成工事原価 | | 1,250,190 | |
| 兼業事業売上原価 | | | 1,250,190 |
| 売上総利益（売上総損失） | | | |
| 完成工事総利益（完成工事総損失） | 186,330 | | |
| 兼業事業総利益（兼業事業総損失） | | | 186,330 |
| Ⅲ　販売費及び一般管理費 | | | |
| 役員報酬 | 25,080 | | |
| 従業員給料手当 | 52,713 | | |
| 退職金 | 501 | | |
| 法定福利費 | 3,253 | | |
| 福利厚生費 | 4,060 | | |
| 修繕維持費 | 575 | | |
| 事務用品費 | 2,571 | | |
| 通信交通費 | 7,321 | | |
| 動力用水光熱費 | 688 | | |
| 調査研究費 | | | |
| 広告宣伝費 | 2,745 | | |
| 貸倒引当金繰入額 | | | |
| 貸倒損失 | | | |
| 交際費 | 8,978 | | |
| 寄付金 | | | |
| 地代家賃 | 7,064 | | |
| 減価償却費 | 7,091 | | |
| 開発費償却 | | | |
| 租税公課 | 2,392 | | |
| 保険料 | 1,264 | | |
| 雑　費 | 6,857 | | 133,157 |
| 営業利益（営業損失） | | | 53,172 |
| Ⅳ　営業外収益 | | | |
| 受取利息及び配当金 | | 5,824 | |
| その他 | | 1,563 | 7,387 |
| Ⅴ　営業外費用 | | | |
| 支払利息 | | 21,181 | |
| 貸倒引当金繰入額 | | | |
| 貸倒損失 | | | |
| その他 | | | 21,181 |
| 経常利益（経常損失） | | | 39,378 |
| Ⅵ　特　別　利　益 | | | |
| 前期損益修正益 | | | |
| その他 | | 4,550 | 4,550 |
| Ⅶ　特　別　損　失 | | | |
| 前期損益修正損 | | | |
| その他 | | 10,010 | 10,010 |
| 税引前当期純利益（税引前当期純損失） | | | 33,918 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 13,000 | |
| 法人税等調整額 | | △2,000 | 11,000 |
| 当期純利益（当期純損失） | | | 22,918 |

（用紙Ａ４）

**完成工事原価報告書**

自　令和　○　年　４月　１日
至　令和　○　年　３月３１日

（会社名）　茨城建設（株）

| | | |
|---|---|---|
| 千円 | | |
| Ⅰ　材　料　費 | | 350,053 |
| Ⅱ　労　務　費 | | 146,272 |
| （うち労務外注費 | 20,000 ） | |
| Ⅲ　外　注　費 | | 515,093 |
| Ⅳ　経　費 | | 238,771 |
| （うち人件費 | 66,610 ） | |
| 完成工事原価 | | 1,250,190 |

記載要領

1　損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円

単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。

5　兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。

なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。

6　「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の１を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。

7　記載要領６は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

8　「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。

9　特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。

ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。

10　特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

11　記載要領８は「前期損益修正損」の記載に、記載要領９は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。

12　「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。

13　税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

勘定科目の分類

貸借対照表

| 科目 | 摘要 |
|---|---|
| **【資産の部】** | |
| **Ⅰ　流　動　資　産** | |
| 現　金　預　金 | 現金<br>　現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等<br>預金<br>　金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後１年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期が１年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。 |
| 受　取　手　形 | 営業取引に基づいて発生した手形債権(割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する)。ただし、このうち破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは､投資その他の資産に記載する。 |
| 完成工事未収入金 | 完成工事高に計上した工事にかかる請負代金（税抜方式を採用する場合も取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の未収額。ただし、このうち破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債権で決算期後１年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。 |
| 有　価　証　券 | 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後１年以内に満期の到来する有価証券 |
| 未成工事支出金 | 完成工事原価に計上していない工事費並びに材料費の購入及び外注のための前渡金及び手付金等 |
| 材　料　貯　蔵　品 | 手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかったもの |
| 短　期　貸　付　金 | 決算期後１年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期が１年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産（長期貸付金）に記載することができる。 |
| 前　払　費　用 | 未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後１年以内に費用となるもの。ただし、当初１年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産（長期前払費用）に記載することができる。 |
| そ　の　他 | 完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によって生じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後１年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以外の取引によって生じたものについては、当初の履行期が１年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。 |
| 貸　倒　引　当　金 | 受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。 |
| **Ⅱ　固　定　資　産** | |
| （1）有形固定資産 | |
| 建物・構築物 | 次の建物及び構造物をいう。 |
| 建　物 | 社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの付属設備 |
| 構　築　物 | 土地に定着する土木設備又は工作物 |
| 機械・運搬具 | 次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。 |
| 機械装置 | 建設機械その他の各種機械及び装置 |
| 船　舶 | 船舶及び水上運搬具 |
| 航　空　機 | 飛行機及びヘリコプター |
| 車両運搬具 | 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具 |
| 工具器具・備品 | 次の工具器具及び備品をいう |
| 工具器具 | 各種の工具又は器具で耐用年数が１年以上かつ取得価格が相当額以上であるもの（移動性仮設建物を含む） |
| 備　品 | 各種の設備で耐用年数が１年以上かつ取得価格が相当額以上であるもの |
| 土　地 | 自家用の土地 |
| リース資産 | ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。 |
| 建設仮勘定 | 建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出 |
| そ　の　他 | 他の有形固定資産科目に属さないもの |
| （2）無形固定資産 | |
| 特　許　権 | 有償取得又は有償創設したもの |
| 借　地　権 | 有償取得したもの（地上権を含む） |
| の　れ　ん | 合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額 |

| | |
|---|---|
| リース資産 | ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。 |
| その他 | 有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの |
| （3）投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。 |
| 関係会社株式・関係会社出資金 | 次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。 |
| 関係会社株式 | 会社会計規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第23号に定める関係会社の様式 |
| 関係会社出資金 | 会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金。 |
| 長期貸付金 | 流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金 |
| 破産更正債権等 | 完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち、破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの。 |
| 長期前払費用 | 未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの |
| 繰延税金資産 | 税効果会計の適用により資産として計上されるもの |
| その他 | 長期保証金等1年を超える債権、出資金（関係会社に対するものを除く。）等他の資産科目に属さないもの |
| 貸倒引当金 | 長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。 |
| **Ⅲ 繰延資産** | |
| 創立費 | 定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用 |
| 開業費 | 土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用 |
| 株式交付費 | 株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用 |
| 社債発行費 | 社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用(新株予約権等の発行等に係る費用を含む。) |
| 開発費 | 新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用（ただし、経常費の性格をもつものは含まれない。） |
| **【負債の部】** | |
| **Ⅰ 流動負債** | |
| 支払手形 | 営業取引に基づいて発生した手形債務 |
| 工事未払金 | 工事費の未払額（工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。）。ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。 |
| 短期借入金 | 決算期後1年以内に返還されると認められる借入金（金融手形を含む。） |
| リース債務 | ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの |
| 未払金 | 固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの |
| 未払費用 | 未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額 |
| 未払法人税等 | 法人税、住民税及び事業税の未払額 |
| 未成工事受入金 | 請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの。 |
| 預り金 | 営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの |
| 前受収益 | 前受利息、前受賃貸料等 |
| ・・・引当金 | 修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。） |
| 修繕引当金 | 完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金 |
| 完成工事補償引当金 | 引渡しを完了した工事に係る契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除に対する引当金 |
| 工事損失引当金 | 工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金 |
| 役員賞与引当金 | 決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金（実質的に確定債務である場合を除く。） |

| | |
|---|---|
| その他 | 営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に属さないもの |
| **Ⅱ 固定負債** | |
| 社債 | 会社法（平成18年法律第86号）第2条第23号の規定によるもの（償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債に記載すること。） |
| 長期借入金 | 流動負債に記載された短期借入金以外の借入金 |
| リース債務 | ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの |
| 繰延税金負債 | 税効果会計の適用により負債として計上されるもの |
| ・・・引当金 | 退職給付引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。） |
| （退職給付引当金 | 役員及び従業員の退職給付に対する引当金　） |
| 負ののれん | 合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額 |
| その他 | 長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの |
| **【純資産の部】** | |
| **Ⅰ 株主資本** | |
| 資本金 | 会社法第445条第1項及び第2項、第448条並びに第450条の規定によるもの |
| 新株申込証拠金 | 申込期日経過後における新株式の申込証拠金 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 会社法第445条第3項及び第4項、第447条並びに第451条の規定によるもの |
| その他資本剰余金 | 資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 会社法第445条第4項及び第451条の規定によるもの |
| その他利益剰余金 | |
| ・・・積立金（準備金） | 株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの |
| 繰越利益剰余金 | 利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金（準備金）以外のもの |
| 自己株式 | 会社が所有する自社の発行済株式 |
| 自己株式申込証拠金 | 申込期日経過後における自己株式の申込証拠金 |
| **Ⅱ 評価・換算差額** | |
| その他有価証券評価差額金 | 時価のあるその他有価証券を期末日時価により評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額 |
| 繰延ヘッジ損益 | 繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えすることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額 |
| 土地再評価差額金 | 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき事業用土地の再評価を行ったことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額 |
| **Ⅲ 新株予約権** | 会社法第2条第21号の規定によるものから同法第255条第1項に定める自己新株予約権の額を控除した残額 |
| | |

損益計算書

| 科目 | 摘要 |
|---|---|
| **Ⅰ 売上高** | |
| 完成工事高 | 工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）又は会社が顧客との契約の義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における工事契約に係る収益。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。<br>なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。 |
| 兼業事業売上高 | 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合における当該事業の売上高 |
| **Ⅱ 売上原価** | |
| 完成工事原価 | 完成工事高として計上したものに対応する工事原価 |

| | |
|---|---|
| 兼業事業売上原価 | 兼業事業売上高として計上したものに対応する兼業事業の売上原価 |
| 売上総利益<br>（売上総損失） | 売上高から売上原価を控除した額 |
| 完成工事総利益<br>（完成工事総損失） | 完成工事高から完成工事原価を控除した額 |
| 兼業事業総利益<br>（兼業事業総損失） | 兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額 |
| **Ⅲ　販売費及び一般管理費** | |
| 役員報酬 | 取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬（役員賞与引当金繰入額を含む。） |
| 従業員給料手当 | 本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。） |
| 退職金 | 役員及び従業員に対する退職金（退職年金掛金を含む。）。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なものを除く。 |
| 法定福利費 | 健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金 |
| 福利厚生費 | 慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用 |
| 修繕維持費 | 建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等 |
| 事務用品費 | 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費 |
| 通信交通費 | 通信費、交通費及び旅費 |
| 動力用水光熱費 | 電力、水道、ガス等の費用 |
| 調査研究費 | 技術研究、開発等の費用 |
| 広告宣伝費 | 広告、公告又は宣伝に要する費用 |
| 貸倒引当金繰入額 | 営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。 |
| 貸倒損失 | 営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。 |
| 交際費 | 得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等 |
| 寄付金 | 社会福祉団体等に対する寄付 |
| 地代家賃 | 事務所、寮、社宅等の借地借家料 |
| 減価償却費 | 減価償却資産に対する償却額 |
| 開発費償却 | 繰延資産に計上した開発費の償却額 |
| 租税公課 | 事業税（利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。）、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料、身体障害者雇用納付金等の公課 |
| 保険料 | 火災保険その他の損害保険料 |
| 雑費 | 社内打ち合わせ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用 |
| 営業利益<br>（営業損失） | 売上総利益（売上総損失）から販売費及び一般管理費を控除した額 |
| **Ⅳ　営業外収益** | |
| 受取利息及び配当金 | 次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。 |
| 受取利息 | 預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。ただし、有価証券利息に属するものを除く。 |
| 有価証券利息 | 公社債等の利息及びこれに準ずるもの |
| 受取配当金 | 株式利益配当金（投資信託収益分配金、みなし配当を含む。） |
| その他 | 受取利息配当金以外の営業外収益で次のものをいう |
| 有価証券売却益 | 売買目的の株式、公社債等の売却による利益 |
| 雑収入 | 他の営業外収益科目に属さないもの |
| Ⅴ　営業外費用 | |
| 支払利息 | 次の支払利息及び社債利息をいう |
| 支払利息割引料 | 借入金利息等 |
| 社債利息 | 社債及び新株予約権付社債の支払利息 |
| 貸倒引当金繰入額 | 営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。 |
| 貸倒損失 | 営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。 |

| | |
|---|---|
| その他 | 支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう |
| 創立費償却 | 繰延資産に計上した創立費の償却額 |
| 開業費償却 | 繰延資産に計上した開業費の償却額 |
| 株式交付費 | 繰延資産に計上した株式交付費の償却額 |
| 社債発行費償却 | 繰延資産に計上した社債発行費の償却額 |
| 有価証券売却損 | 売買目的の株式、公社債等の売却による損失 |
| 有価証券評価損 | 会社計算規則第５条第３項第１号及び同条第６項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価額 |
| 雑支出 | 他の営業外費用科目に属さないもの |
| 経常利益（経常損失） | 営業利益（営業損失）に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額 |
| Ⅵ 特別利益 | |
| 前期損益修正益 | 前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）含めることができる。 |
| その他 | 固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。 |
| Ⅶ 特別損失 | |
| 前期損益修正損 | 前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。 |
| その他 | 固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。 |
| 税引前当期純利益（税引前当期純損失） | 経常利益（経常損失）に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等（法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額 |
| 法人税等調整額 | 税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額 |
| 当期純利益（当期純損失） | 税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする。 |

完成工事原価報告書

| 科目 | 摘要 |
|---|---|
| 材料費 | 工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。） |
| 労務費 | 工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。 |
| （うち労務外注費） | 労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額 |
| 外注費 | 工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。 |
| 経費 | 完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等 |
| （うち人件費） | 経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費 |

**様式第十七号**（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

# 株主資本等変動計算書

自　令和　○　年　４月　１日
至　令和　○　年　３月　３１日

（会社名）　茨城建設（株）

千円

| | 株主資本 | | | | | | | | | | | 評価・換算差額等 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 新株式申込証拠金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | | |
| | | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | | | | | | | |
| | | | | | | | 積立金 | 繰越利益剰余金 | | | | | | | | | |
| 当期首残高 | 40,000 | | | | | 5,000 | 25,000 | 18,864 | 48,864 | | 88,864 | | | | | | 88,864 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △3,800 | △3,800 | | △3,800 | | | | | | △3,800 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 22,918 | 22,918 | | 22,918 | | | | | | 22,918 |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 任意積立金の積み立て | | | | | | | 5,000 | △5,000 | | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | | | 5,000 | 14,118 | 19,118 | | 19,118 | | | | | | 19,118 |
| 当期末残高 | 40,000 | | | | | 5,000 | 30,000 | 32,982 | 67,982 | | 107,982 | | | | | | 107,982 |

記載要領

1　株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。

2　勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。

3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　その他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

5　評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。

6　各合計額の記載は省略することができる。

7　株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。

8　株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1)　当期純利益又は当期純損失

(2)　新株の発行又は自己株式の処分

(3)　剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当

(4)　自己株式の取得

(5)　自己株式の消却

(6)　企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少

(7)　株主資本の計数の変動

①　資本金から準備金又は剰余金への振替

②　準備金から資本金又は剰余金への振替

③　剰余金から資本金又は準備金への振替

④　剰余金の内訳科目間の振替

9　剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。

10　税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。

11　新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。

(1)新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法。

(2)新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法。

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

12　株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

13　株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

(1)　株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法

(2)　株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

14　株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1)　評価・換算差額等

①　その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

②　繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2)　新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

15　株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1)　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2)　損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

16　持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）　（用紙Ａ４）

注　記　表

自　令和　○　年　４月　１日
至　令和　○　年　３月３１日

（会社名）　茨城建設（株）

注

１　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

２　重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

**①　有価証券**

**ア　時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法で処理、売却原価は移動平均法で算定）**

**イ　時価のないもの　移動平均法による原価法**

**②　販売用不動産**

(2) 固定資産の減価償却の方法

**①　有形固定資産　建物については定額法、その他の資産は定率法**

**②　無形固定資産　定額法**

(3) 引当金の計上基準

**貸倒引当金の計上基準**

**一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。**

(4) 収益及び費用の計上基準

**工事収益の計上基準**

**すべての工事について工事完成基準を適用している。**

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法　**税抜方式**

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項　**該当なし**

３　会計方針の変更　**該当なし**

４　表示方法の変更　**該当なし**

４－２　会計上の見積り

５　会計上の見積りの変更

６　誤謬の訂正

７　貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

①担保に供している資産の内容及びその金額

②担保に係る債務の金額

(2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額　**該当なし**

８　損益計算書関係

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分

(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

(3) 売上原価のうち工事損失

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高

(5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

９　株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数　**普通株式　○○○○株**

(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数　**普通株式　○○○○株**

(3) 剰余金の配当　**該当なし**

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

**無し**

１０　税効果会計

１１　リースにより使用する固定資産

１２　金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

１３　賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

１４　関連当事者との取引

取引の内容

| 属性 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権の所有（被所有）割合 | 関係内容 | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

| 属性 | 会社等の名称又は氏名 | 議決権の所有（被所有）割合 | 関係内容 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

１５　一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

１６　重要な後発事象

１７　連結配当規制適用の有無

１７－２　収益認識関係

１８　その他　**該当なし**

記載要領

1　記載を要する注記は、以下の通りとする。

| | 株　式　会　社 | | | 持分会社 |
|---|---|---|---|---|
| | 会計監査人設置会社 | 会計監査人なし | | |
| | | 公開会社 | 株式譲渡制限会社 | |
| 1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 | ○ | × | × | × |
| 2　重要な会計方針 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3　会計方針の変更 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4　表示方式の変更 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4－2　会計上の見積り | ○ | × | × | × |
| 5　会計上の見積りの変更 | ○ | × | × | × |
| 6　誤謬の訂正 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 7　貸借対照表関係 | ○ | ○ | × | × |
| 8　損益計算書関係 | ○ | ○ | × | × |
| 9　株主資本等変動計算書関係 | ○ | ○ | ○ | × |
| 10　税効果会計 | ○ | ○ | × | × |
| 11　リースにより使用する固定資産 | ○ | ○ | × | × |
| 12　金融商品関係 | ○ | ○ | × | × |
| 13　賃貸等不動産関係 | ○ | ○ | × | × |
| 14　関連当事者との取引 | ○ | ○ | × | × |
| 15　一株当たり情報 | ○ | ○ | × | × |
| 16　重要な後発事象 | ○ | ○ | × | × |
| 17　連結配当規制適用の有無 | ○ | × | × | × |
| 17－2　収益認識関係 | ○ | × | × | × |
| 18　その他 | ○ | ○ | ○ | ○ |

【凡例】○･･･記載要、×･･･記載不要

2　注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。

3　記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4　注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。

5　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。

6　注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。

注１　事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注２　重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

①　当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な職務の内容

②　①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

③　①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

(5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注３　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあっては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

①　当該会計方針の変更の内容

②　当該会計方針の変更の理由

③　会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第２条第３項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

④当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注４　一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
①　当該表示方法の変更の内容
②　当該表示方法の変更の理由
注４－２　次に掲げる事項を記載する。
(1)　会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
(2)　当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
(3)　(2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
注５　会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
①　当該会計上の見積りの変更の内容
②　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
③　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項
注６　会社計算規則第２条第３項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
①　当該誤謬の内容
②　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
注７
(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
(2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
(4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
(5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
(6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。
注８
(1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
(2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
注９
(3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第１項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。
注10　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。
注11　ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。
「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね１割程度とする。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。
注12　重要性の乏しいものについては記載することを要しない。
注13　賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。
注14　「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第４項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。
①　一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
②　取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
③　その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引
「種類」の欄には、会社計算規則第112条第４項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。
注15　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。
注17　会社計算規則第158条第４号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。
注17―２　会社が顧客の契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第３項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。
①　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
②　収益を理解するための基礎となる情報
③　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
なお、①から③までに掲げた事項が注２の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。
注18　注１から注17―２までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

様式第十七号の三（第四条、第十条関係）　（用紙Ａ４）

# 附　属　明　細　表

令和　○　年３月３１日現在

## １　完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

| 相手先 | 金額 |
|---|---|
| ○　○　省 | 千円 10,500,000 |
| A　建　設 | 4,300,000 |
| B　不　動　産 | 3,100,000 |
| そ　の　他 | 9,800,000 |
| 計 | 27,700,000 |

滞留状況

| 発生時 | 完成工事未収入金 |
|---|---|
| 当期計上分 | 千円 35,000,000 |
| 前期以前計上分 | 4,000,000 |
| 計 | 39,000,000 |

## ２　短期貸付金明細表

| 相手先 | 金額 |
|---|---|
| A　不　動　産 | 千円 1,500,000 |
| B　開　発　工　業 | 950,000 |
| 計 | 2,450,000 |

## ３　長期貸付金明細表

| 相手先 | 金額 |
|---|---|
| A　組　合 | 千円 3,500,000 |
| B　不　動　産 | 1,750,000 |
| そ　の　他 | 3,430,000 |
| 計 | 8,680,000 |

## ４　関係会社貸付金明細表

（単位　千円）

| | 関係会社名 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 使途 | 担保 | 返済期限 |
| 短期貸付金 | A　興　業 | 500,000 | － | 500,000 | － | 運転資金 | なし | 令和○年○月 |
| | B開発興業 | － | 150,000 | － | 150,000 | 設備資金 | 土地 | 令和○年○月 |
| | 小　計 | 500,000 | 150,000 | 500,000 | 150,000 | － | － | － |
| 長期貸付金 | A　建　物 | 350,000 | 230,000 | 140,000 | 440,000 | 設備資金 | 土地 | 令和○年○月 |
| | B解体工事 | 80,000 | 130,000 | 110,000 | 100,000 | 長期運転 | なし | 令和○年○月 |
| | 小　計 | 430,000 | 360,000 | 250,000 | 540,000 | － | － | － |
| 計 | | 930,000 | 510,000 | 750,000 | 690,000 | － | － | － |

## ５　関係会社有価証券明細表

| 株式 | 銘柄 | 一株の金額（円） | 期首残高 | | | 当期増加額 | | 当期減少額 | | 期末残高 | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 株式数（株） | 取得価額（千円） | 貸借対照表計上額（千円） | 株式数（株） | 金額（千円） | 株式数（株） | 金額（千円） | 株式数（株） | 取得価額（千円） | 貸借対照表計上額（千円） | |
| | A工務店 | 500 | 100,000 | 50,000 | 50,000 | — | — | 20,000 | 10,000 | 80,000 | 40,000 | 40,000 | 子会社 |
| | B解体工事 | 50,000 | 2,000 | 100,000 | 100,000 | 800 | 40,000 | — | — | 2,800 | 140,000 | 140,000 | 〃 |
| | 計 | — | 102,000 | 150,000 | 150,000 | 800 | 40,000 | 20,000 | 10,000 | 82,800 | 180,000 | 180,000 | － |

| | 銘柄 | 期首残高 | | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 取得価額 | 貸借対照表計上額 | | | 取得価額 | 貸借対照表計上額 | |
| 社債 | A興業 | 15,000 | 15,000 | － | － | 15,000 | 15,000 | 子会社 |
| | B開発興業 | 13,500 | 13,500 | － | 5,000 | 8,500 | 8,500 | 〃 |
| | 計 | 28,500 | 28,500 | － | 5,000 | 23,500 | 23,500 | － |
| その他の有価証券 | A不動産 | 8,500 | 8,500 | － | － | 8,500 | 8,500 | 関連会社 |
| | Bビル | 7,000 | 7,000 | － | 3,000 | 4,000 | 4,000 | 〃 |
| | 計 | 15,500 | 15,500 | － | 3,000 | 12,500 | 12,500 | － |

## ６　関係会社出資金明細表

（単位　千円）

| 関係会社名 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| A　建　築 | 450,000 | － | － | 450,000 | 子会社 |
| B開発興業 | 230,000 | － | － | 230,000 | 〃 |
| 計 | 680,000 | － | － | 680,000 | — |

## ７　短期借入金明細表

（単位　千円）

| 借入先 | 金額 | 返済期日 | 摘要 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 使途 | 担保 |
| A　銀　行 | 1,500,000 | 令和○年○月○日 | 運転 | なし |
| B　銀　行 | 800,000 | 令和○年○月○日 | 〃 | 〃 |
| 計 | 2,300,000 | － | － | － |

## ８　長期借入金明細表

（単位　千円）

| 借入先 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| A　銀　行 | (100,000)<br>500,000 | (50,000)<br>250,000 | 100,000 | (150,000)<br>650,000 | 長期運転 | 土地 | 令和○年○月 |
| B　銀　行 | (70,000)<br>350,000 | － | 70,000 | (70,000)<br>280,000 | 〃 | 〃 | 令和○年○月 |
| C　銀　行 | － | (50,000)<br>150,000 | － | (50,000)<br>150,000 | 〃 | なし | 令和○年○月 |
| 計 | (170,000)<br>850,000 | (100,000)<br>400,000 | 170,000 | (270,000)<br>1,080,000 | — | — | — |

9　関係会社借入金明細表　（単位　千円）

| | 関係会社名 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘　　要 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 使途 | 担保 | 返済期限 |
| 短期借入金 | A 不 動 産 | 400,000 | － | 400,000 | － | 運転資金 | なし | 令和○年○月 |
| | B 建 築 | 250,000 | 100,000 | 250,000 | 100,000 | 〃 | 〃 | 令和○年○月 |
| | C 興 業 | － | 130,000 | － | 130,000 | 運転資金 | 〃 | 令和○年○月 |
| | 小 計 | 650,000 | 230,000 | 650,000 | 230,000 | － | － | － |
| 長期借入金 | A 開 発 興 業 | 320,000 | 270,000 | 110,000 | 480,000 | 長期運転 | なし | 令和○年○月 |
| | B 工 務 店 | 170,000 | － | 60,000 | 110,000 | 〃 | 〃 | 令和○年○月 |
| | C 倶 楽 部 | 90,000 | 120,000 | 30,000 | 180,000 | 設備資金 | 〃 | |
| | 小 計 | 580,000 | 390,000 | 200,000 | 770,000 | － | － | － |
| 計 | | 1,230,000 | 620,000 | 850,000 | 1,000,000 | － | － | － |

10　保証債務明細表　（単位　千円）

| 相　手　先 | 金　額 |
|---|---|
| A開発 | 6,800,000 |
| B不動産 | 4,300,000 |
| Cリース | 3,100,000 |
| 計 | 14,200,000 |

記載要領

**第１　一般的事項**

１　「親会社」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第 2 条第 3 号に定める会社をいう。

２　「関連会社」とは、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 19 号に定める会社をいう。

３　「関係会社」とは、会社計算規則第 2 条第 3 項第 23 号に定める会社をいう。

４　証券取引法第 24 条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の４、５、６及び９の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。

５　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
　ただし、会社法第 2 条第 6 号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

**第２　個別事項**

**１　完成工事未収入金の詳細**

(1)　別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

(2)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(3)　滞留状況については、当期計上分（１年未満）及び前期以前計上分（１年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

**２　短期貸付金明細表**

(1)　貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(3)　関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

**３　長期貸付金明細表**

(1)　貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(3)　関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

**４　関係会社貸付金明細表**

(1)　貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2)　関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

(3)　摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

(4)　同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び

返済期限について要約して記載することができる。

**5　関係会社有価証券明細表**

(1)　貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2)　当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。

(3)　社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。

(4)　取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第 17 号の 2 による注記表（以下単に「注記表」という。）の２により記載されている場合には、その記載を省略することができる。

(5)　当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(6)　一の会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の 100 分の 5 を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び資本の合計額が 100 分の 5 を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の 100 分の 20 を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。

(7)　株式のうち、会社法第 308 条第 1 項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

**6　関係会社出資金明細表**

(1)　貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2)　出資金額の重要なものについては、出資の条件（１口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。

(3)　本表に記載されている会社であって、第２の５の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

**7　短期借入金明細表**

(1)　貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。

(2)　設備資金と運転資金に分けて記載すること。

(3)　摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。

(4)　同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。

(5)　関係会社からのものはまとめて記載することができる。

**8　長期借入金明細表**

(1)　貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が１年を超える借入金で最終の返済期限が１年内に到来するもの又は最終の返済期限が１年後に到来するもののうち１年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。

(2)　契約期間が１年を超える借入金で最終の返済期限が１年内に到来するもの又は最終の返済期限が１年後に到来するもののうち１年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。

(3)　摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

(4)　同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後３年間における１年ごとの返済予定額を注記すること。

(5)　関係会社からのものはまとめて記載することができる。

**9　関係会社借入金明細表**

(1)　貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の 100 分の 5 以下である時は記載を省略することができる。

(2)　関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。

(3)　短期借入金については、第２の７の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第２の８の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

**10　保証債務明細表**

(1)　注記表の３の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。

(2)　注記表の３の(2)において、相手先及び相手先事の額が記載されている時は記載を省略することができる。

(3)　同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

（個　人）

**様式第十八号**（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

**貸　借　対　照　表**

令和　○　年１２月３１日現在

（商号又は名称）　鈴木商店

資　産　の　部

| | | 千円 |
|---|---|---|
| Ⅰ　流　動　資　産 | | |
| 現金預金 | | 11,147 |
| 受取手形 | | 2,916 |
| 完成工事未収入金 | | 2,927 |
| 有価証券 | | 400 |
| 未成工事支出金 | | 3,494 |
| 材料貯蔵品 | | 2,700 |
| その他 | | |
| 貸倒引当金 | △ | |
| 流動資産合計 | | 23,915 |
| Ⅱ　固　定　資　産 | | |
| 建物・構築物 | | 415 |
| 機械・運搬具 | | 5,115 |
| 工具器具・備品 | | 1,559 |
| 土地 | | 3,085 |
| 建設仮勘定 | | |
| 破産債権、更生債権等 | | |
| その他 | | |
| 固定資産合計 | | 10,175 |
| 資産合計 | | 34,090 |

負　債　の　部

| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ　流　動　負　債 | | |
| 支払手形 | | 2,012 |
| 工事未払金 | | 2,724 |
| 短期借入金 | | 2,735 |
| 未払金 | | 1,342 |
| 未成工事受入金 | | 1,911 |
| 預り金 | | 48 |
| ……引当金 | | |
| その他 | | 168 |
| 流動負債合計 | | 11,353 |
| Ⅱ　固　定　負　債 | | |
| 長期借入金 | | 5,625 |
| その他 | | |
| 固定負債合計 | | 5,625 |
| 負債合計 | | 16,979 |

純　資　産　の　部

| | | |
|---|---|---|
| 期首資本金 | | 14,171 |
| 事業主借勘定 | | 471 |
| 事業主貸勘定 | △ | 2,434 |
| 事業主利益 | | 4,903 |
| 純資産合計 | | 17,111 |
| 負債純資産合計 | | 34,090 |

注　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

**税抜処理方式**

記載要領

１　貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。

２　下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。

期首資本金　―　前期末の資本合計

事業主借勘定　―　事業主が事業外資金から事業のために借りたもの

事業主貸勘定　―　事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの

事業主利益（事業主損失）―　損益計算書の事業主利益（事業主損失）

３　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

４　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

５　流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。

６　流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。

７　記載要領６は、負債の部の記載に準用ずる。

８　「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。

９　注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。

ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

**様式第十九号**（第四条、第十条、第十九条の四関係）　　（用紙Ａ４）

## 損益計算書

自　令和　○　年　1月　1日
至　令和　○　年１２月３１日

（商号又は名称）　鈴木商店

千円

| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ　完成工事高 | | 70,832 |
| Ⅱ　完成工事原価 | | |
| 材料費 | 17,636 | |
| 労務費 | 15,096 | |
| （うち労務外注費　　） | | |
| 外注費 | 13,610 | |
| 経　費 | 14,422 | 60,785 |
| 完成工事総利益（完成工事総損失） | | 10,046 |
| Ⅲ　販売費及び一般管理費 | | |
| 従業員給料手当 | 1,110 | |
| 退職金 | 887 | |
| 法定福利費 | 240 | |
| 福利厚生費 | 279 | |
| 維持修繕費 | 470 | |
| 事務用品費 | 214 | |
| 通信交通費 | 52 | |
| 動力用水光熱費 | 147 | |
| 広告宣伝費 | 91 | |
| 交際費 | 561 | |
| 寄付金 | | |
| 地代家賃 | 149 | |
| 減価償却費 | 210 | |
| 租税公課 | 424 | |
| 保険料 | 137 | |
| 雑　費 | 206 | 5,182 |
| 営業利益（営業損失） | | 4,864 |
| Ⅳ　営業外収益 | | |
| 受取利息配当金 | 209 | |
| その他 | 70 | 279 |
| Ⅴ　営業外費用 | | |
| 支払利息 | 240 | |
| その他 | 70 | 240 |
| 事業主利益（事業主損失） | | 4,903 |

注　工事進行基準による「完成工事高」

記載要領
1　損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
2　「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
3　記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
4　金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
5　建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の 10 分の 1 を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
6　「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の 10 分の 1 を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
7　記載要領６は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

第２０号　営業の沿革

様式第二十号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

# 営　業　の　沿　革

創業は事業（建設業以外の業を含む）を開始した年月日等を記入する。

| | | |
|---|---|---|
| 創業以後の沿革 | 昭和 54 年 10 月 1 日 | 茨城建設株式会社（資本金1000万円） 創業 |
| | 平成元 年 9 月 15 日 | つくば営業所開設 |
| | 6 年 4 月 1 日 | 資本金の増資（資本金　3000万円） |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |

| | | |
|---|---|---|
| 建設業の登録及び許可の状況 | 昭和60 年 7 月 10 日 | 茨城建設株式会社　茨城県知事許可　特定　第 55555 号（土木、建築工事業） |
| | 平成 3 年 9 月 1 日 | 業種追加（とび・土工工事業、板金工事業） |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |

新たな許可等の取得について時系列に記載する（更新のみの許可時は記載不要）。

建設業の最初の許可取得（登録）時を必ず記載する。

| | | |
|---|---|---|
| 賞罰 | 年 月 日 | なし |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。
※指名停止措置は行政処分ではないため記入不要

記載要領

1　「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。

2　「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。

3　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

第２０号の２　所属建設業者団体

未加入の場合は「なし」と記入して提出する。

様式第二十号の二（第四条関係）

# 所　属　建　設　業　者　団　体

（用紙Ａ４）

| 団　体　の　名　称 | 所　属　年　月　日 |
| --- | --- |
| なし<br>法第２７条の３７の規定に基づき、国土交通省又は都道府県に届出を行っている団体（茨城県の場合、（一社）茨城県建設業協会、（一社）茨城県電設業協会、（一社）茨城県造園業協会、（一社）茨城県空調衛生工事業協会）を記載する。 | |

記載要領

「団体の名称」の欄には、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

第２０号の３　主要取引金融機関名

様式第二十号の三（第四条関係）　（用紙Ａ４）

# 主　要　取　引　金　融　機　関　名

| 政府関係金融機関 | 普通銀行<br>長期信用銀行 | 株式会社商工組合中央金庫<br>信用金庫・信用協同組合 | その他の金融機関 |
|---|---|---|---|
| | ○○銀行××支店 | | |

独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載する。

記載要領

1　「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。

2　各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。

（例　○○銀行○○支店）

# 第２２号の２　変更届出書（第１面）

変更届に添付する書類等については別途確認のこと

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

（用紙Ａ４）　0 0 0 0 6

該当する事項に○をつける。

## 変　更　届　出　書

（第一面）

下記のとおり、
（(1)商号又は名称　(2)営業所の名称、所在地又は業種　(3)資本金額　(4)役員等の氏名　(5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名　(7)建設業法施行令第３条に規定する使用人　(8)｛建設業法第7条第2号　に規定する営業所技術者
｛建設業法第15条第2号　に規定する特定営業所技術者　｝　｝
について変更があったので届出をします。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事　殿

茨城県水戸市笠原町９７８－６
茨城建設株式会社
届出者　代表取締役　茨城　太郎

許可番号　項番 3 5　大臣 3 / 知事 0 8　~~国土交通大臣~~ 茨城県 知事 許可（般 / 特 － 0 2）第 0 5 5 5 5 5 号　許可年月日 令和 0 2 年 0 1 月 0 1 日

法人番号　3 6　5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5

法人は法人番号を記載。

| 届出事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 資本金額 | 40,000 千円 | 50,000 千円 | 29.2.1 | |
| | | | | |
| 役員の氏名 | 一 | 水戸　次郎 | 29.2.1 | 就任 |
| | | | | |
| 従たる営業所の所在地 | つくば営業所 | つくば営業所 | | |
| | つくば市〇〇1-1 | つくば市□□1000 | 29.2.1 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

その他の記載事例については次ページ参照

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

変更のあった部分のみ記入する。

商号又は名称のフリガナ　3 7
商号又は名称　3 8
代表者又は個人の氏名のフリガナ　3 9
代表者又は個人の氏名　4 0
主たる営業所の所在地市区町村コード　4 1　都道府県名　　市区町村名
主たる営業所の所在地　4 2
郵便番号　4 3　－　　電話番号
資本金額又は出資総額　4 4　5 0 0 0 0 0（千円）

連絡先　所属等　総務課　氏名　水戸　花子　電話番号　029-301-0000
ファックス番号　029-301-0000

# 第２２号の２　変更届出書（第１面）※その他の記載事例

○　資本金を変更した場合

| 届　出　事　項 | 変　更　前 | 変　更　後 | 変更年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 資本金額 | 40,000千円 | 50,000千円 | R○.○.○ | 増資 |

変更した事項を記載

○　新たに役員が就任した場合

| 届　出　事　項 | 変　更　前 | 変　更　後 | 変更年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 役員等 | ― | 水戸　次郎 | R○.○.○ | 取締役就任 |

○　従たる営業所の所在地を変更した場合

| 届　出　事　項 | 変　更　前 | 変　更　後 | 変更年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 従たる営業所の所在地 | つくば市○○1－1 | つくば市□□1000 | R○.○.○ | つくば営業所 |

変更した営業所名を記載

○　営業所を新設した場合

| 届　出　事　項 | 変　更　前 | 変　更　後 | 変更年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 営業所の新設 | ― | 水戸営業所 | R○.○.○ | 水戸営業所 |
| 建設業法施行令第３条に規定する使用人 | ― | 建設　太郎 | R○.○.○ | 水戸営業所 |
| 営業所技術者等 | ― | 建設　太郎 | R○.○.○ | 水戸営業所 |

○　営業所を廃止した場合

| 届　出　事　項 | 変　更　前 | 変　更　後 | 変更年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 営業所の廃止 | 笠原営業所 | ― | R○.○.○ | 笠原営業所 |
| 建設業法施行令第３条に規定する使用人 | 営業　次郎 | ― | R○.○.○ | 笠原営業所 |
| 営業所技術者等 | 営業　次郎 | ― | R○.○.○ | 笠原営業所 |

○　取締役（常勤役員等）が退任し、新たにこれまで役員ではなかった者が取締役（常勤役員等）に就任した場合

| 届　出　事　項 | 変　更　前 | 変　更　後 | 変更年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 役員等（常勤役員等の変更） | 土木　一夫 | ― | R○.○.○ | 取締役退任・常勤役員等離任 |
| 役員等（常勤役員等の変更） | ― | 左官　達三 | R○.○.○ | 取締役就任・常勤役員等就任 |

○　取締役（常勤役員等）が常勤役員等のみ退任し、これまで取締役だった者が新たに常勤役員等に就任、かつ当該常勤役員を直接補佐する者も就任した場

| 届　出　事　項 | 変　更　前 | 変　更　後 | 変更年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 役員等（常勤役員等の変更 | 土木　一夫 | 土木　一夫 | R○.○.○ | 常勤役員等離任 |
| 役員等（常勤役員等の変更 | 菅野　七三 | 菅野　七三 | R○.○.○ | 常勤役員等就任 |
| 役員等（常勤役員等を直接に補佐する者の変更） | ― | 舗装　とび男 | R○.○.○ | |

取締役で在任の為空欄にはしない

取締役で残る為空欄にしない

新任のため空欄

○　営業所の業種の追加と、これに伴い営業所技術者等の担当業種を変更した場合

| 届　出　事　項 | 変　更　前 | 変　更　後 | 変更年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 営業所の業種の追加 | 土木工事業 | 土木工事業 | R○.○.○ | 本店 |
| | ― | 造園工事業 | R○.○.○ | 本店 |
| 営業所技術者等 | 常陸　太郎（土） | 常陸　太郎（土） | R○.○.○ | 本店 |

変更前の状態　変更後の状態

○　営業所の業種を廃止した場合

| 届　出　事　項 | 変　更　前 | 変　更　後 | 変更年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 営業所の業種の廃止 | 建築工事業 | 建築工事業 | R○.○.○ | つくば営業所 |
| | 造園工事業 | ― | R○.○.○ | つくば営業所 |
| 営業所技術者等 | 常陸　太郎（建　園） | 常陸　太郎（建） | R○.○.○ | つくば営業所 |

変更前の状態　変更後の状態

○　営業所の業種を廃止に伴い、営業所技術者等を削除した場合

| 届　出　事　項 | 変　更　前 | 変　更　後 | 変更年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 営業所の業種の廃止 | 建築工事業 | 建築工事業 | R○.○.○ | 三の丸営業所 |
| | 造園工事業 | ― | R○.○.○ | 三の丸営業所 |
| 営業所技術者等 | 花園　孝（園） | ― | R○.○.○ | 三の丸営業所 |

変更前の状態　変更後の状態

○　営業所技術者等を交代した場合　人員の交代のみで業種の変更なしの場合

| 届　出　事　項 | 変　更　前 | 変　更　後 | 変更年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 営業所技術者等 | 常陸　太郎（園） | 花園　孝（園） | R○.○.○ | 本店 |

○　営業所技術者等の担当業種のみを変更した場合　担当業種の変更のみで人員の交代なしの場合

| 届　出　事　項 | 変　更　前 | 変　更　後 | 変更年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 営業所技術者等（担当業種の変更） | 建設　花子（土・と・管） | 建設　花子（建・園） | R○.○.○ | 筑西営業所 |
| 営業所技術者等（担当業種の変更） | 高芝　草夫（建・園） | 高芝　草夫（土・と・管） | R○.○.○ | 筑西営業所 |

# 第２２号の２　変更届出書（第２面）

営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、従たる営業所の新設・廃止以外の場合、第二面の提出は不要

（第二面）

区　　分　［項番 81］［3 2］（2．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更　3．従たる営業所の新設　4．従たる営業所の廃止）

大臣知事コード

許可年月日

許　可　番　号　［項番 82］［3 08］　国土交通大臣 茨城県知事 許可（般 特 －02）第［5 055555］［10］号　令和［11 02］年［13 01］月［15 01］日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

（主たる営業所）

営業しようとする建設業　［83］　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般　2．特定）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　［84］　フリガナ　ツクバエイギョウショ

つくば営業所

従たる営業所の所在地市区町村コード　［85］　都道府県名　市

従たる営業所の所在地　［86］　□□1000

郵便番号　［87］　305－9999　電話番号

営業しようとする建設業　［88］　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般　2．特定）

変更前

従たる営業所の名称を変更する場合は、「３．従たる営業所の新設」により、変更後の名称で当該営業所を追加し、「４．従たる営業所の廃止」により、変更前の名称の営業所を廃止する。

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　［84］　フリガナ

従たる営業所の所在地市区町村コード　［85］　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　［86］

郵便番号　［87］　－　電話番号

営業しようとする建設業　［88］　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般　2．特定）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称　［84］　フリガナ

従たる営業所の所在地市区町村コード　［85］　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地　［86］

郵便番号　［87］　－　電話番号

営業しようとする建設業　［88］　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解　（1．一般　2．特定）

変更前

記載要領

1 (1)から(8)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

2 「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」、及び「般／特」については不要のものを消すこと。

3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばＡ 建設工業のように左詰めで記入すること。

5 3 5「許可番号」の欄の「大臣／知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（１３０頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 3 6「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第２条第 15 項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。

8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。

9 届出の内容が、経営業務の管理責任者である役員等の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。

10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。

11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に置かれる法第７条第２号又は第 15 条第２号に規定する営業所技術者等の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。

12 3 7「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

13 3 8「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 （株） A 建設
B 建設 （有） □)

| 種類 | 略　号 |
|---|---|
| 株式会社 | （株） |
| 特例有限会社 | （有） |
| 合名会社 | （名） |
| 合資会社 | （資） |
| 合同会社 | （合） |
| 協同組合 | （同） |
| 協業組合 | （業） |
| 企業組合 | （企） |

14 3 9「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

15 4 0「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に１カラム空けて記入すること。

16 4 1「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、下表により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

| | |
|---|---|
| ０８２０１ | 水戸市 |
| ０８２０２ | 日立市 |
| ０８２０３ | 土浦市 |
| ０８２０４ | 古河市 |
| ０８２０５ | 石岡市 |
| ０８２０７ | 結城市 |
| ０８２０８ | 龍ヶ崎市 |
| ０８２１０ | 下妻市 |
| ０８２１１ | 常総市 |
| ０８２１２ | 常陸太田市 |
| ０８２１４ | 高萩市 |
| ０８２１５ | 北茨城市 |
| ０８２１６ | 笠間市 |
| ０８２１７ | 取手市 |
| ０８２１９ | 牛久市 |
| ０８２２０ | つくば市 |

| | |
|---|---|
| ０８２２１ | ひたちなか市 |
| ０８２２２ | 鹿嶋市 |
| ０８２２３ | 潮来市 |
| ０８２２４ | 守谷市 |
| ０８２２５ | 常陸大宮市 |
| ０８２２６ | 那珂市 |
| ０８２２７ | 筑西市 |
| ０８２２８ | 坂東市 |
| ０８２２９ | 稲敷市 |
| ０８２３０ | かすみがうら市 |
| ０８２３１ | 桜川市 |
| ０８２３２ | 神栖市 |
| ０８２３３ | 行方市 |
| ０８２３４ | 鉾田市 |
| ０８２３５ | つくばみらい市 |
| ０８２３６ | 小美玉市 |

| 東　茨　城　郡 | |
|---|---|
| ０８３０２ | 茨城町 |
| ０８３０９ | 大洗町 |
| ０８３１０ | 城里町 |

| 那　珂　郡 | |
|---|---|
| ０８３４１ | 東海村 |

| 久　慈　郡 | |
|---|---|
| ０８３６４ | 大子町 |

| 稲　敷　郡 | |
|---|---|
| ０８４４２ | 美浦村 |
| ０８４４３ | 阿見町 |
| ０８４４７ | 河内町 |

| 結　城　郡 | |
|---|---|
| ０８５２１ | 八千代町 |

| 猿　島　郡 | |
|---|---|
| ０８５４２ | 五霞町 |
| ０８５４６ | 境町 |

| 北　相　馬　郡 | |
|---|---|
| ０８５６４ | 利根町 |

17 4 2「主たる営業所の所在地」及び8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞 が 関 2 － 1 － 1 3 のように記入すること。

18 4 3及び8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 3 － 5 2 5 3 － 8 1 1 1 □のように左詰めで記入すること。

19 4 4「資本金額の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

21 8 1区分の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「2.営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・
既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合
「3.従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合
「4.従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3.従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4.従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を、次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

| | | |
|---|---|---|
| 土木一式工事（土） | 鋼構造物工事（鋼） | 熱絶縁工事（絶） |
| 建築一式工事（建） | 鉄筋工事（筋） | 電気通信工事（通） |
| 大工工事（大） | 舗装工事（舗） | 造園工事（園） |
| 左官工事（左） | しゅんせつ工事（しゅ） | さく井工事（井） |
| とび・土工・コンクリート工事（と） | 板金工事（板） | 建具工事（具） |
| 石工事業（石） | ガラス工事（ガ） | 水道施設工事（水） |
| 屋根工事（屋） | 塗装工事（塗） | 消防施設工事（消） |
| 電気工事（電） | 防水工事（防） | 清掃施設工事（清） |
| 管工事（管） | 内装仕上工事（内） | 解体工事業（解） |
| タイル・れんが・ブロック工事業（タ） | 機械器具設置工事（機） | |

23 届出の内容が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、8 4「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

第２２号の３　届出書

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 8

# 届　　出　　書

該当する理由に○をつける。

下記のとおり、
（１）　建設業法第７条第１号に掲げる基準を満たさなくなつた
（２）　建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準を満たさなくなつた
（３）　営業所技術者等を削除した
（４）　欠格要件に該当するに至つた
ので届出をします。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

茨城県水戸市笠原町９７８－６
茨城建設株式会社
代表取締役　茨城　太郎

届出者

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事 殿

| 許可番号 | 項番 | 大臣知事コード | | 許可年月日 |
|---|---|---|---|---|
| | 5 1 | 0 8 | ~~国土交通大臣~~ 茨城県 知事 許可（般 特 －0 1）第 0 5 5 5 5 5 号 | 令和 0 2 年 0 1 月 0 1 日 |

記

(1)　建設業法第７条第１号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなつた場合

氏名　5 2　　元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕　生年月日　年　月　日

該当するものに○をつける。

(2)　建設業法第７条第２号又は同法第15条第２号に掲げる基準〔営業所技術者等〕を満たさなくなつた場合
(3)　営業所技術者等を削除した場合

氏名　5 3　田 山 敏　　元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕　生年月日　S 2 9 年 1 0 月 2 2 日

営業所の名称　日立営業所　　建設工事の種類　機

氏名　5 3　　元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕　生年月日　年　月　日

営業所の名称　　建設工事の種類

氏名　5 3　　元号〔令和Ｒ、平成Ｈ、昭和Ｓ、大正Ｔ、明治Ｍ〕　生年月日　年　月　日

営業所の名称　　建設工事の種類

(4)　建設業法第８条第１号及び第７号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合

具体的事由

記載要領

1　この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

(1) 法第７条第１号に掲げる基準を満たさなくなった場合
　この場合、「(1)」を○で囲むとともに、5 2「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。

(2) 法第７条第２号又は法第 15 条第２号に掲げる基準を満たさなくなった場合
　この場合、「(2)」を○で囲むとともに、5 3「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。

(3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、営業所技術者等を削除した場合
　この場合、「(3)」を○で囲むとともに、5 3「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。

(4) 法第８条第１号及び第７号から第 14 号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
　この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。

2　「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」、及び「般／特」については不要のものを消すこと。

3　「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4　□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5　5 1「許可番号」の欄の「大臣／知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（１３０頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

　また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

　なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　5 2及び5 3「氏名」の欄は、姓と名の間に１カラム空けて、例えば建 設 □ 太 郎のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

　また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

7　「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

| | | |
|---|---|---|
| 土木一式工事（土） | 鋼構造物工事（鋼） | 熱絶縁工事（絶） |
| 建築一式工事（建） | 鉄筋工事（筋） | 電気通信工事（通） |
| 大工工事（大） | 舗装工事（舗） | 造園工事（園） |
| 左官工事（左） | しゅんせつ工事（しゅ） | さく井工事（井） |
| とび・土工・コンクリート工事（と） | 板金工事（板） | 建具工事（具） |
| 石工事業（石） | ガラス工事（ガ） | 水道施設工事（水） |
| 屋根工事（屋） | 塗装工事（塗） | 消防施設工事（消） |
| 電気工事（電） | 防水工事（防） | 清掃施設工事（清） |
| 管工事（管） | 内装仕上工事（内） | 解体工事業（解） |
| タイル・れんが・ブロック工事業（タ） | 機械器具設置工事（機） | |

別紙８　変更届出書

# 変　更　届　出　書

令和　○　年　○　月○　日
許可年月日　令和　02　年　01　月　01　日

~~地方整備局長~~
茨城県　知事　殿

許可番号　~~国土交通大臣~~
茨城県　知事　許可(般 特 －0 1)第　055555　号

法人は法人番号を記載する。

法 人 番 号　5555555555555

所　在　地　茨城県水戸市笠原町９７８－６
商号又は名称　茨城建設株式会社
代表者氏名　代表取締役　茨城　太郎

事業年度（第 25 期　令和　○　年　○月　○日から　令和　○年　○　月　○日まで）が終了したので，別添のとおり，下記の書類を提出します。

記

(1)工事経歴書　(2)工事施工金額　(3)貸借対照表及び損益計算書　(4)株主資本等変動計算書及び注記表
(5)事業報告書　(6)附属明細表　(7)法人税納付済額証明書　(8)所得税納付済額証明書
(9)事業税納付済額証明書　(10)使用人数　(11)建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表
(12)定款　(13)健康保険等の加入状況

特例有限会社を除く株式会社の場合

資本金が１億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が２００億円以上の株式会社の場合

(10)～(13)は、変更があった場合提出が必要。
ただし、（13）は、従業員数のみ変更の場合のみ提出可能。
それ以外の内容に変更が生じた場合は２週間以内に提出が必要。

記載要領

1．「地方整備局長　知事」，「国土交通大臣　知事」については，不要のものを消すこと。

2．(1)から(13)までの事項については，該当するものの番号を○でかこむこと。

第２２号の４　廃業届

様式第二十二号の四（第十条の三関係）

（用紙Ａ４）
0 0 0 0 9

# 廃　　業　　届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

~~一地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
茨城県 知事　殿

届出者　茨城県水戸市笠原町９７８－６
茨城建設株式会社
代表取締役　茨城　太郎

届出の区分　項番 5 4　3 2　（1．全部の業種の廃業　2．一部の業種の廃業）

一部廃業の場合は、
・営業所技術者等の変更届（様式第８号）、
　又は届出書（様式第２２号の３）
・変更届出書（様式第２２号の２）
を同時に提出する。

許可番号　5 5　3 0 8　~~大臣~~ 知事コード　~~国土交通大臣~~ 茨城県 知事 許可（般 特 － 0 1）第 0 5 5 5 5 5 5 号　許可年月日 11 令和 0 2 年 13 0 1 月 15 0 1 日

記

| | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | 夕 | 鋼 | 筋 | 舗 | しゅ | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 廃止した建設業　5 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | |
| 届出時に許可を受けている建設業　5 7 | 3 2 | 2 | | 5 | | 2 | | | 10 | | | | | 15 | | 1 | | | 20 | | 2 | | | 25 1 | | | | | 30 2 | | （1．一般　2．特定） |

| | | |
|---|---|---|
| 行政庁側記入欄整理区分 | 5 8 | 3 |
| 決裁年月日 | 5 9 | 令和 3 年 5 月 7 日 |

【備考】

| | |
|---|---|
| 廃業等の年月日 | 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 |
| 廃業等の理由 | （1）　許可に係る建設業者が死亡したため |
| | （2）　法人が合併により消滅したため |
| | （3）　法人が破産手続開始の決定により解散したため |
| | （4）　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため |
| | （5）　許可を受けた建設業を廃止したため |

該当するものを○で囲む

記載要領

1 「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」、及び「般／特」については不要のものを消すこと。

2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

4 5 4「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。

5 5 5「許可番号」の欄のコードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（１３０頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 5 6「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

| | | |
|---|---|---|
| 土木一式工事（土） | 鋼構造物工事（鋼） | 熱絶縁工事（絶） |
| 建築一式工事（建） | 鉄筋工事（筋） | 電気通信工事（通） |
| 大工工事（大） | 舗装工事（舗） | 造園工事（園） |
| 左官工事（左） | しゅんせつ工事（しゅ） | さく井工事（井） |
| とび・土工・コンクリート工事（と） | 板金工事（板） | 建具工事（具） |
| 石工事業（石） | ガラス工事（ガ） | 水道施設工事（水） |
| 屋根工事（屋） | 塗装工事（塗） | 消防施設工事（消） |
| 電気工事（電） | 防水工事（防） | 清掃施設工事（清） |
| 管工事（管） | 内装仕上工事（内） | 解体工事業（解） |
| タイル・れんが・ブロック工事業（タ） | 機械器具設置工事（機） | |

7 5 7「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、６と同じ要領で記入すること。

8 太線の枠内には記入しないこと。

9 【備考】の欄は、(1)から(5)までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

別紙６－１　経営業務を補佐した経験の認定に関する調書
※11 頁要件③で申請する場合に添付すること

別紙６-1

## 経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて経営業務を補佐した経験の認定に関する調書

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 認定を受ける者の氏名 | 茨城　次郎 | 生年月日 | M・T・(S)・H・R　45年　1月　1日 |
| 2 | 経営業務の管理責任者になろうとする法人の名称 | 茨城建設（株） | | |
| 3 | ２の会社の許可申請の区分等及び許可年月日 | (1.)新規　2.許可換え　3.般・特新規　4.業種追加　5.経営業務の管理責任者の変更<br>現在受けている許可　国土交通大臣・(　　)知事　許可（般・特－　）第　　号 | | |
| 4 | 経営業務の管理責任者となつて許可を受けようとする建設業の種類 | 土・建・大・左・と・石・屋・電・(管)・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・(機)・絶・通・(園)・井・具・水・消・清・(解) | | |
| 5 | 認定しようとする経験（その　　）　(注)この項目は、認定する経験が２法人以上の場合は、法人ごと記載する。 | | | |
| | (1)　認定しようとする経験を積んだ法人の名称 | 茨城建設（株） | | |

(2)　(1)の法人の受けている建設業の許可

①　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・
板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

②　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・
板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

③　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・
板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

認定する業者が建設業の許可を有している場合のみ記入

(3)　準ずる地位に認定する役職名　　通算年数（①＋②＋③）　6　年　0　月

①　○○営業所長　（S・(H)・R　25年　4月　1日～S・H・R　30年 3月 31日）
②　（S・H・R　　年　　月　　日～S・H・R　　年　　月　　日）
③　（S・H・R　　年　　月　　日～S・H・R 31年　　月　　日）

(4)　(3)の役職の主な職務内容

**※建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約締結等経営業務全般に関する業務について、具体的に職務の内容を記載してください。**

(5)　認定の基礎とした資料(①～④それぞれのいずれか)

①　組織図（レ）　その他（　　）

②　業務分掌規程（レ）　稟議書※（　）　その他（　　）

③　定款（レ）　執行役員規程（　）　執行役員職務職務分掌規程（　）　取締役会規則（　）
取締役就業規則（　）　取締役会の議事録（　）　その他（　　）

④　人事発令書（レ）　その他（　　）

※　経営業務を補佐した経験の場合
(注)　１．認定の基礎とした資料の（　）内に「レ」を記入する。
２．その他は、具体的な資料名等を記入する。

6　備　　考

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 7　認定の可否 | 認定・否認定 | 決裁日 | 令和　　年　　月　　日 | 担当者 | |

記入しない

別紙６－２　常勤役員等が有する業務経験の認定に関する調書
※11 頁要件④（１）で申請する場合に添付すること

別紙６-2

## 常勤役員等が有する業務経験の認定に関する調書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　認定を受ける者の氏名 | 茨城　次郎 | 生年月日 | M・T・(S)・H・R　45年　1月　1日 |
| 2　常勤役員等になろうとする法人の名称 | 茨城建設（株） | | |
| 3　２の会社の許可申請の区分等及び許可年月日 | (1.)新規　2.許可換え　3.般・特新規　4.業種追加　5.常勤役員等の変更<br>現在受けている許可　国土交通大臣・(　　)知事　許可（般・特－　）第　　号 | | |
| 4　常勤役員等となつて許可を受けようとする建設業の種類 | 土・建・大・左・と・石・屋・電・(管)・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・(機)・絶・通・(園)・井・具・水・消・清・(解) | | |

5　認定しようとする経験（その　　）　(注)この項目は、認定する経験が２法人以上の場合は、法人ごと記載する。

(1)　認定しようとする経験を積んだ法人の名称　茨城建設（株）

(2)　(1)の法人の受けている建設業の許可

①　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

②　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

③　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

認定する業者が建設業の許可を有している場合のみ記入

(3)　役員等に次ぐ職制上の地位にあることを認定する役職名　　通算年数（①＋②＋③）　3年　0　月

①〇〇営業所長　（S・(H)・R　26年　4月　1日～S・(H)・R　29年　3月　31日）
②　（S・H・R　年　月　日～S・H・R　年　月　日）
③　（S・H・R　年　月　日～S・H・R　年　月　日）

(4)　(3)の役職の主な職務内容

**※財務管理の業務経験（建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなど）、労務管理の業務経験（社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続き）、業務運営の業務経験（会社の経営方針や運営方針を策定、実施）について、具体的に職務の内容を記載してください。**

(5)　認定の基礎とした資料(①～④それぞれのいずれか)

①　組織図（レ）　その他（　　）

②　業務分掌規程（レ）　稟議書※（　）　その他（　　）

③　定款（レ）　執行役員規程（　）　執行役員職務職務分掌規程（　）　取締役会規則（　）
取締役就業規則（　）　取締役会の議事録（　）　その他（　　）

④　人事発令書（レ）　その他（　　）

※　経営業務を補佐した経験の場合
(注)　１．認定の基礎とした資料の（　）内に「レ」を記入する。
２．その他は、具体的な資料名等を記入する。

6　備　　考

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 7　認定の可否 | 認定・否認定 | 決裁日 | 令和　　年　　月　　日 | 担当者 | |

記入しない

別紙６－３　常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書
※11 頁要件④で申請する場合に添付すること

別紙６-3

## 常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1　認定を受ける者の氏名 | 茨城　三郎 | 生年月日 | M・T・(S)<br>H・R | 48年　1月　1日 |
| 2　常勤役員等を直接に補佐する者になろうとする法人の名称 | 茨城建設（株） | | | |
| 3　２の会社の許可申請の区分等及び許可年月日 | (1.)新規　2.許可換え　3.般・特新規　4.業種追加　5.常勤役員等又は補佐する者の変更<br>現在受けている許可　国土交通大臣・(　　)知事　許可（般・特－　）第　　号 | | | |
| 4　常勤役員等を直接に補佐する者となって許可を受けようとする建設業の種類 | 土・建・大・左・と・石・屋・電・(管)・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・板・ガ・塗・防・内・(機)・絶・通・(園)・井・具・水・消・清・(解) | | | |
| 5　認定しようとする経験（その　　）　(注)この項目は、認定する経験が２法人以上の場合は、法人ごと記載する。 | | | | |
| (1)　認定しようとする経験を積んだ法人の名称 | 茨城建設（株） | | | |

(2)　(1)の法人の受けている建設業の許可

①　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・
板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

②　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・
板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

③　国土交通大臣・（　　）知事　許可（般・特－　）第　　号　許可年月日　　年　月　日
土・建・大・左・と・石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゅ・
板・ガ・塗・防・内・機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解

認定する業者が建設業の許可を有している場合のみ記入

(3)　補佐する者に認定する役職名　　通算年数（①＋②＋③）　15　年　0　月

①財務部長　（S・(H)・R　13年　4月　1日～S・(H)・R　18年　3月　31日）
②総務部長　（S・(H)・R　18年　4月　1日～S・(H)・R　23年　3月　31日）
③建設部長　（S・(H)・R　23年　4月　1日～S・(H)・R　28年　3月　31日）

(4)　(3)の役職の主な職務内容

**※財務管理の業務経験（建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなど）、労務管理の業務経験（社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続き）、業務運営の業務経験（会社の経営方針や運営方針を策定、実施）について、具体的に職務の内容を記載してください。**

(5)　認定の基礎とした資料(①～④それぞれのいずれか)

①　組織図（レ）　その他（　　）

②　業務分掌規程（レ）　稟議書※（　）　その他（　　）

③　定款（レ）　執行役員規程（　）　執行役員職務職務分掌規程（　）　取締役会規則（　）
取締役就業規則（　）　取締役会の議事録（　）　その他（　　）

④　人事発令書（レ）　その他（　　）

※　経営業務を補佐した経験の場合
(注)　１．認定の基礎とした資料の（　）内に「レ」を記入する。
２．その他は、具体的な資料名等を記入する。

6　備　　考

| 7　認定の可否 | 認定・否認定 | 決裁日 | 令和　　年　　月　　日 | 担当者 | |
|---|---|---|---|---|---|

記入しない

（新設）

# 診　断　書　作　成　例

氏名　　男・女

年　　月　　日生（　　歳）

住所

上記の者は、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有すると診断する。

診断にあたっての根拠

所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

１．各種検査

長谷川式認知症スケール（□　　点（　　年　　月　　日実施）　□　実施不可）

ＭＭＳＥ　　（□　　点（　　年　　月　　日実施）　□　実施不可）

脳の萎縮または損傷の有無

□　あり　⇒（□　部分的にみられる　　□　全体的にみられる　　□　著しい　　□　未実施）

□　なし

知能検査

その他

２．短期間内に回復する可能性

□　回復する可能性は高い　　□　回復する可能性は低い　　□　分からない

（特記事項）

３．判断能力について

（１）見当識の障害の有無

□　あり　⇒（□　まれに障害がみられる　　□　障害がみられるときが多い

□　障害が高度）

□　なし

（　　）

（２）他人との意思疎通の障害の有無

□　あり　⇒（□　意思疎通ができないときもある　　□　意思疎通ができないときが多い

□　意思疎通ができない）

□　なし

（　　）

（３）理解力・判断力の障害の有無

□　あり　⇒（□　問題はあるが程度は軽い　　□　問題があり程度は重い

□　問題が顕著）

□　なし

（　　）

（４）記憶力の障害の有無

□　あり　⇒（□　問題はあるが程度は軽い　　□　問題があり程度は重い

□　問題が顕著）

□　なし

（５）その他（※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載）

（　　）

参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等）

年　　月　　日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

# ◎健康保険等の被保険者証の写しを提出する場合の留意事項

個人情報保護の観点から医療保険の被保険者証の写しについては、下記を参考に保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングを施した上で提出願います。

1　健康保険被保険者証の写しを提出する場合

枠の箇所にマスキング
（黒く塗りつぶす等）を施す

2　後期高齢者医療被保険者証の写しを提出する場合

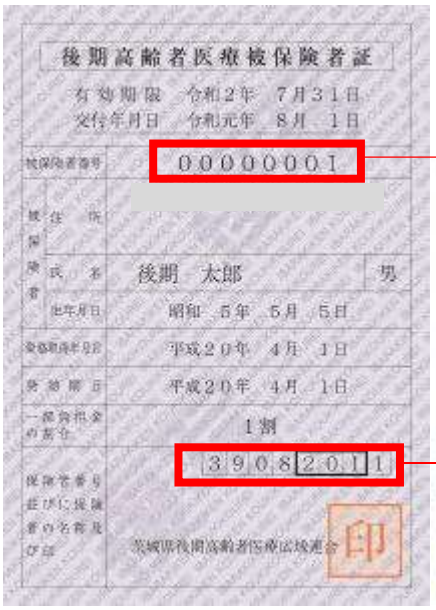


枠の箇所にマスキング
（黒く塗りつぶす等）を施す

# メ　モ

別表（１）

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ００ | 国土交通大臣 | １２ | 千葉県知事 | ２４ | 三重県知事 | ３６ | 徳島県知事 |
| ０１ | 北海道知事 | １３ | 東京都知事 | ２５ | 滋賀県知事 | ３７ | 香川県知事 |
| ０２ | 青森県知事 | １４ | 神奈川県知事 | ２６ | 京都府知事 | ３８ | 愛媛県知事 |
| ０３ | 岩手県知事 | １５ | 新潟県知事 | ２７ | 大阪府知事 | ３９ | 高知県知事 |
| ０４ | 宮城県知事 | １６ | 富山県知事 | ２８ | 兵庫県知事 | ４０ | 福岡県知事 |
| ０５ | 秋田県知事 | １７ | 石川県知事 | ２９ | 奈良県知事 | ４１ | 佐賀県知事 |
| ０６ | 山形県知事 | １８ | 福井県知事 | ３０ | 和歌山県知事 | ４２ | 長崎県知事 |
| ０７ | 福島県知事 | １９ | 山梨県知事 | ３１ | 鳥取県知事 | ４３ | 熊本県知事 |
| ０８ | 茨城県知事 | ２０ | 長野県知事 | ３２ | 島根県知事 | ４４ | 大分県知事 |
| ０９ | 栃木県知事 | ２１ | 岐阜県知事 | ３３ | 岡山県知事 | ４５ | 宮崎県知事 |
| １０ | 群馬県知事 | ２２ | 静岡県知事 | ３４ | 広島県知事 | ４６ | 鹿児島県知事 |
| １１ | 埼玉県知事 | ２３ | 愛知県知事 | ３５ | 山口県知事 | ４７ | 沖縄県知事 |

# 別表（二）　有資格コード一覧〔一般建設業〕

「1」･･･法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）　「4」･･･法第７条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験）
「7」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）　「7※」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験３年）　「7○」･･･法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等＋実務経験５年）

| | | コード | 資格区分 【必要な実務経験年数※1】 | | | 建設業の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |
| | | 01 | 法第７条第2号　イ　該当（指定学科卒業＋実務経験） | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 |
| | | 02 | 法第７条第２号　ロ　該当（１０年の実務経験） | | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | | 4 | 4 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設業法（技術検定） | 合格証明書 | 11 | １級建設機械施工管理技士（注11） | | | 7 | | | | 7 | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 12 | ２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種）（注11） | | | 7 | | | | 7 | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 13 | １級土木施工管理技士（注６） | | | 7 | | | 7※ | 7 | 7 | 7※ | | | 7※ | 7 | 7※ | 7 | 7 | | | 7 | 7※ | | | 7※ | | | 7※ | | 7 | | 7※ | 7 |
| | | 1H | １級土木施工管理技士補 | | | | | | 7※ | 7※ | 7※ | 7※ | | | 7※ | | 7※ | | 7※ | | | 7※ | 7※ | | | 7※ | | | 7※ | | 7※ | | 7※ | 7※ |
| | | 14 | ２級土木施工管理技士 | 種別 | 土木（注６） | 7 | | | 7○ | 7 | 7 | 7○ | | | 7○ | 7 | 7○ | 7 | 7 | | | 7○ | 7○ | | | 7○ | | | 7○ | | 7 | | 7○ | 7 |
| | | 1J | ２級土木施工管理技士補 | | 土　　木 | | | | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | | | 7○ | | 7○ | | 7○ | | | 7○ | 7○ | | | 7○ | | | 7○ | | 7○ | | 7○ | 7○ |
| | | 15 | ２級土木施工管理技士 | | 鋼構造物塗装 | | | | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | | | 7○ | | 7○ | | 7○ | | | 7 | 7○ | | | 7○ | | | 7○ | | 7○ | | 7○ | 7○ |
| | | 1K | ２級土木施工管理技士補 | | 鋼構造物塗装 | | | | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | | | 7○ | | 7○ | | 7○ | | | 7○ | 7○ | | | 7○ | | | 7○ | | 7○ | | 7○ | 7○ |
| | | 16 | ２級土木施工管理技士 | | 薬 液 注 入 | | | | 7○ | 7 | 7○ | 7○ | | | 7○ | | 7○ | | 7○ | | | 7○ | 7○ | | | 7○ | | | 7○ | | 7○ | | 7○ | 7○ |
| | | 1L | ２級土木施工管理技士補 | | 薬 液 注 入 | | | | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | | | 7○ | | 7○ | | 7○ | | | 7○ | 7○ | | | 7○ | | | 7○ | | 7○ | | 7○ | 7○ |
| | | 20 | １級建築施工管理技士（注６） | | | | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | | | 7 | 7 | 7 | | | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7※ | 7 | | | | 7 | 7※ | | 7※ | 7 |
| | | 2C | １級建築施工管理技士補 | | | | | 7※ | 7※ | 7※ | 7※ | 7※ | | | 7※ | | 7※ | | | 7※ | 7※ | 7※ | 7※ | 7※ | 7※ | 7※ | | | | 7※ | 7※ | | 7※ | 7※ |
| | | 21 | ２級建築施工管理技士 | 種別 | 建 築（注６） | | 7 | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | | | 7○ | | 7○ | | | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | | | | 7○ | 7○ | | 7○ | 7 |
| | | 22 | | | 躯 体（注６） | | | 7 | 7○ | 7 | 7○ | 7○ | | | 7 | 7 | 7 | | | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | | | | 7○ | 7○ | | 7○ | 7 |
| | | 23 | | | 仕　上　げ | | | 7 | 7 | 7○ | 7 | 7 | | | 7 | | 7○ | | | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7○ | 7 | | | | 7 | 7○ | | 7○ | 7○ |
| | | 2D | ２級建築施工管理技士補 | | | | | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | | | 7○ | | 7○ | | | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | | | | 7○ | 7○ | | 7○ | 7○ |
| | | 27 | １級電気工事施工管理技士 | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | 7※ | | | | | | | | | |
| | | 2E | １級電気工事施工管理技士補 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7※ | | | | | | | | | |
| | | 28 | ２級電気工事施工管理技士 | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | 7○ | | | | | | | | | |
| | | 2F | ２級電気工事施工管理技士補 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7○ | | | | | | | | | |
| | | 29 | １級管工事施工管理技士 | | | | | | | | | | | 7 | | | 7※ | | 7※ | 7※ | | | | | 7※ | 7※ | | | 7※ | 7※ | 7※ | | 7※ | |
| | | 2G | １級管工事施工管理技士補 | | | | | | | | | | | | | | 7※ | | 7※ | 7※ | | | | | 7※ | 7※ | | | 7※ | 7※ | 7※ | | 7※ | |
| | | 30 | ２級管工事施工管理技士 | | | | | | | | | | | 7 | | | 7○ | | 7○ | 7○ | | | | | 7○ | 7○ | | | 7○ | 7○ | 7○ | | 7○ | |
| | | 3A | ２級管工事施工管理技士補 | | | | | | | | | | | | | | 7○ | | 7○ | 7○ | | | | | 7○ | 7○ | | | 7○ | 7○ | 7○ | | 7○ | |
| | | 31 | １級電気通信工事施工管理技士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | |
| | | 32 | ２級電気通信工事施工管理技士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | |
| | | 33 | １級造園施工管理技士 | | | | | | 7※ | 7※ | 7※ | 7※ | | | 7※ | | 7※ | | 7※ | | | 7※ | 7※ | | | 7※ | | 7 | 7※ | | 7※ | | 7※ | 7※ |
| | | 3D | １級造園施工管理技士補 | | | | | | 7※ | 7※ | 7※ | 7※ | | | 7※ | | 7※ | | 7※ | | | 7※ | 7※ | | | 7※ | | | 7※ | | 7※ | | 7※ | 7※ |
| | | 34 | ２級造園施工管理技士 | | | | | | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | | | 7○ | | 7○ | | 7○ | | | 7○ | 7○ | | | 7○ | | 7 | 7○ | | 7○ | | 7○ | 7○ |
| | | 3E | ２級造園施工管理技士補 | | | | | | 7○ | 7○ | 7○ | 7○ | | | 7○ | | 7○ | | 7○ | | | 7○ | 7○ | | | 7○ | | | 7○ | | 7○ | | 7○ | 7○ |
| | | | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |
| 建築士法 | 免許証 | 37 | １級建築士 | | | | 7 | 7 | | | | 7 | | | 7 | 7 | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | |
| | | 38 | ２級建築士 | | | | 7 | 7 | | | | 7 | | | 7 | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | |
| | | 39 | 木造建築士 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術士法 | 登録証 | 41 | 建設 ・ 総合技術監理（建設）（注７） | | | 7 | | | | 7 | | | 7 | | | | | 7 | 7 | | | | | | | | | 7 | | | | | | 7 |
| | | 42 | 建設 「鋼構造及びコンクリート」 ・ 総合技術監理 （建設 「鋼構造及びコンクリート」 ）（注７） | | | 7 | | | | 7 | | | 7 | | | 7 | | 7 | 7 | | | | | | | | | 7 | | | | | | 7 |
| | | 43 | 農業 「農業土木」 ・ 総合技術監理 （農業 「農業土木」 ） | | | 7 | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 44 | 電気電子 ・ 総合技術監理 （電気電子） | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | |
| | | 45 | 機械 ・ 総合技術監理 （機械） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | |
| | | 46 | 機械 「流体工学」又は「熱工学」 ・ 総合技術監理 （機械 「流体工学」又は「熱工学」） | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | |
| | | 47 | 上下水道 ・ 総合技術監理 （上下水道） | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | |
| | | 48 | 上下水道 「上水道及び工業用水道」 ・ 総合技術監理 （上下水道 「上水道及び工業用水道」） | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | 7 | | | |
| | | 49 | 水産 「水産土木」 ・ 総合技術監理 （水産 「水産土木」） | | | 7 | | | | 7 | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 50 | 森林 「林業」 ・ 総合技術監理 （森林 「林業」） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | |
| | | 51 | 森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 （森林 「森林土木」） | | | 7 | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | |
| | | 52 | 衛生工学 ・ 総合技術監理 （衛生工学） | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 53 | 衛生工学 「水質管理」 ・ 総合技術監理 （衛生工学 「水質管理」） | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | |
| | | 54 | 衛生工学 「廃棄物管理」 ・ 総合技術監理 （衛生工学 「廃棄物管理」） | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | 7 | |
| 電気工事士法 | 免状 | 55 | 第１種電気工事士 | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 56 | 第２種電気工事士 | | 【3年】 | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気事業法 | 免状 | 58 | 電気主任技術者　（第１種～第３種） | | 【5年】 | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気通信事業法 | 資格者証 | 59 | 電気通信主任技術者 | | 【5年】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | |
| | | 35 | 工事担任者（「第１級アナログ通信」及び「第１級デジタル通信」の両方、又は「総合通信」）(注１２) | | 【3年】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | |
| 水　道　法 | 免状 | 65 | 給水装置工事主任技術者 | | 【1年】 | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消　防　法 | 免状 | 68 | 甲種 消防設備士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | |
| | | 69 | 乙種 消防設備士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | |
| | | | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |

| | | コード | 資格区分　　【必要な実務経験年数※1】 | 建設業の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |
| 職業能力開発促進法（※2） | 合格証書 | 71 | 建築大工 | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 64 | 型枠施工 | | | 7 | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 72 | 左官 | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 57 | とび・とび工（注8） | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| | | 73 | コンクリート圧送施工 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 66 | ウェルポイント施工 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 74 | 冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管 | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 75 | 給排水衛生設備配管 | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 76 | 配管（注1）・配管工 | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 70 | 建築板金「ダクト板金作業」 | | | | | | | 7 | | 7 | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 77 | タイル張り・タイル張り工 | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 78 | 築炉・築炉工・ れんが積み | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 79 | ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工 | | | | | | 7 | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 80 | 石工・石材施工・石積み | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 81 | 鉄工（注2）・製罐（せいかん） | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 82 | 鉄筋組立て・鉄筋施工（注3） | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 83 | 工場板金 | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 84 | 板金・建築板金・板金工（注4） | | | | | | | 7 | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 85 | 板金・板金工・打出し板金 | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 86 | かわらぶき・スレート施工 | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 87 | ガラス施工 | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 88 | 塗装（注9）・木工塗装・木工塗装工 | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | |
| | | 89 | 建築塗装・建築塗装工 | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | |
| | | 90 | 金属塗装・金属塗装工 | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | |
| | | 91 | 噴霧塗装 | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | |
| | | 67 | 路面標示施工 | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | |
| | | 92 | 畳製作 ・ 畳工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | |
| | | 93 | 内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | |
| | | 94 | 熱絶縁施工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | |
| | | 95 | 建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | |
| | | 96 | 造園 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | |
| | | 97 | 防水施工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | |
| | | 98 | さく井 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | |

※2 職業能力開発促進法による資格で専任技術者となる場合、等級区分が2級の方は、合格後3年以上の実務経験を要します。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は必要な実務経験が1年以上となります。

| | コード | 資格区分 【必要な実務経験年数※１】 | | | 建設業の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | 夕 | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |
| | 61 | 地すべり防止工事（地すべり防止工事士） 【１年】 | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | |
| | 40 | 基礎ぐい工事（基礎施工士） | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 62 | 建築設備士 【１年】 | | | | | | | | | | 7 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 63 | 計装（一級の計装士） 【１年】 | | | | | | | | | | 7 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 60 | 解体工事（解体工事施工技士） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| | 36 | 基幹技能者（注10） | 種目 | 登録電気工事基幹技能者 | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | |
| | | | | 登録橋梁基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録造園基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | |
| | | | | 登録コンクリート圧送基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録防水基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録トンネル基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録建設塗装基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録左官基幹技能者 | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録機械土工基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録海上起重基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録ＰＣ基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録鉄筋基幹技能者 | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録圧接基幹技能者 | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録型枠基幹技能者 | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録配管基幹技能者 | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録鳶・土工基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録切断穿孔基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録内装仕上工事基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | |
| | | | | 登録エクステリア基幹技能者 | | | | | 7 | 7 | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録ＡＬＣ基幹技能者 | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録建築板金基幹技能者 | | | | | | | 7 | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録外壁仕上基幹技能者 | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | 7 | 7 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録ダクト基幹技能者 | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録保温保冷基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | |
| | | | | 登録ウレタン断熱基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | |
| | | | | 登録グラウト基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録冷凍空調基幹技能者 | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録運動施設基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | 7 | | | | | | |
| | | | | 登録基礎工基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録タイル張り基幹技能者 | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録標識・路面標示基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録土工基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録発破・破砕基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録圧入工基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録送電線工事基幹技能者 | | | | | 7 | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録消火設備基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | |
| | | | | 登録建築大工基幹技能者 | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録建築測量基幹技能者 | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録硝子工事基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録さく井基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | | | | |
| | | | | 登録解体基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| | | | | 登録あと施工アンカー基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録計装基幹技能者 | | | | | | | | 7 | 7 | | | | | | | | | | | 7 | | 7 | | | | | | | |
| | | | | 登録土質改良基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録都市トンネル基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 登録潜函基幹技能者 | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 99 | 建設業法施行規則第７条の３の第１号、第２号（上記コード１１～９８に該当するものを除く）及び第３号該当 | | | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |
| | | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | 夕 | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |

※１：資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要になります。
（注１）配管：職業訓練法施行令の一部を改正する法令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
（注２）鉄工：昭和４８年改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
（注３）鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
（注４）板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
（注５）木工：昭和４８年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
（注６）平成２７年度までの合格者の場合、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験１年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
（注７）当面の間、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験１年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
（注８）２級の場合、解体工事業の配置技術者となるには、解体工事に係る３年以上の実務経験が必要になります。
（注９）塗装：昭和４８年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
（注 10）建設業法施行規則第１８条の３第２項第２号の登録基幹技能者講習を修了し、単一の建設業の種類における実務経験を１０年以上有する場合に認められます。（実務経験を有する建設業の種類について建設業法第２６条第１項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが記載されている講習修了証が必要になります。）
（注１１）令和３年３月31日以前の合格者の場合「建設機械施工技士」といいます。
（注１２）令和３年４月１日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を終了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限られます。

# 別表（二）　有資格コード一覧〔特定建設業〕

「2」･･･法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験 ＋ ２年以上の指導監督的実務経験）
「3」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「5」･･･法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験 ＋ ２年以上の指導監督的実務経験）
「6」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格 ＋ ２年以上の指導監督的実務経験）
「8※」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格 ＋ 実務経験３年 ＋ ２年以上の指導監督的実務経験）
「8○」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格 ＋ 実務経験５年 ＋ ２年以上の指導監督的実務経験）
「9」･･･法第１５条第２号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定７業種（建設業法施行令第５条の２）

| | | コード | 資格区分　【必要な実務経験年数※1】 | 建設業の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |
| | | 01 | 法第７条第2号　イ　該当 | | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | | 2 | | 2 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | | 2 | 2 | 2 | | 2 | 2 |
| | | 02 | 法第７条第２号　ロ　該当 | | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | | | 5 | | 5 | | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | | 5 | 5 | 5 | | 5 | 5 |
| | | 03 | 法第１５条第２号　ハ　該当（同号イと同等以上） | 3 | 3 | | | | | | 3 | 3 | | 3 | | 3 | | | | | | | | | | 3 | | | | | | |
| | | 04 | 法第１５条第２号　ハ　該当（同号ロと同等以上） | | | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | | | 6 | | 6 | | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建設業法（技術検定） | 合格証明書 | 11 | １級建設機械施工管理技士（注11） | 9 | | | | 9 | | | | | | | | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 12 | ２級建設機械施工管理技士　（第１種～第６種）（注11） | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 13 | １級土木施工管理技士（注6） | 9 | | | 8※ | 9 | 9 | 8※ | | | 8※ | 9 | 8※ | 9 | 9 | | | 9 | 8※ | | | 8※ | | | 8※ | | 9 | | 8※ | 9 |
| | | 1H | １級土木施工管理技士補 | | | | 8※ | 8※ | 8※ | 8※ | | | 8※ | | 8※ | | 8※ | | | 8※ | 8※ | | | 8※ | | | 8※ | | 8※ | | 8※ | 8※ |
| | | 14 | ２級土木施工管理技士　種別　土木（注6） | | | | 8○ | 8 | 8 | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | 8 | | | 8○ | 8○ | | | 8○ | | | 8○ | | 8 | | 8○ | 8 |
| | | 1J | ２級土木施工管理技士補　種別　土　木 | | | | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | 8○ | | | 8○ | 8○ | | | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | 8○ | 8○ |
| | | 15 | ２級土木施工管理技士　種別　鋼構造物塗装 | | | | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | 8○ | | | 8 | 8○ | | | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | 8○ | 8○ |
| | | 1K | ２級土木施工管理技士補　種別　鋼構造物塗装 | | | | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | 8○ | | | 8○ | 8○ | | | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | 8○ | 8○ |
| | | 16 | ２級土木施工管理技士　種別　薬 液 注 入 | | | | 8○ | 8 | 8○ | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | 8○ | | | 8○ | 8○ | | | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | 8○ | 8○ |
| | | 1L | ２級土木施工管理技士補　種別　薬 液 注 入 | | | | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | 8○ | | | 8○ | 8○ | | | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | 8○ | 8○ |
| | | 20 | １級建築施工管理技士（注6） | | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | | | 9 | 9 | 9 | | | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 8※ | 9 | | | | 9 | 8※ | | 8※ | 9 |
| | | 2C | １級建築施工管理技士補 | | | 8※ | 8※ | 8※ | 8※ | 8※ | | | 8※ | | 8※ | | | 8※ | 8※ | 8※ | 8※ | 8※ | 8※ | 8※ | | | | 8※ | 8※ | | 8※ | 8※ |
| | | 21 | ２級建築施工管理技士　種別　建築（注６） | | | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | | | | 8○ | 8○ | | 8○ | 8 |
| | | 22 | ２級建築施工管理技士　種別　躯体（注６） | | | 8 | 8○ | 8 | 8○ | 8○ | | | 8 | | 8 | | | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | | | | 8○ | 8○ | | 8○ | 8 |
| | | 23 | ２級建築施工管理技士　種別　仕　上　げ | | | 8 | 8 | 8○ | 8 | 8 | | | 8 | | 8○ | | | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8○ | 8 | | | | 8 | 8○ | | 8○ | 8○ |
| | | 2D | ２級建築施工管理技士補 | | | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | | | | 8○ | 8○ | | 8○ | 8○ |
| | | 27 | １級電気工事施工管理技士 | | | | | | | | 9 | | | | | | | | | | | | 8※ | | | | | | | | | |
| | | 2E | １級電気工事施工管理技士補 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8※ | | | | | | | | | |
| | | 28 | ２級電気工事施工管理技士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8○ | | | | | | | | | |
| | | 2F | ２級電気工事施工管理技士補 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8○ | | | | | | | | | |
| | | 29 | １級管工事施工管理技士 | | | | | | | | | 9 | | | 8※ | | 8※ | 8※ | | | | | 8※ | 8※ | | | 8※ | 8※ | 8※ | | 8※ | |
| | | 2G | １級管工事施工管理技士補 | | | | | | | | | | | | 8※ | | 8※ | 8※ | | | | | 8※ | 8※ | | | 8※ | 8※ | 8※ | | 8※ | |
| | | 30 | ２級管工事施工管理技士 | | | | | | | | | | | | 8○ | | 8○ | 8○ | | | | | 8○ | 8○ | | | 8○ | 8○ | 8○ | | 8○ | |
| | | 3A | ２級管工事施工管理技士補 | | | | | | | | | | | | 8○ | | 8○ | 8○ | | | | | 8○ | 8○ | | | 8○ | 8○ | 8○ | | 8○ | |
| | | 31 | １級電気通信工事施工管理技士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 9 | | | | | | | |
| | | 32 | ２級電気通信工事施工管理技士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | |
| | | 33 | １級造園施工管理技士 | | | | 8※ | 8※ | 8※ | 8※ | | | 8※ | | 8※ | | 8※ | | | 8※ | 8※ | | | 8※ | | 9 | 8※ | | 8※ | | 8※ | 8※ |
| | | 3D | １級造園施工管理技士補 | | | | 8※ | 8※ | 8※ | 8※ | | | 8※ | | 8※ | | 8※ | | | 8※ | 8※ | | | 8※ | | | 8※ | | 8※ | | 8※ | 8※ |
| | | 34 | ２級造園施工管理技士 | | | | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | 8○ | | | 8○ | 8○ | | | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | 8○ | 8○ |
| | | 3E | ２級造園施工管理技士補 | | | | 8○ | 8○ | 8○ | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | 8○ | | | 8○ | 8○ | | | 8○ | | | 8○ | | 8○ | | 8○ | 8○ |
| | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |
| 建築士法 | 免許証 | 37 | １級建築士 | | 9 | 9 | | | | 9 | | | 9 | 9 | | | | | | | | 9 | | | | | | | | | | |
| | | 38 | ２級建築士 | | | 8 | | | | 8 | | | 8 | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | |
| | | 39 | 木造建築士 | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技術士法 | 登録証 | 41 | 建設 ・ 総合技術監理（建設）（注７） | 9 | | | | 9 | | | 9 | | | | | 9 | 9 | | | | | | | | | 9 | | | | | | 9 |
| | | 42 | 建設 「鋼構造及びコンクリート」 ・ 総合技術監理 （建設 「鋼構造及びコンクリート」 ）（注7） | 9 | | | | 9 | | | 9 | | | 9 | | 9 | 9 | | | | | | | | | 9 | | | | | | 9 |
| | | 43 | 農業 「農業土木」 ・ 総合技術監理 （農業 「農業土木」 ） | 9 | | | | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 44 | 電気電子 ・ 総合技術監理 （電気電子） | | | | | | | | 9 | | | | | | | | | | | | | | 9 | | | | | | | |
| | | 45 | 機械 ・ 総合技術監理 （機械） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 9 | | | | | | | | | |
| | | 46 | 機械 「流体工学」又は「熱工学」 ・ 総合技術監理 （機械 「流体工学」又は「熱工学」） | | | | | | | | | 9 | | | | | | | | | | | 9 | | | | | | | | | |
| | | 47 | 上下水道 ・ 総合技術監理 （上下水道） | | | | | | | | | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | 9 | | | |
| | | 48 | 上下水道 「上水道及び工業用水道」 ・ 総合技術監理 （上下水道 「上水道及び工業用水道」） | | | | | | | | | 9 | | | | | | | | | | | | | | | 9 | | 9 | | | |
| | | 49 | 水産 「水産土木」 ・ 総合技術監理 （水産 「水産土木」） | 9 | | | | 9 | | | | | | | | | 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 50 | 森林 「林業」 ・ 総合技術監理 （森林 「林業」） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 9 | | | | | | |
| | | 51 | 森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 （森林 「森林土木」） | 9 | | | | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 9 | | | | | | |
| | | 52 | 衛生工学 ・ 総合技術監理 （衛生工学） | | | | | | | | | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 53 | 衛生工学 「水質管理」 ・ 総合技術監理 （衛生工学 「水質管理」） | | | | | | | | | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | 9 | | | |
| | | 54 | 衛生工学 「廃棄物管理」 ・ 総合技術監理 （衛生工学 「廃棄物管理」） | | | | | | | | | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | 9 | | 9 | |
| 電気工事士法 | 免状 | 55 | 第１種電気工事士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 56 | 第２種電気工事士　【3年】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気事業法 | 免状 | 58 | 電気主任技術者　（第１種～第３種）　【5年】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電気通信事業法 | 資格者証 | 59 | 電気通信主任技術者　【5年】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | |
| | | 35 | 工事担任者（「第１級アナログ通信」及び「第１級デジタル通信」の両方、又は「総合通信」）(注１２)　【3年】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | |
| 水　道　法 | 免状 | 65 | 給水装置工事主任技術者　【1年】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消　防　法 | 免状 | 68 | 甲種 消防設備士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | |
| | | 69 | 乙種 消防設備士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | |
| | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 清 |

特定建設業指定７業種（建設業法施行令第５条の２）

| | | コード | 資格区分　　【必要な実務経験年数※1】 | 建設業の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |
| 職業能力開発促進法（※2） | 合格証書 | ７１ | 建築大工 | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ６４ | 型枠施工 | | | 8 | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ７２ | 左官 | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 57 | とび・とび工（注8） | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 |
| | | ７３ | コンクリート圧送施工 | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ６６ | ウェルポイント施工 | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ７４ | 冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ７５ | 給排水衛生設備配管 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ７６ | 配管（注１）・配管工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ７０ | 建築板金「ダクト板金作業」 | | | | | | | 8 | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ７７ | タイル張り・タイル張り工 | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ７８ | 築炉・築炉工・ れんが積み | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ７９ | ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工 | | | | | | 8 | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ８０ | 石工・石材施工・石積み | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ８１ | 鉄工（注２）・製罐（せいかん） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ８２ | 鉄筋組立て・鉄筋施工（注３） | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ８３ | 工場板金 | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ８４ | 板金・建築板金・板金工（注４） | | | | | | | 8 | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ８５ | 板金・板金工・打出し板金 | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ８６ | かわらぶき・スレート施工 | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ８７ | ガラス施工 | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | | |
| | | ８８ | 塗装（注９）・木工塗装・木工塗装工 | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | |
| | | ８９ | 建築塗装・建築塗装工 | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | |
| | | ９０ | 金属塗装・金属塗装工 | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | |
| | | ９１ | 噴霧塗装 | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | |
| | | ６７ | 路面標示施工 | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | | |
| | | ９２ | 畳製作 ・ 畳工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | |
| | | ９３ | 内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | |
| | | ９４ | 熱絶縁施工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | |
| | | ９５ | 建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | |
| | | ９６ | 造園 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ９７ | 防水施工 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | | | |
| | | ９８ | さく井 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | | | | | |

※2 職業能力開発促進法による資格で専任技術者となる場合、等級区分が2級の方は、合格後3年以上の実務経験を要します。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は必要な実務経験が1年以上となります。

□ 特定建設業指定７業種（建設業法施行令第５条の２）

| | コード | 資格区分 | 【必要な実務経験年数※１】 | | 建設業の種類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |
| | 61 | 地すべり防止工事（地すべり防止工事士） | 【１年】 | | | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ８ | | | | | |
| | 40 | 基礎ぐい工事（基礎施工士） | | | | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 62 | 建築設備士 | 【１年】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 63 | 計装（一級の計装士） | 【１年】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 60 | 解体工事（解体工事施工技士） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ８ |
| | ３６ | 基幹技能者（注10） | | 種目 | 登録電気工事基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ８ | | | | | | | |
| | | | | | 登録橋梁基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録造園基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録コンクリート圧送基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録防水基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | ８ | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録トンネル基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録建設塗装基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録左官基幹技能者 | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録機械土工基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録海上起重基幹技能者 | | | | | | | | | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録ＰＣ基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録鉄筋基幹技能者 | | | | | | | | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録圧接基幹技能者 | | | | | | | | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録型枠基幹技能者 | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録配管基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録鳶・土工基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録切断穿孔基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録内装仕上工事基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | ８ | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ８ | | | | | |
| | | | | | 登録エクステリア基幹技能者 | | | | ８ | ８ | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録ＡＬＣ基幹技能者 | | | | | | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録建築板金基幹技能者 | | | | | | ８ | | | | | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録外壁仕上基幹技能者 | | | ８ | | | | | | | | | | | | ８ | ８ | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録ダクト基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録保温保冷基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ８ | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録ウレタン断熱基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ８ | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録グラウト基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録冷凍空調基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録運動施設基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録基礎工基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録タイル張り基幹技能者 | | | | | | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録標識・路面標示基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録土工基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録発破・破砕基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録圧入工基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録送電線工事基幹技能者 | | | | ８ | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録消火設備基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ８ | | | |
| | | | | | 登録建築大工基幹技能者 | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録建築測量基幹技能者 | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録硝子工事基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録さく井基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ８ | | | | | | |
| | | | | | 登録解体基幹技能者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ８ |
| | | | | | 登録あと施工アンカー基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録計装基幹技能者 | | | | | | | ８ | ８ | | | | | | | | | | ８ | | ８ | | | | | | | | |
| | | | | | 登録土質改良基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録都市トンネル基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 登録潜函基幹技能者 | | | | ８ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | 99 | 建設業法施行規則第７条の３の第１号、第２号（上記コード１１～９８に該当するものを除く）及び第３号該当 | | | | ８ | ８ | ８ | ８ | ８ | | | ８ | | ８ | | ８ | ８ | ８ | ８ | ８ | ８ | ８ | ８ | | ８ | ８ | ８ | ８ | ８ | ８ |
| | | | | | 土 | 建 | 大 | 左 | と | 石 | 屋 | 電 | 管 | タ | 鋼 | 筋 | 舗 | し | 板 | ガ | 塗 | 防 | 内 | 機 | 絶 | 通 | 園 | 井 | 具 | 水 | 消 | 清 | 解 |

※１：資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要になります。
（注１）配管：職業訓練法施行令の一部を改正する法令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
（注２）鉄工：昭和４８年改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
（注３）鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
（注４）板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
（注５）木工：昭和４８年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
（注６）平成２７年度までの合格者の場合、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験１年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
（注７）当面の間、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験１年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
（注８）２級の場合、解体工事業の配置技術者となるには、解体工事に係る３年以上の実務経験が必要になります。
（注９）塗装：昭和４８年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
（注 10）建設業法施行規則第１８条の３第２項第２号の登録基幹技能者講習を修了し、単一の建設業の種類における実務経験を１０年以上有する場合に認められます。（実務経験を有する建設業の種類について建設業法第２６条第１項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが記載されている講習修了証が必要になります。）
（注１１）令和３年３月31日以前の合格者の場合「建設機械施工技士」といいます。
（注１２）令和３年４月１日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を終了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。